

第2次城里町総合計画 —後期基本計画—



城里町

..... (この頁は白紙です)

ごあいさつ

平成 17 年 2 月に城里町が誕生し、平成 28 年（2016 年）3 月には「第 2 次城里町総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定し、まちの将来像『人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち』の実現のため全力で取り組んで参りました。

新型コロナウイルスの感染防止のため外出や行動が制限される日々が続いており、重苦しい空気が社会全体を覆っております。そのような中においても、城里町内においては、未就学児の転入超過が続いており、出生数よりも小学校入学数が多い状態が続いていることや、下水道が整備された市街地において住宅着工が増加傾向にあるなど、一部に明るい兆しがあります。これらは、給食費の無償化などの子育て支援や、土地購入や住宅建築に対する補助などの定住支援策が一定の効果を発揮したものと理解しています。

自治体間では、多様な住民ニーズにどう応えるか、地域性の特色を活かし創意工夫を凝らした政策で、他地域から住民等を獲得するための地域間競争が激化しています。

こうした状況の中、令和 3 年度（2021 年度）から 5 年間を計画期間とする「第 2 次城里町総合計画・後期基本計画」を策定しました。

本計画においても、次の施策の 4 つの柱に引き続き取り組んでまいります。

第 1 に、働く場所をつくります。そのために企業誘致を進めます。

第 2 に、住みよい環境をつくります。そのために公園の整備や各種の子育て支援、高齢者の健康支援の充実などを進めます。

第 3 に、城里町に住んでいただく場所をつくります。そのために子育て世帯向けの住宅に関する各種施策の充実を図り、移住定住の強化促進に取り組みます。

第 4 に、城里町に住み続けたいと思う心を育てます。そのために町の歴史、文化、自然の素晴らしさを伝えていく取り組みを進めます。

後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画を踏襲しますが、今後のまちづくりにとって重要で、かつ多分野に広がるテーマを「重点プロジェクト」と位置付け、分野横断的な取り組みとして新たにまとめました。

後期基本計画に定める各種施策の遂行により、まちの将来像の実現に向け、まちづくりに邁進してまいります。

最後に、後期基本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただいた城里町総合計画審議会委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメント等にご協力を賜りました町民の皆様に対し、心よりお礼を申し上げます。

令和 3 年 10 月

城里町長 上遠野 修



目次

総論	1
第1章 計画の概要	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の役割	2
3. 計画の構成と期間	2
第2章 城里町の概況と時代潮流	3
1. 城里町の位置と地勢	3
2. 城里町の沿革	4
3. 城里町の現状等の整理・分析	5
4. 城里町を取り巻く時代潮流	8
基本構想	11
第1章 基本理念	12
第2章 将来像	13
1. まちの将来像	13
2. 基本目標	14
第3章 計画の指標（将来人口）	16
第4章 土地利用構想（第2次城里町国土利用計画）	17
1. 土地利用の基本方針	17
2. ゾーン別土地利用の方向	18
3. 拠点の考え方	18
4. 都市軸の考え方	20
5. 地区別・利用区分別の土地利用の考え方	21
第5章 施策の大綱	24
後期基本計画	25
第1章 重点プロジェクト	26
1. 町の資源を活かした魅力づくり	26
2. 安心して住み続けられるまちづくり	27
3. しなやかで強靱なまちづくり	28
4. 町のイメージ向上や関係づくり	29
第2章 分野別計画	30
基本目標1 安全・安心な生活基盤のあるまちの実現	31
第1節 計画的土地利用の推進	32
第2節 道路・交通体系の整備	33
第3節 上・下水道・河川の整備	35

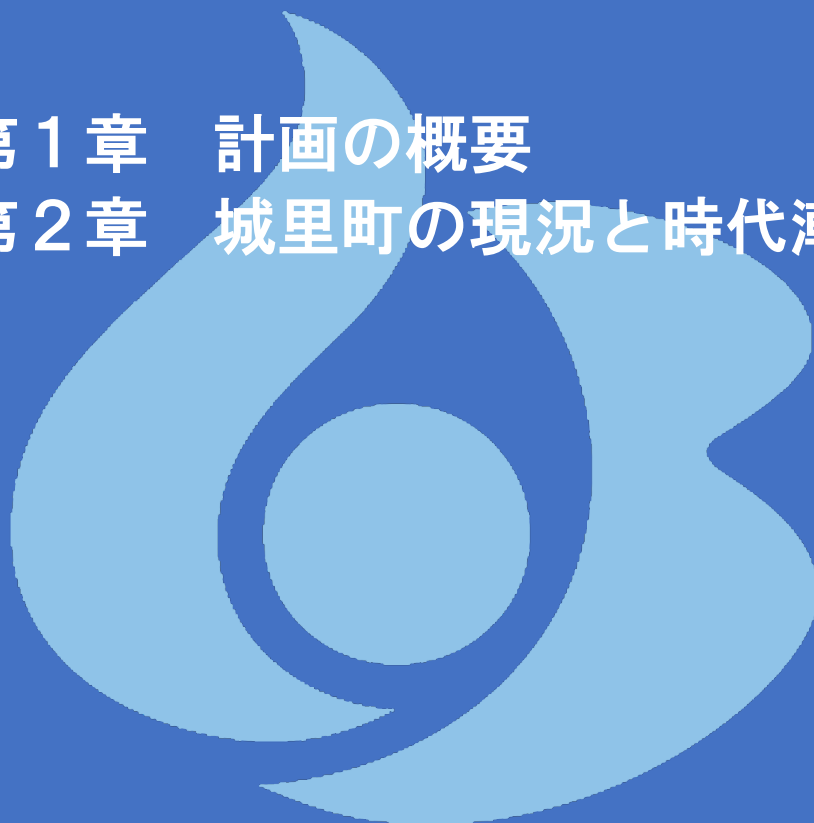
第4節	公園・緑地の整備と緑化の推進	37
第5節	情報通信網の整備・充実	38
第6節	景観の形成	40
第7節	住宅地・住宅の整備	41
第8節	消防・救急体制の強化と防災の推進	43
第9節	防犯・交通安全対策の推進	45
基本目標2	健やかに暮らせるまちの実現	47
第1節	地域福祉の充実	48
第2節	子育て支援の充実	49
第3節	高齢者福祉の充実	51
第4節	障害者福祉の充実	53
第5節	保健・医療の充実	55
第6節	社会保障制度の充実	57
基本目標3	活力とにぎわいのあるまちの実現	59
第1節	農林業の振興	60
第2節	商工業の振興	63
第3節	観光・レクリエーションの振興	65
第4節	新たな産業の誘致・育成	67
第5節	消費者保護の推進	69
第6節	住みたくなるまち、働きたくなるまちの構築	70
基本目標4	人と文化を育む人間性豊かなまちの実現	71
第1節	ともに社会を生き抜く力を身につける教育	72
第2節	安心して学べる教育環境の整備	74
第3節	生涯にわたって学べる環境の整備	76
第4節	郷土の文化の継承と文化財の保護	78
基本目標5	環境にやさしく、豊かな自然と共生するまちの実現	79
第1節	自然環境の保全	80
第2節	循環型社会の形成	81
第3節	低炭素社会の形成	82
基本目標6	思いやりのある自治のまちの実現	85
第1節	住民主体のまちづくりの推進	86
第2節	多様な交流の推進	88
第3節	人権尊重と男女共同参画の推進	89
第4節	行財政運営の合理化・効率化	91
第5節	広域行政の推進	93
資料編		95

..... (この頁は白紙です)

総論

第1章 計画の概要

第2章 城里町の現況と時代潮流



第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本町は、平成17年2月1日に1町2村が合併し、城里町として新たに歩みはじめるにあたって、『人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち』を将来像とする第1次城里町総合計画を策定しました。平成27年度には第2次城里町総合計画を策定し、第1次計画から引き継いだ将来像の実現に向けたまちづくりを推進しています。

今回、総合計画の計画期間のうち前半5か年を担当する前期基本計画が満了することから、過去5か年の取組の進捗や社会情勢等の変化を踏まえた基本計画の見直しを行い、まちづくりの一層の推進を目指す後期基本計画の策定を行います。

2. 計画の役割

第2次城里町総合計画は、町の最上位計画として、まちづくりの基本方針を示すものであるとともに、行政全体を包括する計画として、町民と行政とのまちづくりの共通方針としての役割を担うものです。また、基本構想の一部（土地利用編）は、国土利用計画法に位置づけられた国土利用計画に該当します。

3. 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」という2つの計画によって構成されています。

基本構想

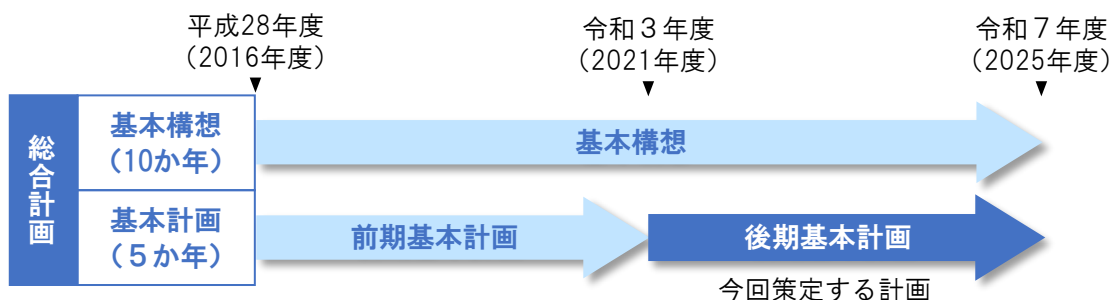
町政の最高理念であり、町の将来像及び基本目標を示します。

地方自治法による策定義務は廃止されましたが、本町では「城里町総合計画策定条例」に基づいて基本構想を策定しています。

基本計画

「基本構想」に定められた町の将来像を実現するため、基本目標を踏まえた施策の基本的な方向性と体系を示します。

【総合計画の構成と期間】



第2章 城里町の概況と時代潮流

1. 城里町の位置と地勢

本町は、茨城県の西北部に位置し、南部は県都水戸市及び笠間市と接し、北東部は那珂川を境に常陸大宮市、那珂市と接しており、西部は栃木県茂木町に接しています。

城里町域の総面積は161.80 km²で、約61%を森林が占めています。東部は那珂川沿岸に開けた沖積平野地帯で、農地や宅地、工業用地などに利用され、国道123号沿線を中心に、多くの町民が居住しています。中西部は、八溝山系の南縁部の標高200m前後の丘陵地帯となっており、藤井川をはじめとする那珂川支流の多くの河川が起伏の激しい地形を作り出し、山林や農地、レクリエーション施設などに利用され、豊かな自然や歴史を感じる地域となっています。

【城里町の位置】

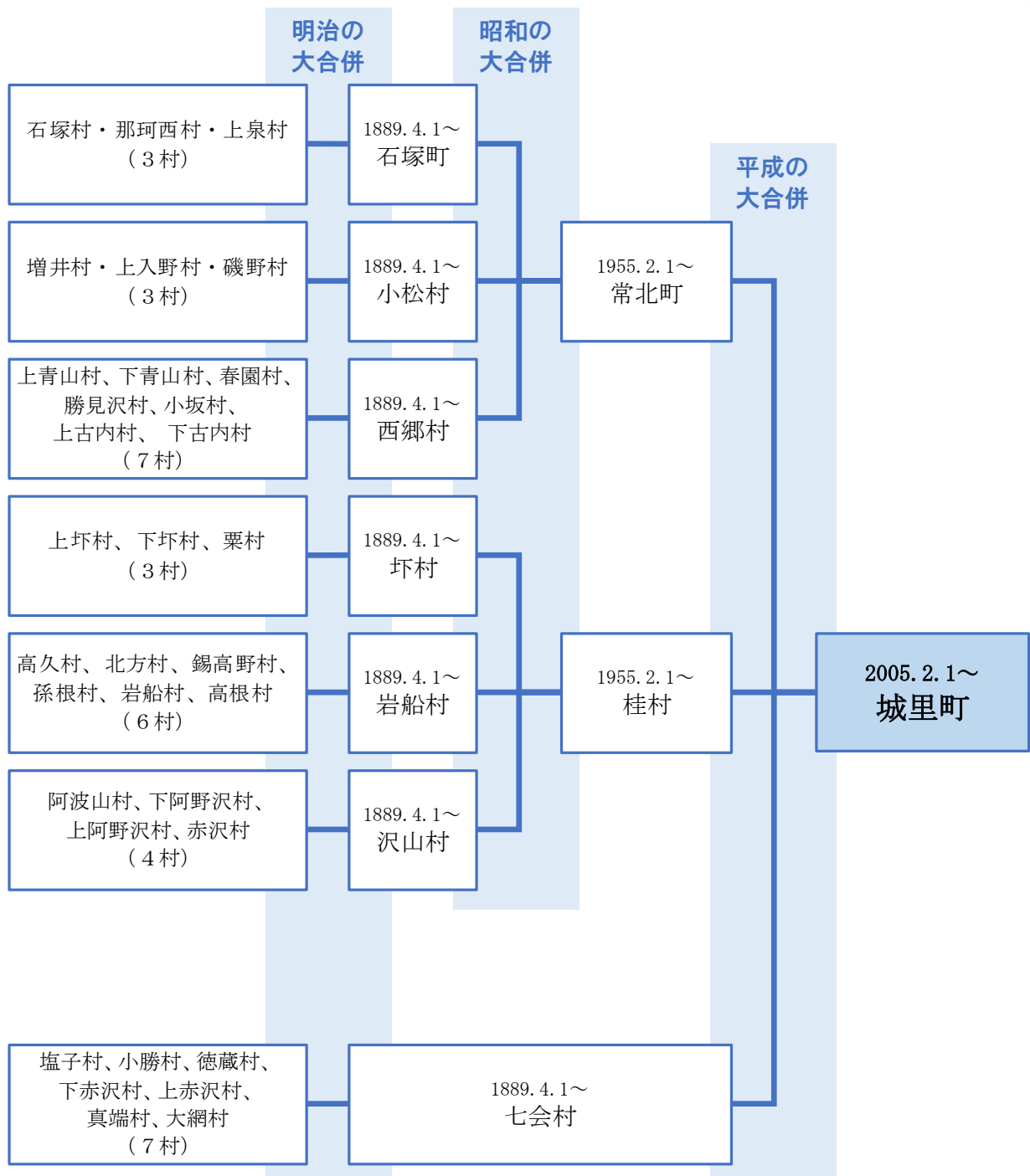


2. 城里町の沿革

明治の大合併（明治22年（1889年））により旧七会村が、昭和の大合併（昭和30年（1955年））により旧常北町と旧桂村が誕生し、平成17年（2005年）にこの1町2村が合併して城里町が誕生しています。

町内には、明治の大合併前の旧村名が現在も大字名として残っています。

【城里町の沿革】



3. 城里町の現状等の整理・分析

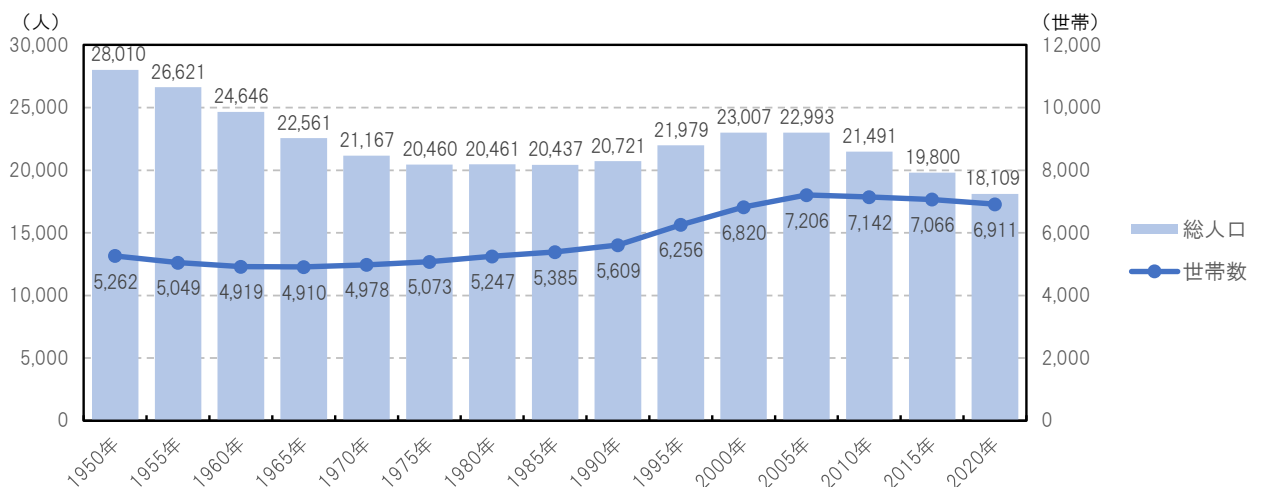
(1) 人口・世帯

城里町の人口を国勢調査の5年ごとにみると、戦後間もない1950年（昭和25年）の約2.8万人をピークに減少傾向が続いていましたが、1985年（昭和60年）から増加に転じ、2000年（平成12年）以降は再び減少傾向となっています。

世帯数は、1965年（昭和40年）から微増が続き、1990年（平成2年）以降は大きく増加していましたが、2005年（平成17年）から減少に転じています。

2020年（令和2年）の総人口は18,109人、世帯数は6,911世帯となっています（速報値）。

【総人口と世帯数の推移（国勢調査）】

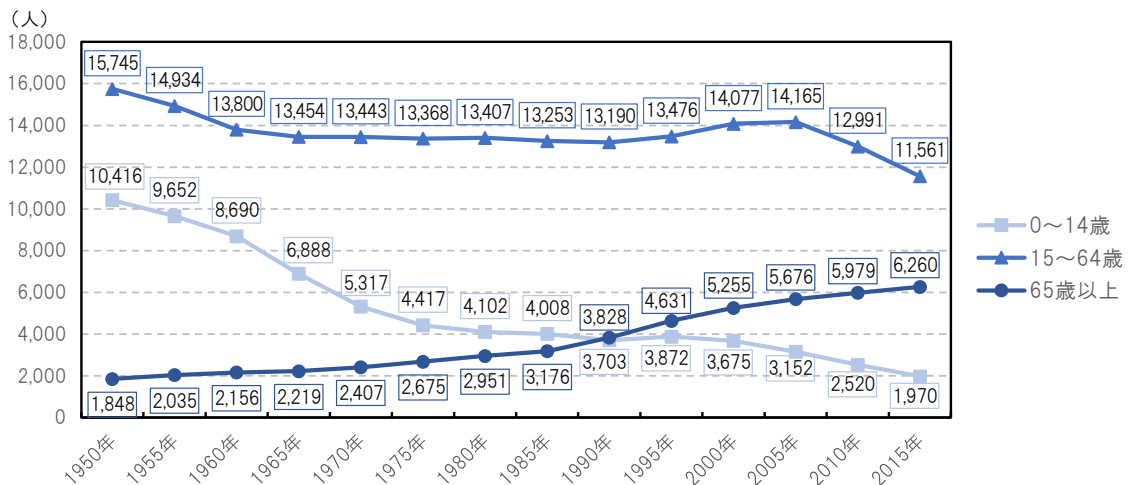


(2) 人口構成

年齢3階級別人口の推移をみると、「15歳～64歳」の生産年齢人口は、総人口と概ね同じような増減の傾向を示しています。一方、「0～14歳」の年少人口は、1950年（昭和25年）から一貫して減少、「65歳以上」の老年人口は、1950年（昭和25年）から一貫して増加している状況で、少子高齢化が加速しています。

2015年（平成27年）の高齢化率は31.6%となっています。

【年齢3階級別人口の推移（国勢調査）】

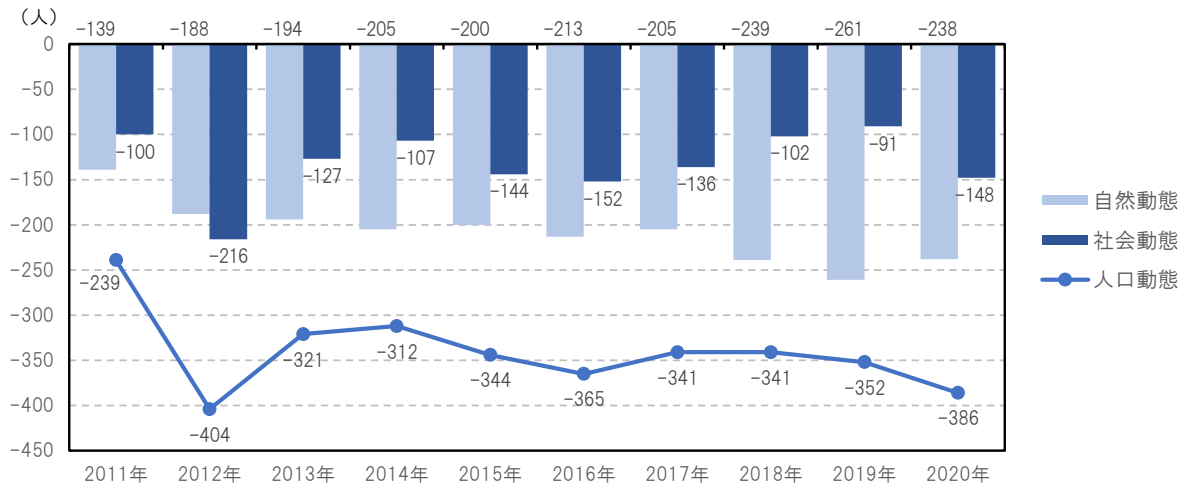


(3) 人口動態

城里町の自然動態は、2011年（平成23年）には-139人、2020年（令和2年）には-238人となっており、減少幅が拡大傾向にあります。これは出生数の減少と死亡数の増加が続いていることによるものです。社会動態は、年によってばらつきはありますが、概ね-100人前後で推移しています。

自然動態の減少幅が拡大するのにもなって、人口動態も減少幅が拡大する傾向にあり、2020年（令和2年）には-386人となっています。

【人口動態の推移（国勢調査）】



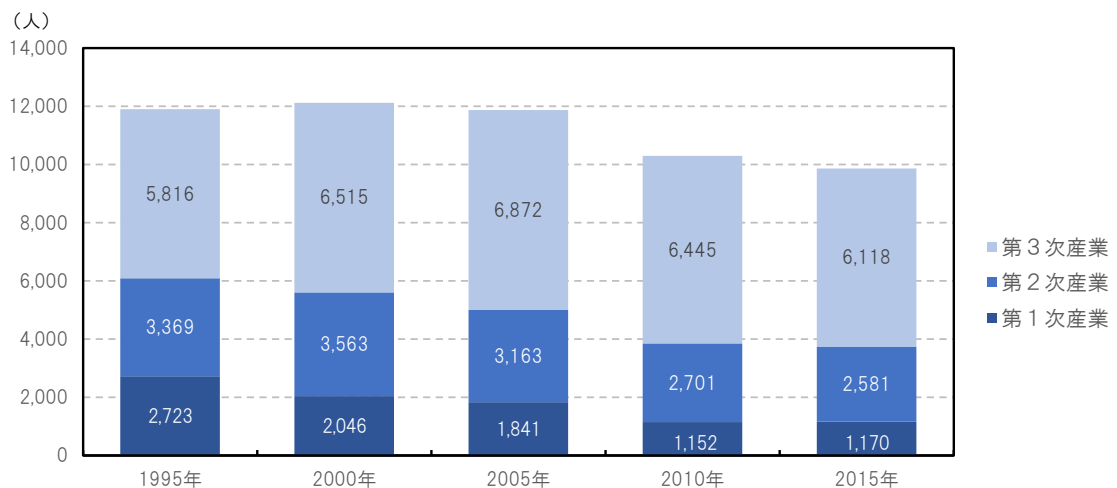
(4) 就業者数

城里町の就業者数は、2005年（平成17年）以降、総人口の減少にあわせて減少しています。

第1次産業の就業者は、1995年（平成7年）から2015年（平成27年）にかけて半数以下の1,170人まで減少しています。第2次産業の就業者は、同時期に3,369人が2,581人へ減少していますが、就業者数全体に占める割合は30%弱で概ね一定となっています。

第3次産業の就業者は、1995年（平成7年）から2015年（平成27年）にかけて、5,816人から6,118人へ増加しています。近年で最も多かったのは、2005年（平成17年）の6,872人ですが、全産業に占める割合はその後も増加が続いており、2015年（平成27年）には60%強となっています。

【産業別就業者数の推移（国勢調査）】

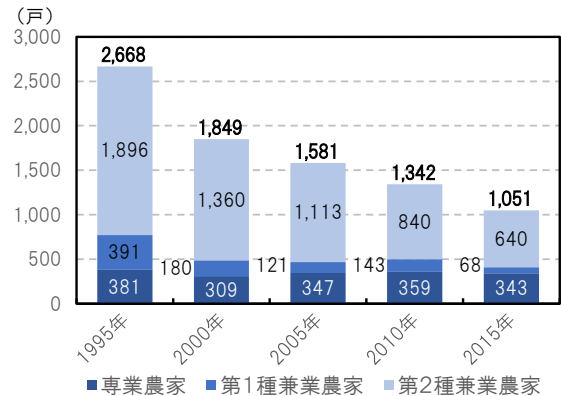


(5) 農業

1995年（平成7年）から2015年（平成27年）の販売農家数の推移をみると、総戸数は1,600戸強、約60%の減少となっています。

特に、第1種及び第2種兼業農家の数は大きく減少を続けていますが、専業農家数は1995年（平成7年）から約10%の減少にとどまっており、近年は横ばいの傾向となっています。

【販売農家数の推移（農林業センサス）】

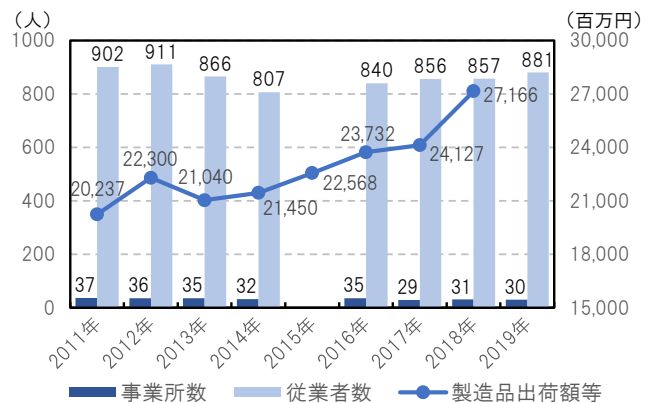


(6) 工業

2011年（平成23年）から2019年（令和元年）までの工業の推移をみると、事業所数は減少傾向にあるものの、従業者数は増減を繰り返しながら概ね横ばいで推移しており、製造品出荷額等は増加傾向となっています。

※2015年の事業者数と従業者数は、調査時期の変更があった関係で未調査となっている。2019年の製造品出荷額等は、翌年の調査を待たなければならぬため、現時点では未調査となっている。

【工業の推移（工業統計・経済センサス）】

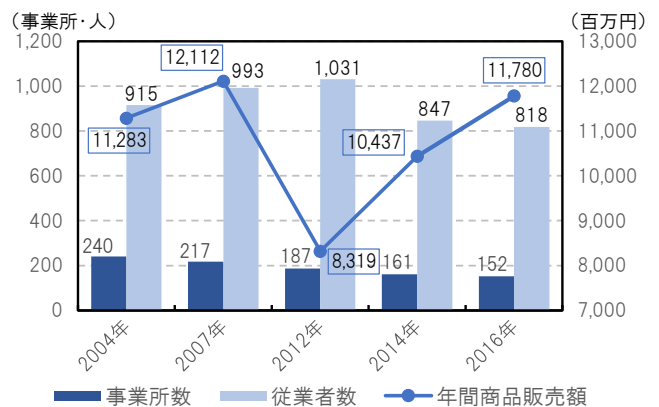


(7) 商業

2004年（平成21年）から2016年（平成28年）までの商業（卸売業・小売業）の推移をみると、事業所数は減少傾向となっています。

年間商品販売額は東日本大震災直後の2012年（平成24年）に大きく減少しましたが、その後は回復傾向となっています。従業者数は2012年（平成24年）以降、減少が続いています。

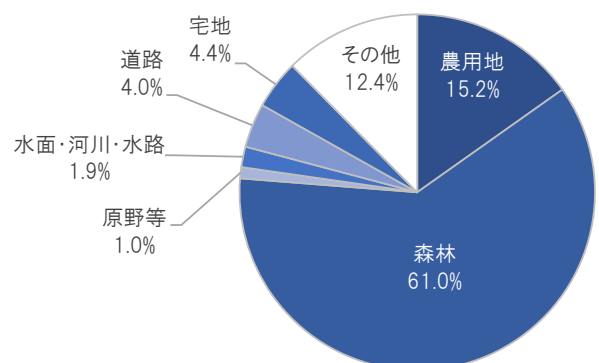
【商業の推移（商業統計・経済センサス等）】



(8) 土地利用

2021年（令和3年）現在の土地利用現況をみると、森林が61.0%となっており、町域の約6割を占めています。次いで多いのは農用地の15.2%で、自然的土地利用の割合が高くなっています。

【土地利用の推移（城里町集計）】



4. 城里町を取り巻く時代潮流

城里町を取り巻く時代潮流を3つの視点から整理します。

(1) 日本社会の縮小

①人口減少時代の到来と少子高齢化の進展

本町の人口は、1985年（昭和60年）から2000年（平成12年）にかけて増加していましたが、その後減少に転じ、近年は年間約300人のペースで減少が続いています。また、14歳以下の人口の減少と65歳以上の人口の増加は、戦後からほぼ一貫して続いています。

このような傾向は、今後も継続・拡大することが予測されており、各産業の担い手不足や町税収入の減少が、地域経済や町財政へ悪影響を及ぼすことが懸念されます。

町では既に子育て支援や定住支援といった対策に取り組んでおり、一定の成果をあげていますが、2008年（平成20年）以降は我が国全体で人口が減少しているため、地域間で人口獲得のための競争が激しくなっています。

②公共施設等の老朽化

我が国では、人口の増加や行政需要の拡大などを背景として、高度経済成長期に大量の公共施設等が整備されており、これらの施設等がこれから一斉に更新時期を迎えることとなります。

城里町においても、昭和40年代から50年代に学校や公民館の建設など多くの公共施設等を整備してきましたが、年月の経過に伴い経年劣化や耐震性能不足等がみられ、今後、維持管理していくうえで大きな財政負担になることが明らかになっています。

厳しい財政状況の中、人口減少等により施設の利用需要が変化していくことも予想されることから、サービスと必要なコスト、資産としての価値などを総合的に判断しながら、公共施設等の最適な配置や維持管理を実現することが求められています。

③家族や地域の機能の縮小

人口減少や少子高齢化の進展によって、住民同士の支えあいの基盤となっていたコミュニティの弱体化が進んでいると言われていています。本町においても、自治会の加入率の減少や解散といった状況が見られます。

また、世帯当たりの人員が減少し、核家族で夫婦がともに働いている世帯等が増加したことなどを背景に、家族の持つ扶養や介護といった機能が縮小し、町民の身近な行政サービスを担う行政の役割が拡大しています。

安心して住み続けられるまちづくりを実現するため、変化する家族や地域のあり方に対応した公共サービスの提供や地域コミュニティの再生が求められています。

(2) 不確実性の増大

① グローバル化の進展

グローバル化が進んだ現代では、ひと、もの、資金、情報が国や地域などの地理的な境界、枠組みを超えて移動することが当たり前になっています。

農産物等の輸出の拡大や訪日外国人旅行者の誘致による経済振興といったグローバル化をチャンスに変える取組がある一方で、国際的な金融危機が発生したリーマン・ショックや、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行といった問題もグローバル化がもたらしたものの1つです。

世界の結びつきが強まり、地方自治体であっても世界情勢と無縁ではいられない中で、様々な変化に迅速で柔軟に対応できる体制が求められています。

② 自然災害の頻発・激甚化

近年、我が国では、洪水や土砂災害を引き起こす大雨や短時間強雨の回数が増加しています。本町でも、令和元年東日本台風により大きな被害が発生していますが、こうした自然災害の頻発・激甚化の背景には、世界規模の気候変動の影響があると言われています。

本町には緑豊かな山間地や、那珂川をはじめとする大小の河川が流れており、重要な地域資源となっています。しかし、こうした優れた資源も適切に管理が行わなければ、土砂崩れ等の自然災害や有害鳥獣による作物被害などを招く恐れがあります。

自然災害は予測が困難であり、また、過剰な防災対策は自然環境を破壊することにもつながりかねないことから、多分野が連携して影響を最小限に抑えるリスク管理を行うことが求められています。

③ 情報通信技術の発展

情報通信技術の分野は、近年めまぐるしい発展を遂げています。インターネットの登場や携帯電話等のモバイル技術の普及と発展、これに伴う様々なサービスの登場により、人々の行動やコミュニケーションのあり方が大きく変化することとなりました。

自宅にいながら買い物ができる。仕事場以外の場所でも仕事ができる。こうした動きは、コロナ禍以降、ますます広がることが予想されます。また、このような新しい技術は、地理的に不利な条件を克服し、地域の課題解決につながる大きな可能性を秘めています。

城里町では、全町に光ファイバーによるブロードバンドネットワークが敷設されていることから、こうした環境を活かして新しい技術の導入や企業との関係構築を積極的に進めていくことが重要となります。

(3) 地域の自立と地方創生

①地方分権改革の進展

住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担うことを基本とする地方分権改革によって、国から地方自治体へと権限と財源の移譲が進められています。

また、各地域がそれぞれの特長を活かした自立的で持続的な社会を創り出すことを目指す地方創生の理念のもと、地方自治体には人口減少や少子高齢化等に対応する総合的な戦略の展開が求められています。

山積する課題の解決に向けて地方自治体の役割は重要性を増しており、町の特性や実情に応じた創意工夫の取組がこれまで以上に求められています。

②町民等と行政の連携の推進

近年、地域コミュニティやまちづくりをはじめ、様々な分野における住民参加・協働への関心がますます高まっています。地域の課題はそこに生活する住民が一番良く分かっていることから、本町でもまちづくり懇談会をはじめとする様々な取組を展開しています。

また、公共サービスに民間の知恵や人材、資金等を活用する民間委託や連携協定といった取組も進んでいます。

行政サービスやまちづくりにおいて協働の領域が拡大する中で、町民・企業と行政の相互の協力体制を確立し、より効率的・弾力的な行政サービスの提供、町民または該当する地域の住民の視点にたった行政サービスの提供に努めることが求められています。

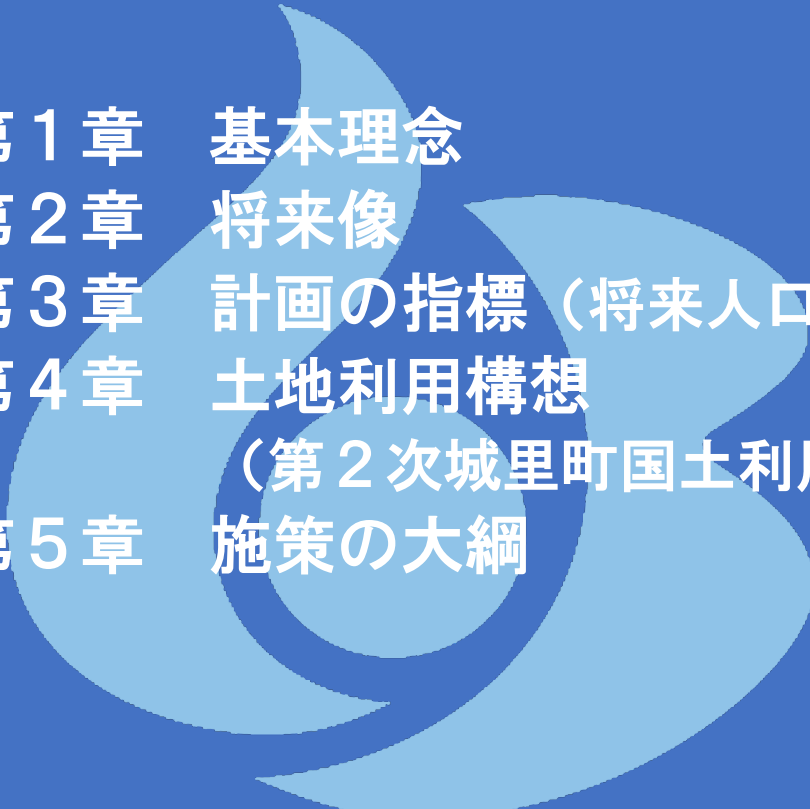
③広域連携の取組の広がり

地域の自立や地域独自の取組が重要となる一方、町民の生活圏や経済圏は行政区域を越え、広域化しています。

また、行政サービスに対するニーズも複雑、多様化しているため、町単独では対応しきれない、また対応できても非効率になってしまうような内容も存在します。

こうした状況を踏まえて、近隣の地理的、社会的、経済的な結びつきの強い自治体が連携して、広域的な課題や、他の地域に負けない魅力づくりを進めることも重要となっています。

基本構想

- 
- 第1章 基本理念
 - 第2章 将来像
 - 第3章 計画の指標（将来人口）
 - 第4章 土地利用構想
（第2次城里町国土利用計画）
 - 第5章 施策の大綱

第1章 基本理念

城里町がまちづくりを進めていくための基本理念を、以下に掲げます。

■ まちの活性化に向けた戦略的な視点でのまちづくりへ

城里町を取り巻く状況として、人口減少時代の到来を迎える中、産業構造の変化や高度情報化、地方分権の進展などとともに、今後はさまざまな分野において都市間競争が本格化するものと予想されます。

このような状況に対応していくため、城里町では町民・企業と行政の協働に基づき、戦略的な視点にたったまちづくりを推進し、安全・安心に暮らせる、活気あふれる自立性の高いまちを目指します。

■ 豊かな自然と共生する“田園共存”のまちづくりへ

城里町は、農林業を主体とした産業構造と、それと調和した地域形成を図ってきました。町内では評価の高い米の生産、お茶の栽培・製造が永らく続いており、林業については政府の施策で付加価値産業化が図られようとしています。

このような地域性を踏まえ、本町にとって「田園環境」の保全は重要なもので、そのためには「環境」、「景観」、「歴史・文化」を重視すべきと考えます。

今後も、そうした「田園環境」と共存し、生活・産業基盤が確立・発展できる住みよいまちを目指します。

■ 地域コミュニティを基調とした住民自治のまちづくりへ

町民のニーズや価値観が多様化し、また国、地方ともに厳しい財政運営を強いられている今日、地方分権への確に対応していくためには町民と行政とのパートナーシップの確立が不可欠です。

地域がこれまでに培ってきた地域コミュニティを基調としながら、町民・企業と行政の役割分担を明確にし、地方自治の本旨である一体感のある住民自治のまちを目指します。

第2章 将来像

1. まちの将来像

まちづくりの基本理念をもとに、城里町が目指すまちの姿として、将来像を次のように定めます。

『人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち』 みらいに続く城里らしさの追求と創造

城里町では、古くから水や緑の豊かで美しい自然の恩恵を受け、それらを活かしながら、人々がともに手を携えて日々の暮らしを支えてきました。

この地域は古代から栄えており、今も多くの遺跡や古墳が残っています。江戸時代には、那珂川の水運とともに那須街道が交易路として栄え、高野村（錫高野）での錫鉱発見に端を発し小勝や塩子でも金、銀、錫が盛んに採掘されていました。明治時代には、「黒澤止幾」が私邸を小学校に充て、我が国の小学校教育黎明期における最初の女性教師となりました。また、大正時代には茨城鉄道の運転開始により、石塚周辺は行政や産業の中心として発展しました。

その後、高度経済成長や都市化の進展、道路交通網の発達、都市化の進展による人口の増加などによって地域社会は大きくその姿を変えて来ました。

しかし、その中であって地域が持つ助け合いの精神は、現在にも受け継がれ、城里町のかげがえのない宝物となっています。

そして今、人口減少社会の到来など、さらなる時代の大きな転換期を迎え、新たな行政課題に対応していくため、城里町は、それぞれの地域が連携し、地域の力を結集した新しい枠組みを構築し、新しいまちづくりに臨んでいきます。

2. 基本目標

以下の6つをまちづくりの基本方針と定め、まちの将来像である『人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち』の実現に向けたまちづくりを進めていきます。

(1) 安全・安心な生活基盤のあるまちの実現《都市基盤・防災・防犯》

道路や上・下水道、公園など町の基本的な生活施設や、バスなどの交通網、情報網などの充実を図るとともに、町民の生活を包む自然環境を大切に、適切に商業地・工業地・居住地などを配置していきます。

また、町民の生命と財産を守るため、消防・防災体制の充実、防犯交通安全の充実に努め、「安全・安心な生活基盤のあるまち」を目指します。

(2) 健やかに暮らせるまちの実現《健康・福祉》

少子高齢社会や核家族化などの中で、子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らせるように、地域ぐるみで福祉環境の向上を目指し地域福祉の充実に努めます。

高齢者福祉においては、高齢者が生涯にわたり健康で生きがいを持って暮らせるような支援を進めるとともに介護保険サービスの適正な運用に努めます。

すべての子どもと家庭を対象とした子育て支援の充実に努め、障害者福祉においては、地域社会の中での自立支援、障害に対する意識啓発に努めます。

さらに、町民が健康で生き生きと暮らせるよう、町民の健康づくりを支援するとともに、医療体制の充実を図り、すべての人が「健やかに暮らせるまち」を目指します。

(3) 活力とにぎわいのあるまちの実現《産業》

恵まれた自然環境の中で発展してきた農業や、古くからの地場産業である林業は、引き続き町の基幹産業として、さらなる充実を図ります。また、地元でとれた農産物や木材を地元で消費する地産地消を推進します。

国道123号バイパスの開通を踏まえ、優良企業の誘致による工業・新産業の育成に力を入れるとともに、身近な商業サービスの充実と商業施設の計画的な誘致を図ります。また、既存の企業のさらなる技術向上を促し、商工業の発展に努めます。

さらに、さまざまな地域資源の連携による新しい観光施策を促進することで交流人口の増大に努め、「活力とにぎわいのあるまち」を目指します。

（4）人と文化を育む人間性豊かなまちの実現《教育・文化》

城里町の未来を担う子どもたちの健やかな成長を目指し、幼児教育、学校教育の充実に努めます。幼児教育にあつては、家庭教育を含めた教育環境の向上を目指し、幼・保・小の連携を強化するとともに、義務教育にあつては、確かな学力の定着、地域の特色を活かした教育を推進します。

高齢社会の進展や価値観の多様化が進展する中、生涯を通じて「学び」への欲求が高まっており、いつでも、どこでも、誰でも充実感を持って学び、スポーツ・レクリエーション活動にも参加できる環境の充実に努めます。

さらに、これまで育まれてきた地域文化を守りながら、地域の歴史・文化を保存していくとともに郷土愛を育み、地域に根ざした新しい文化の創造や、町民の主体的な芸術・文化活動を積極的に支援していくなど、「人と文化を育む人間性豊かなまち」を目指します。

（5）環境にやさしく、豊かな自然と共生するまちの実現《環境》

地球規模での環境問題へ対応していくため、温室効果ガス発生への抑制や再生可能エネルギー導入の検討など地球環境の保全を図るとともに、本町の貴重な財産である自然環境の保全に努めます。また、次代に向けて持続可能な循環型社会を構築するため、ごみの減量化、リサイクルの推進などにより、「環境にやさしく、豊かな自然と共生するまち」を目指します。

（6）思いやりのある自治のまちの実現《自治・コミュニティ・行財政》

厳しい経済環境の中で、自立したまちを目指すためには、抜本的な行政改革とともに、町民一人ひとりの姿勢や、人と人、町民と行政のつながりが大切です。人と人、人と行政とがしっかりとした信頼関係を確立し、それぞれの役割分担を明確にしながら、それぞれを思いやりながら協働・連携し、責任を持って役割を遂行していくことが必要です。また、必要に応じて周辺地域とのさらなる連携も進めながら「思いやりのある自治のまち」を目指します。

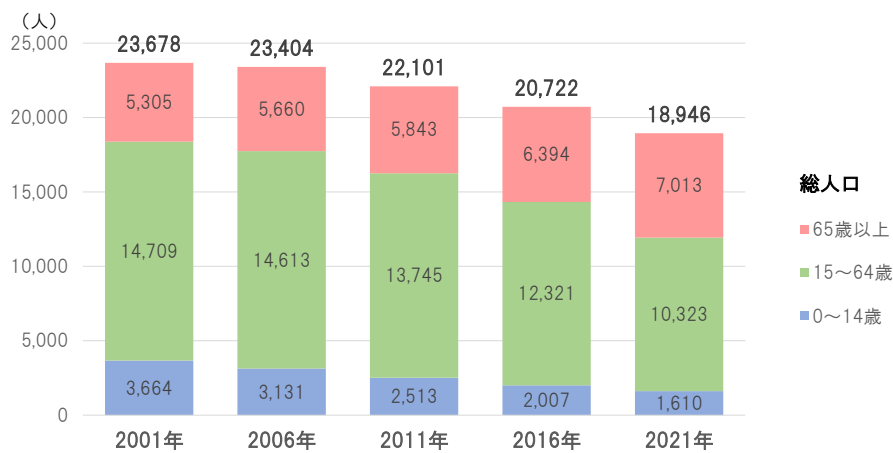
第3章 計画の指標（将来人口）

本町の人口は、終戦直後の約2.8万人が最も多く、その後の変化は以下に示す3つの時期に分けて整理することができます。

- ◇ 戦後（人口のピーク）～高度経済成長期：人口が大きく減少
- ◇ 1970年代～2000年頃（第2のピーク）：人口減少が鈍化し、1985年以降は人口が増加
- ◇ 2000年頃～現在：人口が再び減少

現在は、少子高齢化の進行により拡大する自然減少（死亡数が出生数を上回るための減少）と、2005年（平成17年）から始まった社会減少（人口移動による減少）があわさって、年間約300人という大きな減少が続いています。

【城里町の近年の人口推移（各年3月31日現在の住民基本台帳人口）】



町の人口が減少すると、公共施設や都市基盤施設などの社会ストックに余剰が生じ、その維持負担が増大するとともに、未来を託すべき子どもたちや社会を支える若者達が減少し、町全体の活力が薄れてしまいます。

このような状況に対応するため、これまで以上に、安心して子育てできる環境づくりのための施策や、子育て世代のファミリー層が入居しやすい宅地や住宅の供給、地域の特徴を活かした多様な雇用の場の確保、高齢者が元気に長生きできるような予防医療やバリアフリー化など各種の高齢者対策、公共交通などの充実や生活サービス施設の誘致などによる利便性の向上などさまざまな施策を集中的に展開することが求められています。

本計画では、令和7年の町の人口を18,500人と設定し、上記のような取組の積み重ねによりこの水準の維持と持続可能なバランスの良い人口構成の実現を目指します。

将来人口

令和7年の人口 18,500人（住民基本台帳人口）

第4章 土地利用構想（第2次城里町国土利用計画）

1. 土地利用の基本方針

城里町を目指すべき将来像『人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち ～みらいに続く城里らしさの追求と創造～』を実現するため、地域の特性を活かした都市的、自然的な機能拠点を配置しながら、安全で安心して暮らせる生活環境の確保とまちの再生を図ることを基本に、長期的・計画的な土地利用を推進するものとします。

なお、城里町の今後10年間の土地利用の構想については、「国土利用計画（全国計画）－第四次－」（平成20年7月策定）及び「茨城県国土利用計画（第四次）」（平成21年3月策定）で示された土地利用方針を基本とし、国土の適正な利用と良好な生活環境の確保を図り、さらなる発展と安定を目指します。

（1）自然環境と共存する地域づくり

城里町は、現在も、保水機能や豊かな自然環境、農山村景観を有しています。

今後も水戸市等の都市部に隣接するという立地特性を活かしつつ、豊かな田園環境・景観を保持しながら、さまざまな知恵と仕組みを持って、生活基盤が継続的に確立できる地域づくりを図ります。

（2）それぞれの地域の特性を活かし地域間の一体化を目指したまちづくり

土地の利用は、その土地が本来持っている「自然的要素」に加えて、「生活や産業の要素」、「基盤整備の状況」、「それぞれの地域の特性」により、地域の性格・役割が整理されます。この地域の特性により規定される分類を「ゾーン」とし、中心的役割を担う地区を「拠点」として位置付け、これらを連携する連携軸の形成を図ります。

（3）広域幹線道路等の都市基盤整備の波及効果を活かした都市づくり

「常磐自動車道」水戸北スマートインターチェンジの本供用（平成21年4月1日）は、城里町における自動車による広域移動の利便性を格段に向上させました。また、町東部を南北に貫く国道123号バイパスの整備も進められています。

これを契機に、計画的な沿道土地利用の誘導を図り、城里町の域間、さらには他地域間との「ひとつものの流れ」を活発化させ、良い波及効果を町内に広げるような地域づくりを図ります。

2. ゾーン別土地利用の方向

以下の3つのゾーン毎に、各ゾーンの特徴を活かした土地利用の誘導を図ります。

(1) 市街地ゾーン（住宅地、その他の宅地、水面・河川・水路、原野など）

市街地ゾーンは、石塚、阿波山を中心に形成される市街地地域で、水戸市や水戸北部中核工業団地に隣接した立地から、住宅や郊外型商業など生活関連機能が集積しており、主に宅地等の土地利用がなされています。

今後このゾーンは、国道123号バイパスの開通を契機に、適切な沿道土地利用の誘導を図るとともに、下水道等の整備や道路網の整備等生活基盤の整備を図り、計画的な土地利用により適正な市街地を誘導し魅力ある生活環境づくりに努めます。

(2) 田園居住ゾーン（農用地、森林、水面・河川・水路、原野、住宅地、その他の宅地など）

田園居住ゾーンは、東部の那珂川沿いから中央部に広がる農業地帯であり、利用区分上、農用地、森林などを中心に、集落等の住宅地が点在しています。

このゾーンは緑地や河川などの身近な自然環境や農村景観の保全に努めるとともに、生活基盤を整備し、居住環境の形成を図りながら快適で暮らしやすいまちづくりを目指します。

また、畑や水田の田園地帯であることから、農業の振興を図るとともに体験型農業等による他地域との交流の場としての活用にも努めます。

(3) 自然環境ゾーン（森林、農用地、原野、住宅地、その他の宅地など）

自然環境ゾーンは、西部から北部にかけて広大な広がりを見せる森林空間で、合間に集落が形成されており、利用区分上、森林、農用地、原野などを中心に、住宅地（集落）、その他の宅地などを含みます。

このゾーンは、恵まれた自然環境を保全するとともにレクリエーション空間として森林の持つ健康休養機能を活用し町民と訪問者が交流するゾーンとして、各種観光施設の活用や、アクセス道路の整備や回遊性の確保を図ります。

また、安全・安心を確保する、自然災害に対する対応等に努めます。

3. 拠点の考え方

地域資源や公共施設が集積する3つの「拠点」については、以下のような機能の誘導を図ります。

(1) 市街地拠点

石塚、阿波山を中心とした商業・医療・業務関連施設が立地する地域においては、町民の生活利便性を図るため、機能集積を図ります。

また集積した機能が十分に稼働し、町内各地域との人の交流が図れるよう、公共交通基盤確立のための各種方策も併せて取り組みます。

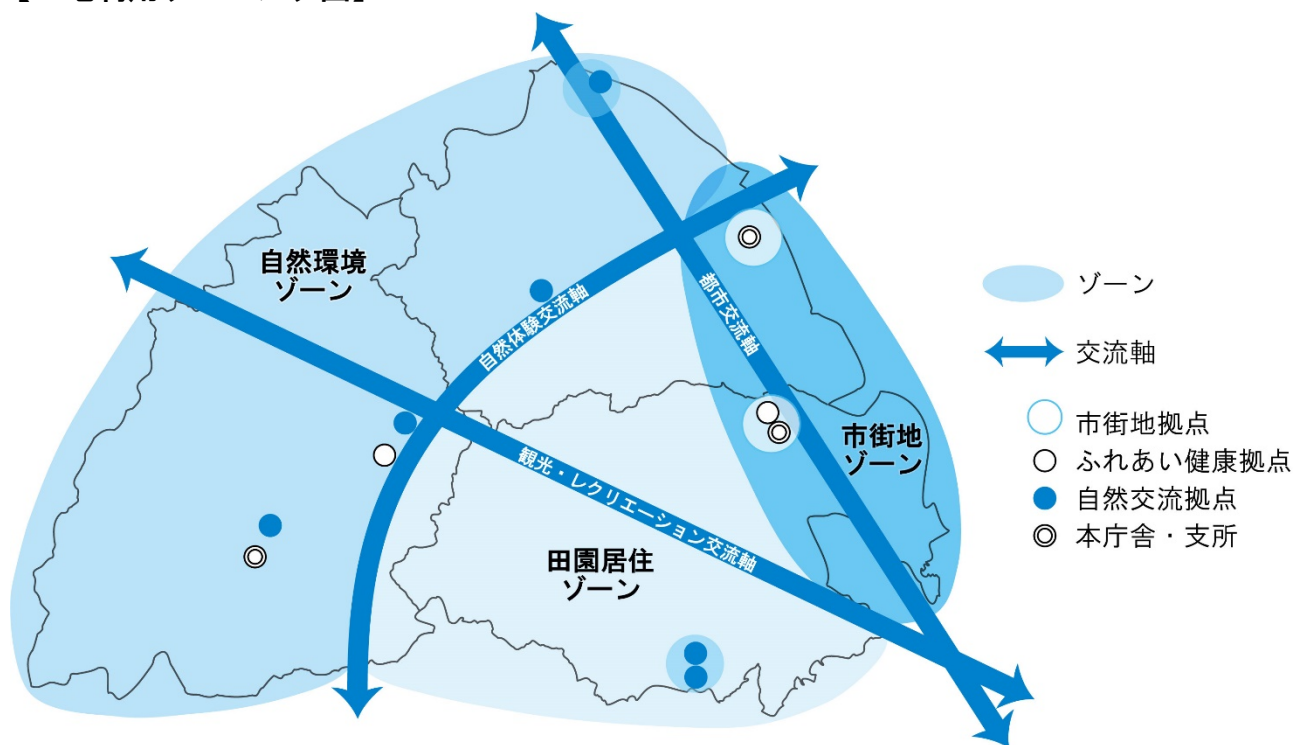
(2) ふれあい健康拠点《地域交流拠点》

保健福祉センター、健康増進施設等をふれあい健康拠点とし、すべての人が健康で安心して暮らせるよう保健・福祉・医療の充実を図り、地域交流を醸成できるような拠点づくりに取り組みます。

(3) 自然交流拠点《広域交流拠点》

自然に恵まれた地域にある、ふれあいの里、ホロルの湯、うぐいすの里、物産センター山桜、山びこの郷、御前山県立自然公園（特産品直売センターかつら（道の駅））周辺を交流拠点として位置付け、連携を図ることによって、自然環境を活用した観光レクリエーションの振興を図ります。

【土地利用ゾーニング図】



4. 都市軸の考え方

地域や資源間を結ぶ3つの「軸」については、以下のような機能の誘導や交流の促進を図ります。

(1) 都市交流軸（道路、住宅地、その他の宅地など）

国道123号を中心とした水戸市につながる交流軸で、利用区分上、道路、住宅地、その他の宅地などを含みます。

国道沿道には住宅地や郊外型商業などの生活関連機能が形成されており、町民の社会生活を支える基軸とします。

(2) 観光・レクリエーション交流軸（道路、その他の宅地、森林、農用地など）

県道水戸茂木線を中心とした、都市部と自然環境ゾーンを結ぶ交流軸は、利用区分上、道路、その他の宅地、森林、農用地などを含みます。

常磐自動車水戸北ICから、ツインリンクもてぎに通じる軸の沿線には、物産センター山桜やふれあいの里キャンプ場などの観光施設やゴルフ場などがあり、都市住民に自然とのふれあい、やすらぎを与える誘引要素の基軸とします。

(3) 自然体験交流軸（道路、その他の宅地、森林、農用地などを含む）

県道阿波山徳蔵線を中心とした、笠間方面と常陸大宮方面を結ぶ交流軸は、利用区分上、道路、その他の宅地、水面・河川・水路、森林、農用地などを含みます。

那珂川の支流や森林など豊かな自然環境の中に散在した地域資源の連携を図り、自然の魅力を体験できる新たな交流の基軸とします。

5. 地区別・利用区分別の土地利用の考え方

(1) 地区区分の前提

地区区分は、自然的、社会的、経済的及び文化的条件を勘案して設定するものとします。

(2) 地区の区分

【地区区分と概要】

地区区分		地区の概要
常北東部地区	常北都市計画区域	この地域は、東に那珂川を介し那珂市、南に水戸市と接しており、全域が常北都市計画区域となっています。 この地域は、那珂川流域の低地に農用地が広がり、那珂西から石塚にかけての台地には、国道123号や主要地方道石岡城里線や日立笠間線などが通り、これらの主要幹線道路に囲まれた本庁舎の周辺地区には、本町の中心市街地が形成されています。
常北西部地区	常北都市計画区域外	この地域は、東から南を水戸市に接しており、常北都市計画区域を除く旧常北町の区域です。地域内を主要地方道水戸茂木線、石岡城里線、日立笠間線などの主要幹線道路が通り、これらの幹線道路の沿道などを中心に、集落や農用地が形成されています。
桂地区		この地域は、北から東にかけて那珂川を介し常陸大宮市及び那珂市に接しており、那珂川をはじめとする水と緑に恵まれた御前山県立自然公園を中心に広がる旧桂村の地域で、国道123号や県道阿波山徳蔵線、錫高野石塚線などの幹線道路の沿道を中心に市街地や集落が形成され、さらに那珂川やその支流の沿川に農用地が連なっています。また、北方の工業地域を中心に工場も立地しています。 この地域の最北部に位置する「特産品直売センターかつら（道の駅）」は、地元特産品の販売や御前山を始めとする地域の周辺観光の拠点として、地元活性化の一翼を担っています。
七会地区		この地域は、北は常陸大宮市、南は笠間市、西は栃木県茂木町に接しており、地域の総面積の約77%を森林が占めている旧七会村の地域で、主要地方道水戸茂木線、県道阿波山徳蔵線などの幹線道路の沿道を中心に市街地や集落が形成され、さらに、谷あいに沿って流れる河川の沿川に農用地が連なっています。 この地域に位置する物産センター「山桜」は、地元農林業を活かした新たな都市交流事業を展開しており、地域活性化の重要な役割を担っています。

【地区区分図】



(3) 地区区分ごとの土地利用の基本方向

①常北東部地区

市街地では、民間事業の適切な誘導等による住宅地整備を計画的に推進するとともに、道路・公園などを計画的に配置し、良好な市街地の形成を図ります。

魅力ある農村景観を形成している那珂川流域に広がる農用地では、ほ場の整備や農村環境の整備に努めます。

茨城県から保安林の指定を受けている寺沢、鍛木平(だんのきだいら)干害保安林や那珂西から石塚にかけての斜面部などに残る斜面林、台地部に見られる平地林などは、地権者の協力と理解を得ながら積極的な保全を図ります。

那珂川及びその支流については、地域住民の生命・財産を保全するために、国・県に治水事業の促進を要望するとともに、関係市町村と連携して流域内の保水、湧水機能の保全に配慮した河川整備を促進します。

②常北西部地区

農用地については、農地の有効活用を図るため、農地の利用集積を進めるとともに、農地の荒廃を防止し、保全を図ります。さらに、民間農園を活用した体験農業等を検討し、農地の多目的な活用に努めます。

藤井川ダム周辺には、豊かな自然の中でキャンプ等が楽しめるふれあいの里やホロルの湯などの観光施設があり、国指定重要文化財をはじめとする有形文化財や史跡、小松寺など、当地区について観光地としての活用を促進します。

また、水戸市の近い立地条件を活かし、ベッドタウンとしての定住促進に努めます。

森林については、豊かな自然環境を地域の財産としてとらえ、それらの良好な自然環境の保全を推進します。

③桂地区

那珂川流域に広がる農用地では、農業生産基盤整備事業の実施などにより、生産性の高い農業の振興に努めます。また、散在している農村集落については、その総合的整備を進めます。

遊休農地等については、農地の有効活用を図るため、農地の利用集積を進めます。また、農地の荒廃を防止し、保全を図るため、優良農地の保全や、遊休農地の多目的な活用に努めます。

本町の貴重な自然資源である御前山県立自然公園については、自然環境との調和を図りながら、観光・レクリエーションの場として活用と新たな観光施策を促進し、集客力の増大を図ります。

国道123号沿いの住宅地域では、生活道路の整備拡充や下水道、公園等の都市基盤整備を図り、緑空間の確保や安全性に配慮した良好な居住環境づくりなどに努めます。

また、国道123号バイパスの開通を踏まえ、優良企業の誘致を図り、新たな産業の育成に努めます。

④七会地区

森林地域は、治水事業、造林事業などにより保全を図るとともに、木材などの付加価値製品化による林業振興に努めます。

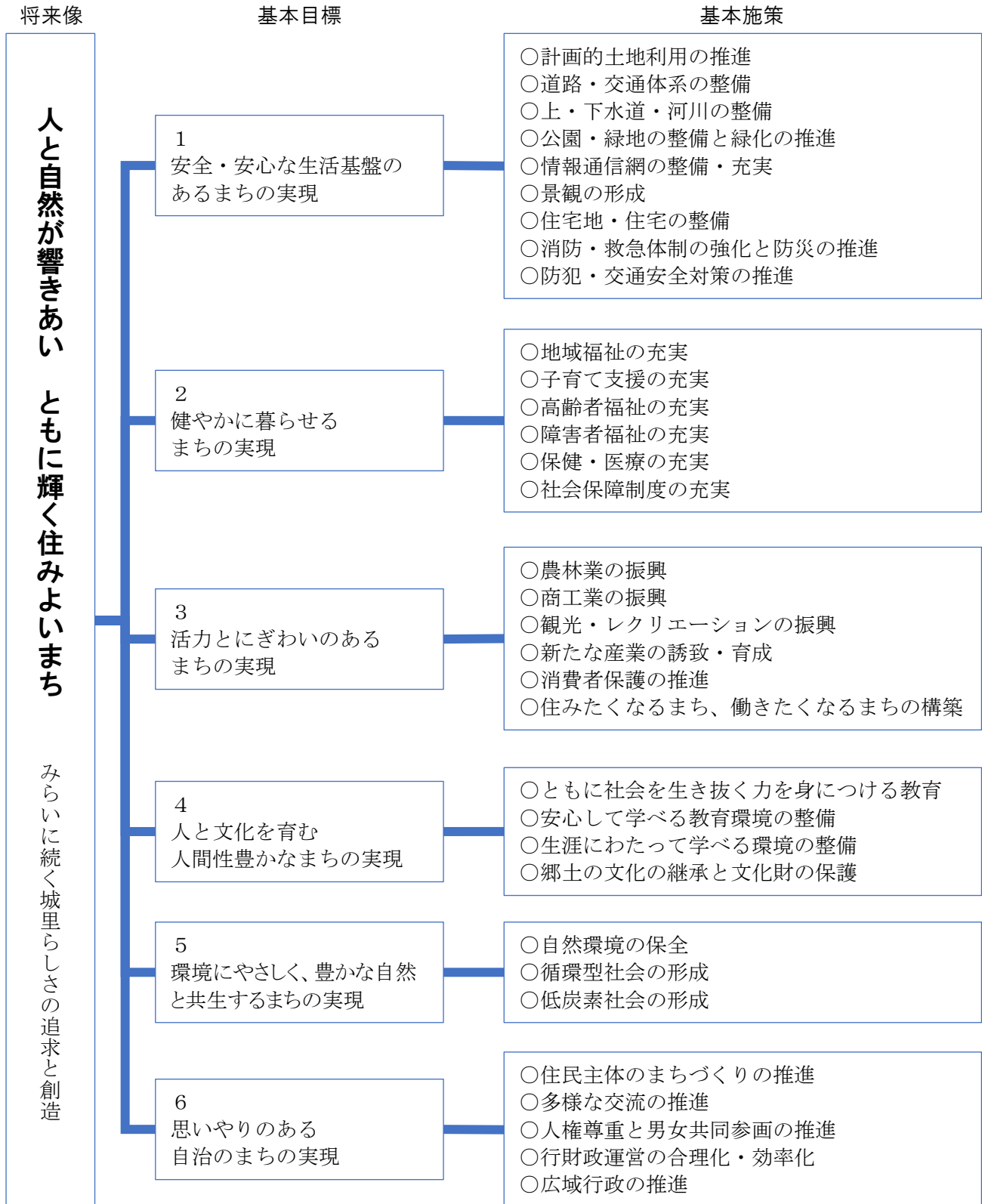
農用地については、農地の荒廃を防止し、保全を図るため、ブランド米の「ななかいの里コシヒカリ」を産んだ優良農地の保全や、遊休農地の多目的な活用に努めます。

本町の最高峰の山である鶏足山等山間地域については、水源涵養機能や山地災害防止機能、あるいは生活環境保全機能、保健休養機能など、森林の有する複合的な機能が十分発揮されるよう、自然環境との調和を図るとともに、ホテルなど自然の生態系が残る七会の環境を活かした観光・レクリエーションの場として活用を図ります。

また、町道についても、整備推進を図るとともに、道路環境の整備を図ります。さらに、人口減少が著しい地区などを中心に、民間による住宅整備を推進し、町外からの定住促進に努め、公有地売却や優良な空き校舎を活用した企業誘致や観光の振興を推進します。

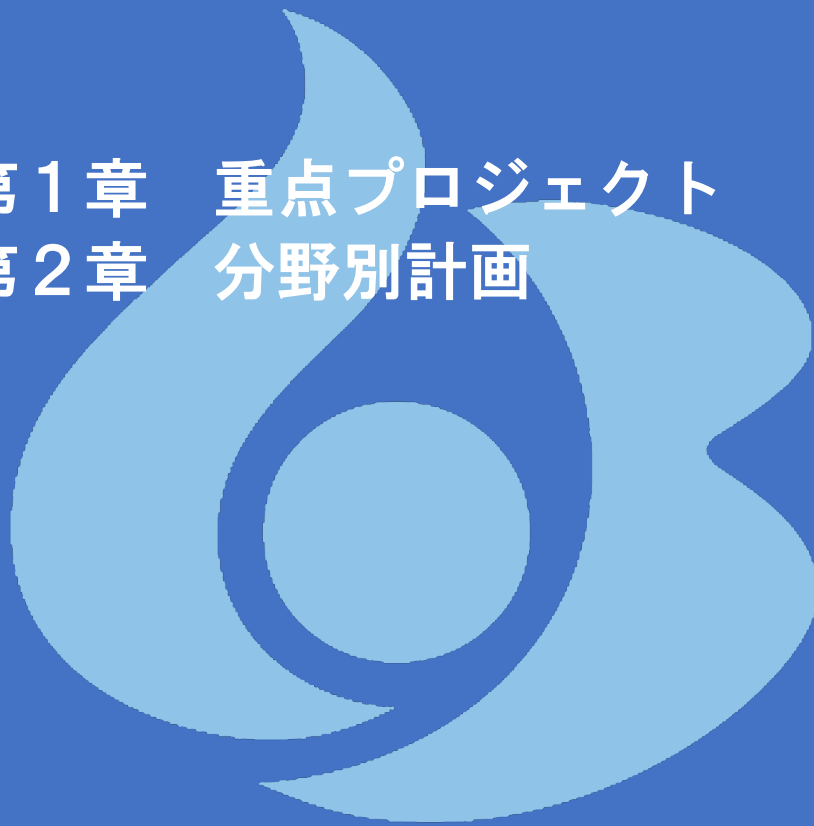
第5章 施策の大綱

第2章に示すまちの将来像を踏まえて、まちづくりの枠組みとなる施策の大綱を次のとおり定めます。



後期基本計画

第1章 重点プロジェクト
第2章 分野別計画



第1章 重点プロジェクト

後期基本計画では、今後のまちづくりにとって重要で、かつ多分野に広がるテーマを「重点プロジェクト」と位置づけて分野横断的な取組を展開し、限られた財源の有効活用と計画の推進を図ります。

以下に4つの重点プロジェクトのテーマと取組の方向性を示します。

1. 町の資源を活かした魅力づくり

人口減少社会でも活力ある町であるためには、町内外の人を惹きつけるコレという魅力が必要です。「人」・「物」・「情報」が交流する環境を整備して、豊かな自然環境や多様な観光施設など本町がもともと持っている資源と、情報通信技術（ICT）等の新しい技術や他分野の視点、多様な人材・組織の知識や経験をかけあわせて、町の新しい魅力づくりを推進します。

【関連する取組】

- ◇ 自然景観の保全・活用、地域特性を活かした景観づくりの促進（1-6 景観の形成）
- ◇ 地域資源を活かした農業の振興、高付加価値化の推進（3-1 農林業の振興）
- ◇ 地場産業・伝統的工芸品産業の支援と育成（3-2 商工業の振興）
- ◇ 観光資源・施設の魅力の向上、観光コンテンツ¹の充実（3-3 観光・レクリエーションの振興）
- ◇ 新規企業の立地促進、起業の支援（3-4 新たな産業の誘致・育成）
- ◇ 地域おこし人材の獲得（3-6 住みたくなるまち、働きたくなるまちの構築）
- ◇ 地域文化の伝承、文化財の保護とPR（4-4 郷土の文化の継承と文化財の保護）
- ◇ 自然環境の保全、豊かな自然に触れる機会の拡大（5-1 自然環境の保全）
- ◇ 都市間交流の推進、産官学の連携の推進（6-2 多様な交流の推進）
- ◇ 既存公共施設の活用・適正化（6-4 行財政運営の合理化・効率化）

主要な取組のイメージ

～自然を活かしたライフスタイルの提案

キャンプ場や道の駅等を中心として、観光施設の魅力向上や、町の自然や食に触れるプログラム、アウトドア・アクティビティなどの開発を推進します。例えば、キャンプ場で地元食材を使用したアウトドア料理の調理セットや地場産材を利用した家具づくりの体験を提供するなど、本町ならではの体験を提供することが想定されます。

また、こうした取組を進めるにあたっては、さまざまな施設・アクティビティのネットワーク化や、専門家や愛好者との連携を進め、消費機会の拡大や体験の質の向上による消費額の拡大を図ることが想定されます。

～目玉となる施設の整備等

観光施設の魅力向上を図るにあたって、例えば、ふれあいの里の後背地に日本一長いマウンテンバイクのコースを整備するなど、他にはない体験を提供できるような新たな投資を行うことも想定されます。

¹ 内容、中身を意味する言葉。ここでは、名所・旧跡等の見所だけでなく、飲食や伝統芸能、スポーツ・レクリエーションなど、観光分野の多種多様な魅力・資源を包含する表現として用いている。

2. 安心して住み続けられるまちづくり

町民アンケートでは、町の暮らしにくい点として「普段の買い物等がしづらい」「遊びや余暇活動を楽しむ場が不足している」「医療・福祉サービスが利用しづらい」の3つが多くの回答を集めています。このうち、「普段の買い物」と「医療・福祉サービス」は、住みたいまちを決める上で特に重視する条件の第1位、第2位にもなっていることから、子どもから高齢者まであらゆる町民が安心して住み続けられるまちを目指して、買い物や医療・福祉サービスの利便性向上に取り組めます。

【関連する取組】

- ◇ 魅力ある市街地の形成、集落生活圏²の維持（1-1 計画的土地利用の推進）
- ◇ 国道などの幹線道路の整備、公共交通サービスの確保など（1-2 道路・交通体系の整備）
- ◇ 地域情報化の推進、情報教育の推進（1-5 情報通信網の整備・充実）
- ◇ 地域における支えあい活動の支援・育成（2-1 地域福祉の充実）
- ◇ 高齢者福祉サービスの充実、健康づくりと介護予防の推進（2-3 高齢者福祉の充実）
- ◇ 安心して暮らせる生活環境の確保（2-4 障害者福祉の充実）
- ◇ 救急・総合医療体制の強化、地域医療に対する支援・充実など（2-5 保健・医療の充実）
- ◇ まちづくりと連動した商業振興、身近な商業機能の確保など（3-2 商工業の振興）

主要な取組のイメージ

～既存施設の利便性の向上

スーパーや道の駅、学校といった町民が日常的に利用する施設等を中心に、「ふれあいタクシー」をはじめとする公共交通の利便性の向上を図ります。また、民間企業による送迎・配送等のサービスや、周辺集落への移動販売などの展開も支援すること、超小型モビリティ³等の利活用や自動運転の実証実験といった新しい制度や技術を活用した取組を推進することも想定されます。

～新しい施設の誘致等

町に不足する入院設備が整った病院等の誘致を検討します。また、こうした施設の誘致等にあたっては、例えば、病院の隣に福祉施設を配置するなど、相乗効果を高めるような施設配置によって、施設の利便性や拠点機能の強化を図ることも想定されます。

～新しい制度や技術の活用

地理的な不便を感じることなく買い物や医療・福祉サービス等の利用ができるような、移動販売やオンライン販売（インターネット通販）、オンライン診療（遠隔診療）などの取組を支援することも想定されます。

² 中山間地域等において、一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落やその周辺の農地等を含む一定の地域をいう。

³ 普通自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両をいう。地域交通の省エネルギー化や、高齢者を含むあらゆる世代に新たな移動手段を提供し、安心・快適な暮らしを支えるとともに、地域の活性化や自動車市場の新しい需要創出への貢献が期待されている。

3. しなやかで強靱なまちづくり

近年、気候変動の影響により自然災害が激甚化・頻発化しています。一方、町内では過去に建設した多くの公共施設等の老朽化が進んでおり、これから更新時期を迎えます。町民の生命・財産を守るため施設の更新や長寿命化、統廃合等を検討するにあわせて、これを町の基盤に対する投資の機会と捉えて、町の持続的な発展につながるような効果的なまちづくりを推進します。

【関連する取組】

- ◇ 総合的な土地利用の推進ほか（1-1 計画的土地利用の推進）
- ◇ 人にやさしい道路整備、適切な維持管理の推進（1-2 道路・交通体系の整備）
- ◇ 危機管理体制の整備など（1-3 上・下水道・河川の整備）
- ◇ 公園・緑地の充実（1-4 公園・緑地の整備と緑化の推進）
- ◇ 地域情報化の推進、情報通信基盤の整備と活用（1-5 情報通信網の整備・充実）
- ◇ 災害に強いしなやかな都市基盤の整備（1-8 消防・救急体制の強化と防災の推進）
- ◇ 農業生産基盤の整備と保全、林業の振興など（3-1 農林業の振興）
- ◇ 学習環境の整備（4-2 安心して学べる教育環境の整備）
- ◇ 生涯学習施設の有効な活用（4-3 生涯にわたって学べる環境の整備）
- ◇ 低炭素まちづくり⁴の推進（5-3 低炭素社会の形成）
- ◇ 既存公共施設の活用・適正化（6-4 行財政運営の合理化・効率化）
- ◇ 共同化等の検討（6-5 広域行政の推進）

主要な取組のイメージ ～公共施設等の耐震化

国の補助金や民間の資金や技術を有効に活用し、町の財政的な負担を抑えながら、町民の命と暮らしを守る社会資本整備を進めます。

道路や橋梁、上・下水道等の基盤施設については、老朽化した施設の更新や耐震化を進めることにより、持続性の向上や機能の向上を図ります。

公共建築物については、耐震化やバリアフリー化といった必要な整備を進めながら、例えば、学校の空き教室等を活用した福祉施設や子育て支援施設の設置など、施設の再配置や集約化・複合化を図ることも想定されます。

～河川の改修等

令和元年東日本台風による災害のような激甚化する風水害に備えて、河川や山林の治水対策・砂防対策を推進します。また、適正に管理された保安林や田畑を活用した防災性の向上、河川改修等にあわせた自然に親しめる環境の整備など、多分野と連携した取組を展開することも想定されます。

⁴ 地球温暖化の要因となっている二酸化炭素の相当部分が都市において発生していることを踏まえて、地域の実情を踏まえた面的な取組により二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量をできるだけ減らす「低炭素化」の取り組みを進めること。

4. 町のイメージ向上や関係づくり

まちづくりに対する理解や協力を得るためには、町の取組や魅力を整理し分かりやすく伝えることが必要です。町民に対する広報活動はもちろんのこと、移住・定住を考える人や観光客、町の出身者などに対しても SNS⁵等を活用して積極的な情報を発信するシティ・プロモーション⁶を展開します。また、こうした情報発信を通じて得られた反応を施策に反映することで、行政サービスの向上にもつなげます。

【関連する取組】

- ◇ 行政情報化の推進（1-5 情報通信網の整備・充実）
- ◇ 子育て支援情報の周知と家庭の子育て力の向上支援（2-2 子育て支援の充実）
- ◇ 観光 PR と集客方法の多様化（3-3 観光・レクリエーションの振興）
- ◇ 町の積極的な PR の実施ほか（3-6 住みたくなるまち、働きたくなるまちの構築）
- ◇ 城里町の発展を牽引する人を育てる教育の推進（4-1 とともに社会を生き抜く力を身につける教育）
- ◇ 広報・広聴活動の充実ほか（6-1 住民主体のまちづくりの推進）

主要な取組のイメージ

～戦略的な情報発信

町の魅力や町で今何が行われているかを把握し、ターゲットにあわせたツールを活用して適切なタイミングで情報発信を行います。「町の資源を活かした魅力づくり」の取組と連携して、コンテンツの作成や情報の編集・発信のための体制づくりを進めることも想定されます。

～SNS の活用

町外の若者やファミリー年代を主要なターゲットに、町の知名度や好感度を高めることを目指して、美しい自然風景やイベント等で賑わう様子などの町の魅力を定期的に発信します。また、こうした取組を通じて、町民や町出身者、町内の観光施設等との関係を深め、町の魅力の再認識や地域資源の掘り起こしにつなげていきます。

集客の促進や SNS 自体の認知向上を図るため、町外のイベント等への出展やマスメディアの活用についても積極的に推進することが想定されます。

～町ホームページの充実

SNS を通じて町への移住・定住を考え始めた人や公共サービスを利用したいと考える町民が、必要な情報をすぐに手に入れることができるよう、また、充実した子育てサービスや質の高い学校教育等の町の強みを PR できるよう、町政の情報を分かりやすくまとめて発信します。

⁵ ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービスのこと。最近では、会社や組織の広報として活用される事例も増えている。

⁶ 町の認知やイメージの向上を図り、特産品の購買や、町外からの来訪、移住・定住、地域への愛着の醸成などを誘導する取組のこと。

第2章 分野別計画

分野別計画では、基本構想に掲げた6つの「基本目標」を実現するために、行政分野に対応した33の基本施策に基づき、体系的な計画の推進を図ります。

基本目標	基本施策	主担当課	該当頁
基本目標1 安全・安心な生活基盤のある まちの実現 《都市基盤・防災・防犯》	1 計画的土地利用の推進	まちづくり戦略課・都市建設課	32
	2 道路・交通体系の整備	都市建設課・まちづくり戦略課	33-34
	3 上・下水道・河川の整備	水道課・下水道課 ・都市建設課	35-36
	4 公園・緑地の整備と緑化の推進	都市建設課・農業政策課	37
	5 情報通信網の整備・充実	まちづくり戦略課	38-39
	6 景観の形成	都市建設課	40
	7 住宅地・住宅の整備	都市建設課	41-42
	8 消防・救急体制の強化と防災の推進	総務課	43-44
	9 防犯・交通安全対策の推進	町民課	45
基本目標2 健やかに暮らせるまちの実現 《健康・福祉》	1 地域福祉の充実	福祉子ども課・長寿応援課 ・健康保険課	48
	2 子育て支援の充実	福祉子ども課・健康保険課	49-50
	3 高齢者福祉の充実	長寿応援課	51-52
	4 障害者福祉の充実	福祉子ども課	53-54
	5 保健・医療の充実	健康保険課	55-56
	6 社会保障制度の充実	健康保険課・長寿応援課	57-58
基本目標3 活力とにぎわいのあるまちの 実現 《産業》	1 農林業の振興	農業政策課・農業委員会	60-62
	2 商工業の振興	まちづくり戦略課	63-64
	3 観光・レクリエーションの振興	まちづくり戦略課	65-66
	4 新たな産業の誘致・育成	まちづくり戦略課	67-68
	5 消費者保護の推進	まちづくり戦略課	69
	6 住みたくなるまち、働きたくなるまちの構築	まちづくり戦略課	70
基本目標4 人と文化を育む人間性豊かな まちの実現 《教育・文化》	1 ともに社会を生き抜く力を身につける教育	教育委員会	72-73
	2 安心して学べる教育環境の整備	教育委員会	74-75
	3 生涯にわたって学べる環境の整備	教育委員会	76-77
	4 郷土の文化の継承と文化財の保護	教育委員会	78
基本目標5 環境にやさしく、豊かな自然と 共生するまちの実現 《環境》	1 自然環境の保全	町民課	80
	2 循環型社会の形成	町民課	81
	3 低炭素社会の形成	町民課・まちづくり戦略課	82-83
基本目標6 思いやりのある自治のまちの 実現 《自治・コミュニティ・行財政》	1 住民主体のまちづくりの推進	まちづくり戦略課・総務課	86-87
	2 多様な交流の推進	まちづくり戦略課	88
	3 人権尊重と男女共同参画の推進	福祉子ども課・総務課	89-90
	4 行財政運営の合理化・効率化	総務課・まちづくり戦略課 ・会計課・税務課・財務課	91-92
	5 広域行政の推進	まちづくり戦略課	93

基本目標 1

安全・安心な生活基盤のあるまちの実現

- 第1節 計画的土地利用の推進
- 第2節 道路・交通体系の整備
- 第3節 上・下水道・河川の整備
- 第4節 公園・緑地の整備と緑化の推進
- 第5節 情報通信網の整備・充実
- 第6節 景観の形成
- 第7節 住宅地・住宅の整備
- 第8節 消防・救急体制の強化と防災の推進
- 第9節 防犯・交通安全対策の推進

基本目標1 安全・安心な生活基盤のあるまちの実現

第1節 計画的土地利用の推進

—基本方針—

豊かな自然環境と魅力ある居住環境の調和を基本に、地域特性を活かした拠点の配置や規制誘導により計画的な土地利用を推進します。

現況と課題

- 本町では、宅地や農用地を中心とする市街地ゾーン、農用地や森林を中心に集落等の宅地が点在する田園居住ゾーン、森林や自然公園を中心に集落等の宅地が点在する自然環境ゾーンという大きく3つの特徴的なゾーンを設定し、町の財産である豊かな自然環境を守りながら町の発展を誘導しています。
- 令和2年3月には、都市機能を集約した拠点を形成し、これを交通ネットワークでつなぐコンパクト・プラス・ネットワーク⁷の推進を目指す「城里町立地適正化計画」を策定しています。人口減少・高齢化が進む中でも地域の活力を維持するために、今後もこのような取組を推進していく必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 総合的な土地利用の推進

緑に包まれた豊かな自然環境を次代に引き継いでいくために、長期的な視野にたった総合的かつ計画的な土地利用計画に基づき、市街地・行政機能ゾーン、田園居住ゾーン、自然環境ゾーンの区分を基本に、町土の保全と有効利用を図ります。

土地利用の転換を行う場合は、その周辺のみならず、河川の下流域等への影響も予想されるため、これらの地域を含めて事前に調査を行い、総合的・計画的な調整を図ります。

《主要な取組》 ■国土利用計画の着実な実行

(2) 魅力ある市街地の形成

町の中心部に位置する市街地や集落地では、必要な都市基盤の整備や住宅地の開発を計画的・段階的に進めるとともに、市街地や集落地を取り巻く田畑や山林の適切な維持管理を進め、土地利用に応じた整備、開発及び保全を図ります。

特に、町の中心的な市街地や新たに整備を行った国道123号バイパスの沿道では、適正な土地利用の規制・誘導や町民の生活を支える商業施設をはじめとした多様な都市機能の立地誘導を図るとともに、低未利用地の有効活用や歩行者の回遊性の向上を進め、居心地が良く歩きたくなるコンパクトな市街地の形成を図ります。

《主要な取組》 ■立地適正化計画に基づいた住宅・土地機能の誘導

■新産業拠点地区検討調査の実施

■都市基盤整備の進捗や土地利用状況にあわせた用途地域の見直しの検討

(3) 集落生活圏の維持

周辺の集落地では、直売所の機能充実などを進め、商店や教育、介護、経済活動等の日常生活に不可欠な機能が集積した「小さな拠点」の形成及び機能維持を図ります。

《主要な取組》 ■「小さな拠点」の形成

⁷ 医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し（コンパクトなまちづくり）、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等を安心して利用できる（公共交通によるネットワーク）ような都市構造を目指す考え方のこと。

基本目標1 安全・安心な生活基盤のあるまちの実現

第2節 道路・交通体系の整備

—基本方針—

広域的な幹線道路の整備促進とともに、町内の主要道路の整備、狭隘区間の解消や適切な維持管理の推進により、町民の生活や町内の産業を支える道路ネットワークの整備、高齢者や障害者に配慮した安全で快適な道路環境の整備を推進します。

また、町民の日常の利便向上とさまざまな交流促進を図るため、公共交通の維持と利用促進を図ります。

現況と課題

- 本町では、国道123号及び主要地方道4路線、一般県道7路線を骨格とする道路網が形成され、町民の生活や町の経済活動を支えています。
- 令和2年4月には、国道123号桂常北バイパスの優先整備区間2kmが全線で供用開始となりましたが、長期未整備となっている都市計画道路の再検討も進めており、今後も道路改良の早期実現に向けた働きかけが必要です。
- 町民アンケートでは、市街地や集落の居住環境をより快適なものにするために特に優先的に取り組む必要があるものとして、「町道（身近な生活道路）の整備」をあげる人が最も多くなっています。骨格的な道路に接続する町道については、幅員の狭い区間が多く残されているため、今後とも計画的・段階的に整備を進めていく必要があります。
- 公共交通については、上記の骨格的な道路を中心に路線バスが走っているほか、これを補うようにデマンド交通⁸「ふれあいタクシー」を運行し、高齢者等の日常の利用・利便に供しています。しかし、高齢化の状況を鑑みると、公共交通の潜在的なニーズはもっと多いことが想定されるため、今後は、交通事業者と連携して対応を検討する必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 国県道などの幹線道路の整備

町の骨格的な道路である国道123号及び主要地方道、一般県道は、町内外を連絡し買い物や通勤・通学等の町民の日常生活を支えるとともに、災害時の避難・救援路として重要な役割を担っていることから、町民の理解と協力を得ながら、道路改良及び交通安全施設の整備について国・県へ積極的な働きかけを行います。

また、計画的な市街地の形成や市街地内部への通過交通の抑制を図るため、都市計画道路の整備を推進します。

《主要な取組》 ■ 国道123号バイパスの整備促進

■ 都市計画道路の整備推進

(2) 人にやさしい道路整備

町民の日常生活の利便・安全を確保するため、主要な町道について、適切な優先順位のもと計画的・段階的に整備を推進します。

整備にあたっては、通学・通勤の安全や高齢者の利用に配慮した道路環境の確保のため、段差の解消や、歩道や自転車通行帯等の設置など人にやさしい道づくりを図ります。

《主要な取組》 ■ 町道の計画的整備・改良
■ 歩道等の設置の推進

■ 道路のバリアフリー化の推進

(3) 適切な維持管理の推進

交通安全や地域防災の観点から路面の補修や排水施設の整備を推進するとともに、地域住民の協力を得ながら清掃・除草などの取組を計画的に進め、道路の適切な維持・管理を図ります。

《主要な取組》 ■ 道路パトロールの実施

■ 道路排水施設の整備

■ 住民参加による道路の維持管理の促進

⁸ 電話予約など利用者の需要（デマンド）に応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態のこと。

(4) 公共交通サービスの確保

高齢者等の生活の足の確保や町民の通勤・通学の利便性向上を図るため、既存の民間バスの維持、運行路線・本数の確保を図るとともに、「ふれあいタクシー」の利便性向上、スクールバス等との連携強化など、町民の需要に対応した総合的な公共交通システムの構築を検討・推進します。

「ふれあいタクシー」については、運行方法・配車方法の改善の検討、主要な目的地における待合スペース等の整備などを進めながら、町民の利用促進を図ります。

また、超小型モビリティ等の新しい交通手段や、自動運転や複数の公共交通サービスの一体的な利用といった新しい技術の活用についても検討します。

《主要な取組》 ■民間バス維持の要請

■ふれあいタクシーの利便性・持続性の向上

■路線バス用駐輪場への補助金の交付

■新しい交通手段・技術の導入検討

国道123号桂常北バイパス開通式



基本目標1 安全・安心な生活基盤のあるまちの実現

第3節 上・下水道・河川の整備

—基本方針—

湧水・震災等危機管理対策のための対応とともに、水道施設の統合・一元化を図り安定した経営体制の確立を図ります。地域特性に応じて公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽⁹による効果的な排水処理を推進します。

また、激甚化・頻発化する豪雨災害から町民の生命・財産を守るため、河川整備を促進し水害の防止を図るとともに、町民に親しまれる河川環境づくりを推進します。

現況と課題

上水道

- 本町では、町民に安全な飲料水を供給するため、上水道及び簡易水道の未普及地域の解消を進めており、現在はほぼ全町で整備が完了しています。
- 平成29年2月には、「城里町水道事業経営戦略」を策定しており、今後もこの計画に則って、供用開始から50年以上が経過する施設の計画的な更新などを進め、安定した水の供給の維持を図る必要があります。

下水道

- 本町では、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図り、安全で快適な町民生活を確保するため、流域関連公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業を行っています。
- 平成29年2月には、「城里町公共下水道事業経営戦略」を策定しており、今後もこの計画に則って、人口減少等による料金収入の減少や将来的な下水道施設の更新への対応を推進する必要があります。また、河川などの公共用水域の水質汚濁の原因となっている生活雑排水の浄化対策を強化することも必要です。

河川

- 本町では、那珂川、藤井川をはじめとする主な河川において、治水対策事業を推進し、水害に対する安全性の向上を図っています。また、こうした整備にあわせて水に親しむ環境の整備や親水性の向上にも取り組んでいます。
- しかし、令和元年10月の令和元年東日本台風により大規模な河川氾濫が発生したことから、今後は、激甚化する風水害に対応した主要河川の緊急対策や中小河川の整備に取り組む必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 清浄で安全な水の安定供給

浄水施設の水質の安全確保と水質事故等の防止に向けて、河川等表流水源の監視体制の強化、地下水源取水場の適切な環境維持を推進し、清浄で安全な水の安定供給に努めます。

また、人口動向や下水道整備を見据えた水需要の予測のもと、計画的な水源の確保や配水施設の整備を図ります。

- | | | |
|---------|-------------------|-------------------|
| 《主要な取組》 | ■ 水源監視体制の強化 | ■ 浄水施設の最適化 |
| | ■ 水源・水量の計画的な維持・確保 | ■ 節水や水の有効利用に関する啓発 |

(2) 危機管理体制の整備

既存施設の老朽化に対応し、防災性の向上を図るため、「老朽管更新計画」を策定し、重点管等の更新・耐震化や一部施設の修繕を計画的に進めます。

また、震災等の自然災害や水質事故が発生し水道の使用継続が困難になった場合に備えて、危機管理体制を強化し、ライフライン¹⁰としての給水の維持を図ります。

- | | | |
|---------|-------------------|----------------------|
| 《主要な取組》 | ■ 老朽管更新計画の策定 | ■ 管路の更新・耐震化の推進 |
| | ■ 各給水系を結ぶ緊急連絡管の整備 | ■ 近隣自治体との緊急相互応援体制の確立 |
| | ■ 緊急給水所等の設置準備 | |

⁹ 下水道や農業集落排水施設に接続していない場合に設置する汚水処理施設で、トイレからのし尿とあわせて、お風呂や台所等からの生活雑排水を浄化するもの。

¹⁰ 日常生活に不可欠な「命綱」となる電気やガス、水道、通信などの社会インフラのこと。

(3) 水道事業の安定経営

水道事業基本計画に基づき、施設更新にあたっては、使用水量にあわせた規模の縮小や統廃合を推進するとともに、経費削減や有収率の向上に努め、適正な料金体系に基づく健全経営に努めます。

社会情勢の変化や水道を取り巻く環境の変化に対応するため、また、安全な水の安定供給や非常時のライフライン確保のため、周辺市町村との広域的な連携の可能性についても検討を行います。

- 《主要な取組》 ■上水道加入促進の啓発 ■水道料金の収納サービスの充実
 ■近隣自治体との上水道の連携体制の確立

(4) 公共下水道事業の計画的推進

経営戦略に基づき、流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道を計画的に推進するとともに、供用開始地区においては接続促進に努め、安定的かつ持続的な事業の経営を図ります。

既存施設の老朽化に対応し、計画的かつ効果的に維持管理を進めるため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、施設の点検・調査、修繕・改善を進めます。また、老朽化対策とあわせて、豪雨災害の発生に対応した排水機能の強化や施設の耐水化についても検討を行います。

- 《主要な取組》 ■接続の促進 ■計画的な整備及び維持管理
 ■耐水化等の検討

(5) 農業集落排水事業の計画的な維持管理及び再編の検討

経営戦略及び最適整備構想に基づき、農業集落排水施設の効率的な維持管理に努めるとともに、接続促進に努め、安定的かつ持続的な事業の経営を図ります。

設置から一定の時間が経過した施設については、機能診断調査を実施し、必要に応じて更新を進めます。

- 《主要な取組》 ■接続の促進 ■計画的な維持管理
 ■機能診断調査結果を踏まえた施設の更新

(6) 合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道事業及び農業集落排水事業の事業区域外における合併処理浄化槽の普及促進に努めるとともに、合併処理浄化槽の適正管理を指導していきます。

また、涸沼川流域地区においては、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

- 《主要な取組》 ■合併処理浄化槽の普及促進と管理指導
 ■高度処理型合併処理浄化槽の普及促進(涸沼川流域地区)

(7) 生活雑排水処理対策に関する町民意識の啓発

下水道の必要性や生活雑排水対策の重要性について積極的な啓発活動を行い、環境保全、環境衛生意識の高揚を図ります。

- 《主要な取組》 ■環境衛生意識の啓発

(8) 治水対策の推進

那珂川及びその支流の治水事業の促進を国・県に要望するとともに、関係自治体と連携して流域内の保水、湧水機能の保全に配慮した河川整備を促進します。特に、令和元年東日本台風で大きな浸水被害をもたらした那珂川・藤井川では、国及び県による堤防整備や河道の土砂掘削などの緊急対策を進めます。

- 《主要な取組》 ■緊急治水対策プロジェクトの促進 ■河川改修の促進

(9) 河川と水辺の整備

普通河川については、「国土強靱化計画」に基づき緊急度に応じた河川改修や護岸整備を確実に進めるとともに、親水性が高く優れた景観を有する水辺空間の整備に努めます。

- 《主要な取組》 ■水害に強い河川整備 ■親水性の高い自然護岸の整備

(10) 水に親しむ環境の整備

町民のやすらぎと親しみの場となっている河川敷では、治水対策や那珂川大橋の架け替えなどにあわせて水辺空間の総合的な整備の推進に努めるとともに、河川環境美化活動を推進して、誰もが安全かつ快適に水と親しむことができる環境の整備を図ります。

- 《主要な取組》 ■那珂川等河川敷の総合整備 ■河川クリーン作戦の実施

基本目標1 安全・安心な生活基盤のあるまちの実現

第4節 公園・緑地の整備と緑化の推進

—基本方針—

公園・緑地の整備充実を図るとともに、町民の参加のもと、適切な維持管理や利活用を促進します。

また、自然環境を守り身近な緑を増やすため、町民との協働による全町的な緑化運動や公共施設・民間施設の緑化を推進します。

現況と課題

- 公園・緑地は、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の活動や憩いの場としての機能を有するほか、町民の交流の場や地域活動の拠点、自然とのふれあいの場など多様な機能を持つ重要な施設です。また、災害時の避難場所や緩衝帯として機能することも期待される施設もあります。
- 本町では、近年新たな公園・緑地を整備する代わりに、既存施設の維持管理を中心に実施していますが、上記のような重要性を踏まえて、人口減少下においても必要な機能・配置を検討し、計画的な整備や維持管理を進める必要があります。また、町民の協力を得ながら公園・緑地の維持管理や有効活用、町内の緑化を積極的に推進していくことも重要です。

施策の方向と主な取組

(1) 公園・緑地の充実

町民の貴重な憩いの場や子どもの遊び場となる公園・緑地の機能の拡充を進め、良好な生活環境の形成に努めます。

既存の公園・緑地の維持管理に努めるとともに、各地区の拠点となる公園や広場については、災害時の避難場所としての機能維持に努めます。

町営住宅の再整備などの開発・整備にあわせた公園・緑地の確保を進めるとともに、市街地内の低未利用地を活用した暫定的な広場空間の確保など、多様な手法による公園・緑地の充実を検討します。

- 《主要な取組》
- 老朽化した遊具施設の維持補修・再編
 - 災害時の避難場所の確保
 - 開発等にあわせた公園・緑地の確保
 - 低未利用地の有効活用の検討

(2) 緑化の推進

公園、道路、学校、庁舎等の公共施設の緑化を一層推進するとともに、町民、企業の理解と協力を得ながら、宅地内緑化や商業・業務地域における緑化の推進に努めます。

緑化を推進するにあたっては、公園・緑地や河川等の緑とのネットワークの形成や、雨水管理や生物生息空間の場の提供といった自然の持つ機能に着目するグリーンインフラ¹¹の取組を促進します。

- 《主要な取組》
- 公共施設の緑化の推進
 - 宅地内の緑化の促進
 - 緑のネットワークの形成促進
 - グリーンインフラの取組促進

(3) 住民参加による緑のまちづくり

身近で小規模な公園・広場などについて、町民と行政の協働による管理・運営を検討していきます。

また、全町的な緑化イベントである「花いっぱい運動」への参加を促進し、住民参加による緑のまちづくりを推進します。

- 《主要な取組》
- 花いっぱい運動の推進
 - 町民による緑地管理運営

¹¹ 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

基本目標1 安全・安心な生活基盤のあるまちの実現

第5節 情報通信網の整備・充実

—基本方針—

学校教育や生涯学習を通じた情報教育と人材育成に努め、情報通信基盤を活用したデジタルトランスフォーメーション（DX）¹²について検討・実践していきます。

また、ホームページ等を活用した行政情報提供や防災、医療分野などさまざまな分野の情報化を推進します。

現況と課題

- 情報通信分野の技術革新は目覚ましく、日々新しい技術が開発されています。本町でも光ファイバーケーブルによる情報通信網が整備され、町全域で大容量のデータ通信が利用可能となっています。
- 町では、この光ケーブル網の維持や活用に取り組んでいますが、情報通信技術（ICT）やデジタル技術の活用はこれから一層進んでいくことが予想されるため、今後は、学校教育や生涯学習をはじめとするあらゆる分野で町民への普及啓発を図るとともに、情報通信基盤を有効に活用した産業の創出等につながる取組を積極的に支援していく必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 地域情報化の推進

Society5.0¹³の実現を目指して、防災や福祉、医療分野をはじめとするさまざまな分野で情報技術を取り入れた新しいサービス等の創出を促進します。

こうした取組を進めるために、情報技術やビッグデータ等を活用して新たなサービスの展開や社会貢献を目指す民間企業との協働事業を積極的に推進します。

《主要な取組》 ■情報技術を活用した新たなサービス検討 ■民間企業との協働事業の展開

(2) 情報通信基盤の整備と活用

町内に整備された光ファイバー網の維持管理や更新を進めるとともに、庁舎や防災拠点・観光拠点となる主要な公共施設等における公衆無線 LAN¹⁴環境の整備や、テレワーク¹⁵等の新しい働き方に対応したネットワーク環境の強化を検討します。

上・下水道等の基盤施設の更新にあたっては、IoT¹⁶などの先端技術の導入を検討します。

《主要な取組》 ■光ファイバー網の更新 ■公衆無線 LAN 環境の整備

(3) 情報教育の推進

すべての町民が情報技術の恩恵を享受できる環境づくりを目指して、学校や生涯学習講座等において情報活用能力の育成や、コンピュータ等の利用技術やマナーの周知を進め、情報格差の解消に努めます。

オンライン学習に対応した、端末やネットワーク環境の整備、学習支援体制の整備なども検討します。

《主要な取組》 ■情報教育の推進 ■高齢者向けスマートフォン講座等の開催
■オンライン学習環境の整備検討

¹² 電子化（デジタル（化））による変容（トランスフォーメーション）の意味。情報通信技術（ICT）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという考え方のこと。

¹³ サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されている。

¹⁴ 駅や街中など、公共の場所で利用できるように設定された無線 LAN（Local Area Network）の施設やサービスのこと。無線 LAN を利用することにより、ケーブルを気にすることなく、どこでも好きな場所に移動してインターネットに接続し、Web サイトの閲覧やメールの利用ができるようになります。

¹⁵ Tel（離れて）と Work（仕事）を組み合わせた造語で、情報通信技術（ICT）を活用して、本拠地のオフィスから離れた場所で仕事をするをいう。

¹⁶ Internet of Things（インターネット オブ シングス）の略で、「さまざまな物がインターネットにつながること」「インターネットにつながるさまざまな物」を指す。

(4) 行政情報化の推進

ホームページ等による積極的な情報提供を推進するとともに、情報管理の一元化やオープンデータ¹⁷化を図り、利便性の高い情報の発信に努めます。

書類や手続きの電子化、業務の自動化などを進め、経費の削減や事務の効率化を図るとともに、誰にも利用しやすい行政サービスの提供に努めます。

- 《主要な取組》 ■地理情報・オープンデータ等の提供 ■電子申請の充実
 ■個人番号カードの独自利用の検討
 ■RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)¹⁸の導入検討

町ホームページによる情報発信



¹⁷ 国、地方公共団体及び企業が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるような形で公開されたデータのこと。

¹⁸ 業務の効率化や生産性の向上を図るため、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をロボット（ソフトウェア）により自動化するもの。

基本目標1 安全・安心な生活基盤のあるまちの実現

第6節 景観の形成

—基本方針—

緑に包まれた美しい自然環境・自然資源を積極的に保全するとともに、里山に抱かれた集落の景観など、町内外の人を惹きつける景観形成を推進していきます。

現況と課題

- 本町は、水戸市に隣接する利便性の高い恵まれた立地にありながら、広大な森林や山間を流れる河川、那珂川沿いの田園等の豊かで美しい自然環境・景観や、歴史の中で育まれた田園風景を構成する集落景観が多く残されています。
- 魅力ある景観づくりは、観光客の誘致や移住・定住の促進、町のイメージアップ等にもつながることから、今後も、町の自然豊かな景観を保つとともに、自然を活かした一体感のある美しい街並みを整備していく必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 自然景観の保全・活用

ふるさとの原風景である良好な自然・田園景観を保全するとともに、視点場の整備・演出や、山林の適正管理にあわせた自然と親しむ環境の整備、河川改修にあわせた水辺空間の整備、文化財保全にあわせた周辺環境の整備など、観光・レクリエーション及び教育（学習）資源としての魅力の向上を図ります。

- 《主要な取組》
- 県屋外広告物条例に基づく規制・誘導の推進
 - 御前山の景観づくり
 - 親水性の高い自然護岸の整備
 - 頓化原古墳を活用した公園整備の検討

(2) 地域特性を活かした景観づくりの促進

景観づくりの目指すべき方向性を明確にし、地域における景観づくりの気運を醸成するため、風格や歴史を感じさせる街並み景観や、バイパスの沿道などの沿道景観、里山に抱かれた落ち着いた落ち着きのある集落景観など、地域の特性を活かした美しい景観の収集・発信に努めます。

関係部署と連携して、自然保護活動や河川の清掃、公園の維持管理などの活動を行う団体に対する支援を進め、地域による景観づくりを促進します。

耕作放棄地が増加する場所では、地域の農家やボランティア等と連携して、手間のかからない草花を植えるなど景観面からの荒廃対策を促進します。

- 《主要な取組》
- (仮称)城里景観賞の立ち上げ検討
 - 景観づくり団体への支援
 - 花いっぱい運動の展開

基本目標1 安全・安心な生活基盤のあるまちの実現

第7節 住宅地・住宅の整備

—基本方針—

都市計画区域における良好な市街地の形成や定住促進のための住宅地の整備、公営住宅の適正管理など、居住ニーズに応じた計画的な住宅施策により移住・定住の促進を図ります。

また、公共公益施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン¹⁹の導入など、若い世代から高齢者までが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

現況と課題

- 本町では、水戸市のベッドタウンとして人口増加や宅地開発が進むのにあわせて、昭和60年代から市街地の適正な誘導に取り組んできました。また、これに先立って、昭和50、60年代には、多数の町営住宅の整備も行っています。
- 町民アンケートでは、町の暮らしやすい点として、「静かで落ち着いた住環境がある」ことをあげる人が最も多くなっています。一方、人口の減少にともなって町内では空家が増加していることから、今後も良好な住環境を維持するためには、新たな開発等を適切に誘導するとともに、現在の住宅ストック（既存住宅）等の有効活用についても取り組んでいく必要があります。
- 町営住宅については、上記の期間に整備した施設の老朽化が進んでおり、令和3年度からは町営南・米沢団地の建替えを順次進めることとなっています。今後は、町営住宅の建替えや改修等を推進しながら、人口減少対策を牽引するような住戸の提供も検討することが求められています。

施策の方向と主な取組

(1) 公営住宅の適正管理

「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、予防保全型の計画的な維持管理を推進し、入居率の維持・向上と長寿命化によるコスト縮減を図ります。

町営住宅の建替えや既存施設の改修等を進め、高齢者や障害者の生活を支える住戸、城里町に住みたいと考える子育て世帯や若年世帯のニーズを満たす住戸の確保を図ります。

耐用年数が経過した町営住宅については、入居者の退去完了後に解体を実施するとともに、跡地の利活用について民間の住宅開発用地として活用することも視野に検討を行います。

- | | | |
|---------|--------------------------------|---------------------|
| 《主要な取組》 | ■ 予防保全型維持管理の推進 | ■ 町営住宅の建替え |
| | ■ 住宅セーフティネット ²⁰ の充実 | ■ 若者向け・多世代居住対応住戸の整備 |
| | ■ 老朽化した町営住宅の改修、用途廃止、建替えの促進 | |

(2) 良好な市街地の形成

都市計画区域においては、市街地の面的整備の検討をするとともに、道路・公園などを計画的に配置し、良好な市街地の形成を図ります。

また、既存の住宅地、新たに整備される住宅地における良好な住環境が保たれるよう、民間による宅地開発の立地や整備水準の適正誘導を図ります。特に、一定規模以上の宅地開発については、町が設定した条件を満たす良好な整備に対する補助制度の新設などを検討します。

- | | | |
|---------|-------------------------|-----------------|
| 《主要な取組》 | ■ 自然環境と調和した住宅地の誘導 | ■ 立地適正化の誘導 |
| | ■ 子育て世帯等を対象とした分譲宅地の整備推進 | ■ 宅地造成整備・貸付等の検討 |
| | ■ 市街地の面的整備の検討 | |

¹⁹ 障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

²⁰ 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など住宅確保に困難を抱える人の居住の安定を確保する取組のこと。ここでは、公営住宅をはじめとした適切な住宅の供給や経済的支援等を推進することで、「住宅セーフティネットの充実」を図ることを想定している。

(3) 良質な住宅ストック（既存住宅）の形成

民間企業による良質な住宅の建設を促進し、町外からの移住の促進に努めます。

既存の住宅については、住宅の性能を向上する耐震・省エネ・バリアフリー等の改修やテレワークに対応したネットワーク環境の整備を支援し、町民の住環境の向上や町外からの移住・定住、二地域居住²¹などの促進を図ります。

- 《主要な取組》 ■優良民間住宅建設の促進 ■バリアフリー改修等への支援
 ■三世代向戸建や若者向共同住宅等の整備誘導 ■モデル住宅の募集・指定の検討

(4) 人にやさしいまちづくりの推進

役場、公民館などの公共公益施設を中心に、高齢者や車いす利用者など誰もが障壁なく利用できる環境の整備に努めます。

道路・公園の整備・改修にあたって、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入などに配慮し、人にやさしいまちづくりを推進します。

- 《主要な取組》 ■公共公益施設のバリアフリー化の推進

(5) 空家対策の推進

町内にある空家等の情報の収集を進めるとともに、「城里町空家バンク²²制度」を活用した情報の提供や相談への対応、改修費助成等の支援体制の拡充などを図り、空家等の流通や利活用を促進します。

また、移住相談窓口や用途転換による活用が想定される商業・福祉等の関連部署との情報共有や、建築・不動産分野の関連専門機関などとの連携を進め、空家対策を推進する体制の強化を図ります。

著しく老朽化が進み、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす恐れのある空家等については、所有者に適切な管理や除去等を求め、早期の解決に努めます。

- 《主要な取組》 ■空家バンクの運営(空家の流通・利活用の調整) ■特定空家等への対処
 ■リフォーム(修繕)・リノベーション(改修)の支援制度の周知
 ■古民家再生支援

空家バンクによる空家の利活用



²¹ 主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点をもうける暮らし方のこと。例えば、平日は都市部で暮らし、仕事をして、週末などの休みには地方部で田舎暮らしをするといった生活が想定される。

²² 空家物件を登録し、空家を「貸したい、売りたい」という所有者と、空家を「借りたい、買いたい」という利用希望者の橋渡しを行うもの。

基本目標1 安全・安心な生活基盤のあるまちの実現

第8節 消防・救急体制の強化と防災の推進

—基本方針—

激甚化する自然災害に対応した都市基盤の整備や消防・救急体制の強化、地域における災害対応体制の強化を図り、町民の安全と安心を確保する総合的な消防・防災対策を推進します。

現況と課題

消防・救急

- 本町では、常備消防及び救急業務については水戸市消防局に委託して城里出張所を開設しているほか、非常備消防については地域の消防団の設置・支援を行っています。
- 近年は、消防団員が減少していることから、既存の体制の維持・強化を図るとともに、人員・設備の効率化や自主防災組織²³等との連携などの対策も検討する必要があります。

防災

- 本町では、「地域防災計画」に基づき、山間部と河川を有する町の特性を踏まえた土砂災害や水害等への対策を進めています。
- ところが、令和元年10月には令和元年東日本台風により大きな被害が発生したほか、東日本大震災では原子力災害というこれまでは全く異なる課題も明らかになっていることから、近年多発する激甚災害に備えた国土の強靱化や、“想定外”に対応するための自助・共助・公助それぞれの底上げに取り組む必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 消防・救急体制の強化

水戸市消防局北消防署城里出張所を中心として、消防水利の確保や住宅用火災報知器の設置促進、救急技術の訓練や救急車の適正利用に関する周知などを進め、消防・救急体制の強化を図ります。

非常備消防である消防団組織の活動を支援し、地域における消防力の維持・強化を図ります。

町内の自動体外式除細動器（AED）の設置場所の周知や民間企業における設置の促進を進めるとともに、町民・職員を対象にした救急救命講習等を開催し、自動体外式除細動器（AED）の利用率の向上と救命率の向上を図ります。

- | | | |
|---------|--------------------|-------------------|
| 《主要な取組》 | ■ 消防水利の確保等 | ■ 救急車の適正利用の周知 |
| | ■ 消防事務の広域化の推進 | ■ 消防団組織体制の再編 |
| | ■ AEDの設置場所の周知・設置促進 | ■ 救急技術訓練・AED講習の開催 |

(2) 災害に強いしなやかな都市基盤の整備

災害時の拠点となる公共施設や学校等の耐震化や、上・下水道をはじめとするライフラインの耐震化、避難場所や避難路の整備、その他の防災設備等の整備充実に努め、冗長性²⁴を持った災害に強いまちづくりを推進します。

また、市街地を取り巻く山林や河川などについては、国や県と連携して災害の激甚化に対応した防災・減災の取組を推します。

- | | |
|---------|--------------------------|
| 《主要な取組》 | ■ 国土強靱化計画に基づく都市基盤整備 |
| | ■ 国や県と連携した土砂災害対策・治水対策の推進 |

²³ 地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成し、自発的な防災活動を行っている組織のこと。主に町内会・自治会等の規模で、地域に住んでいる住民により、設置・運営される。

²⁴ 必要最低限のものに加えて、余分や重複がある状態のこと。これによって、自然災害等で道路等の一部区間の途絶や一部施設の破壊が発生した場合でも、全体としては機能不全に陥ることを回避できる。

(3) 災害時の対応力の強化

防災行政無線等の情報提供体制の強化や、ハザードマップ²⁵等の災害情報の周知、避難場所や避難経路の周知を進めるとともに、これらを活用した避難訓練等を積極的に実施して、災害時の安全な避難体制の強化を図ります。

避難所等における備蓄の確保や備蓄倉庫の整備、上・下水道等の基盤施設の復旧計画の策定などを進めるとともに、近隣自治体や民間企業との応援協定の締結を積極的に推進して、町民の生活を支えるライフライン等の確保や早期復旧に向けた体制の強化を図ります。

また、過去に経験のない規模の災害に対応するため、被害想定の見直しや、災害対策本部の体制や関係機関との連携の強化などについて定期的に検討を行います。

- | | | |
|---------|------------------------|---------------|
| 《主要な取組》 | ■国土強靱化計画に基づく体制強化 | ■ハザードマップ等の周知 |
| | ■防災行政無線の整備拡充・防災メール配信検討 | ■総合防災訓練等の実施 |
| | ■上・下水道等の基盤施設の復旧計画等の策定 | ■災害時応援協定の締結促進 |

(4) 地域防災力の強化

地域、学校、企業等において、防災教育や防災訓練などを進め、町民の防災意識の向上と防災体制の強化を図ります。

地域防災の担い手となる自主防災組織の育成・支援を積極的に進めるとともに、地域の防災拠点となる避難所・避難場所の点検や各種訓練の実施を促進します。また、地域の防災組織と連携して、一人暮らしの高齢者や障害者等の災害時の避難等が困難な町民に対する適切な避難誘導の体制を整えます。

- | | | |
|---------|-----------------|---------------|
| 《主要な取組》 | ■防災教育・防災訓練の充実 | ■自主防災組織の育成・支援 |
| | ■災害時要援護者支援の体制構築 | |

(5) 有事体制の対応強化

「国民保護計画」に基づきテロや武力攻撃などの有事への対応を図るとともに、国の防災基本計画等に基づき、原子力災害における避難計画を策定します。また、計画の実効性を高めるため、防災・消防などと連携しながら有事における避難訓練等の実施に努めます。

- | | | |
|---------|--------------|-----------------|
| 《主要な取組》 | ■国民保護計画の周知 | ■原子力災害広域避難計画の策定 |
| | ■有事避難訓練の実施検討 | |

²⁵ 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

基本目標1 安全・安心な生活基盤のあるまちの実現

第9節 防犯・交通安全対策の推進

—基本方針—

一人ひとりの防犯意識の高揚を図りながら、地域コミュニティや警察・関係機関相互の連絡・連携を強化し、防犯体制の充実に努めます。

また、交通事故を防止し、安全な交通環境を確立するため、町民意識の高揚とともに、交通安全対策や交通安全施設の整備・拡充を図ります。

現況と課題

- 本町ではこれまで、不審者や振り込め詐欺などの情報を元に、警察や防犯連絡員と連携し、キャンペーンやパトロールを実施するなど犯罪の未然防止に努めてきました。
- 近年は、高度情報化社会の進展や道路交通網の発達などを背景に、犯罪形態も多様化・複雑化しており、高齢者をねらった詐欺事件など身近な生活の場での犯罪も増加していることから、今後は、警察や町民相互の連携を一層強化し、地域ぐるみの防犯体制の充実や防犯意識の高揚を図っていく必要があります。
- 交通安全については、交通安全運動キャンペーン、交通安全立哨活動（街頭活動）、広報活動等を実施し、交通安全意識の高揚や交通マナー遵守の徹底を図ってきましたが、道路等危険箇所の把握や安全施設の設置などの改善対策とあわせて、今後ともこうした活動を積極的に推進していく必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 防犯体制の強化

防犯連絡員協議会や警察等関係機関との連携のもと、防犯協力体制のさらなる充実を図るとともに、町民の防犯意識の高揚と地域コミュニティを母体とする自主的な防犯活動を支援していきます。
犯罪の発生・防犯対策情報等の犯罪から身を守るために必要な情報の周知を図ります。

《主要な取組》 ■防犯キャンペーン・パトロールの強化 ■地域における防犯組織の育成・支援
■「ひばりくん防犯メール」等の登録促進

(2) 防犯施設の整備

夜間の犯罪防止、通行の安全確保のため、防犯灯などの防犯施設の整備・充実を図るとともに、死角の排除など適正な管理に努めます。
また、あらゆる犯罪から子どもたちを守る施策に地域ぐるみで取り組みます。

《主要な取組》 ■計画的な防犯灯の設置 ■危険箇所の点検
■LED化した防犯灯の適切な維持管理

(3) 交通安全施設の整備

人と車の安全確保のため、カーブミラーや啓発看板等の整備を進めるとともに、警察等関係機関と協議のもと、通学路、交差点などへの信号機や横断歩道等の設置、新たな交通規制の導入などを促進します。
既設の交通安全施設については、点検や町民からの情報提供の結果を受けて、適切な維持管理や修繕の実施に努めます。

《主要な取組》 ■道路危険箇所点検の実施 ■交通安全施設の計画的整備
■交通安全施設の点検及び維持管理

(4) 交通安全教育・交通安全運動の推進

一人ひとりの交通安全意識や交通マナーの高揚を図るため、幼児・児童・生徒に対する交通安全教室、高齢者への指導など、交通安全教育の徹底を図ります。
学校や教育委員会及び関係部署、警察等関係機関が連携し、家庭地域の協力も得て、児童生徒の登下校の安全の確保を図ります。
公共交通の確保や利用促進等の取組と連携して、高齢者が運転免許証を返納しやすい環境づくりを検討します。

《主要な取組》 ■交通安全教室の充実 ■交通安全キャンペーン、広報活動の強化
■高齢者への安全指導の強化 ■運転免許証自主返納支援

..... (この頁は白紙です)

基本目標 2

健やかに暮らせるまちの実現

- 第1節 地域福祉の充実
- 第2節 子育て支援の充実
- 第3節 高齢者福祉の充実
- 第4節 障害者福祉の充実
- 第5節 保健・医療の充実
- 第6節 社会保障制度の充実

基本目標2 健やかに暮らせるまちの実現

第1節 地域福祉の充実

—基本方針—

誰もが、地域の中で孤立することなく人とのふれあいの中で生き生きと暮らせるよう、関係機関やボランティアの連携による福祉のネットワークの強化を図り、地域全体で支えあう福祉のまちづくりを推進します。

現況と課題

- 本町ではこれまで、社会福祉協議会を中心に、町民のボランティア意識の高揚や各種活動の育成強化に努め、地域住民が互いに助け合い、支え合う地域福祉ネットワークづくりに取り組んできました。
- ところが近年は、地域福祉の基盤となるコミュニティの希薄化が指摘される一方、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増加しています。また、高齢者や障害者、子育て家庭など支援が必要な人々の福祉に対するニーズも多様化・高度化していることから、保健・医療・福祉等の連携によるネットワークの強化や支援内容の充実、新しい担い手の育成など、地域福祉の総合的な展開を図っていく必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 地域福祉ネットワークづくりの推進

高齢者のみならず、障害者、難病患者、子どもなど地域のすべての住民を対象とする茨城型地域包括ケアシステム²⁶の展開を通じて、地域の住民、団体・組織、ボランティア等の団体、各種サービス提供事業者、保健・福祉・医療関係機関、行政による地域福祉ネットワークづくりを進め、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

- 《主要な取組》 ■茨城型地域包括ケアシステムの展開 ■地域課題に関する学習会の開催
■地域住民や関係機関等の連携強化

(2) 地域福祉推進体制の充実

高齢者や障害者、子育て中の親などの生活課題を抱えた町民が、地域の中で孤立することなく安心して生活できるように、個々の状況やニーズに合わせた専門的な支援体制の強化を図ります。

各種福祉サービスや制度の充実を図るとともに、サービス・制度に関する情報発信やアウトリーチ（訪問支援）活動などを推進し、要援護者が必要な支援を適切に受けることができる環境づくりに努めます。

- 《主要な取組》 ■幅広い情報提供と各種相談支援 ■成年後見制度²⁷等の権利擁護の普及
■要援護者に対する見守り事業 ■生活支援体制整備事業との連携
■地域福祉計画の改定

(3) 地域における支えあい活動の支援・育成

社会福祉協議会を中心とした小地域福祉活動や民生委員による見守り活動を推進するとともに、NPO²⁸法人をはじめとする多様な福祉ボランティア活動の支援・育成に努め、地域住民による支えあいの活動の充実を図ります。

また、ボランティア学習や講座・体験学習の充実を図り、地域住民が支えあい活動に関心を持ち、参加意欲を高め、参加へのきっかけとなるような広報・啓発活動を推進します。

- 《主要な取組》 ■地域での見守り・支えあい体制の構築 ■人材育成体制の充実
■活動団体間の交流活動の推進 ■多様な情報発信による福祉意識の醸成

²⁶ 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の構築を目指す考え方のこと。国の「地域包括ケアシステム」が高齢者を対象にしているのに対して、茨城県では、高齢者だけでなく障害者、難病患者、子どもなど、地域のすべての住民を対象に包括的なケアを提供する仕組みの構築を目指しており、これを「茨城型地域包括ケアシステム」と称する。

²⁷ 認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度のこと。

²⁸ 「Non-Profit（又はNot-for-Profit）Organization」の略称で、非営利で社会貢献活動や慈善活動を行う団体のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。

基本目標2 健やかに暮らせるまちの実現

第2節 子育て支援の充実

—基本方針—

家庭や子育てに夢を持ち、次代を担う子どもたちを安心して生み育てることができるよう、また子ども一人ひとりが個性に応じて生きる力を育み、心身とも健やかに成長していくことができるよう、行政、地域が連携し、保健・福祉・教育など総合的な子育て支援の体制の充実を図ります。

現況と課題

- 全国的に少子化が大きな社会問題となっており、本町でも、「城里町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の教育・保育の総合的な提供など地域での子育てサービスの充実を推進しています。また、「城里町創生総合戦略」を策定し、まちの人口減少対策の一環として若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる取組を推進しています。
- こうした取組にもかかわらず、本町では若年人口の減少や出生率の低下が続いています。一方、町民アンケートでは、特に子育て中の回答者から「子育て支援や教育環境が充実している」という評価を得ていることから、今後は、子育てサービス等の一層の充実を図るとともに、サービスの利用しやすさの向上や不足する結婚・妊娠・出産に対する支援などを積極的に推進していく必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 子育て支援サービスの充実

「城里町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児教育及び保育のニーズ量に対する確保を図るとともに、多様化する子育て世帯のニーズに対応したきめ細かいサービスを提供するため、地域での各種子育て支援事業を推進します。

研修等を実施して保育サービスの質の向上や保育施設における事故防止を図るとともに、保育サービスの提供を担う人材の確保や待遇の改善を推進します。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る経済的支援の充実を図ります。

- | | | |
|---------|------------------|----------------|
| 《主要な取組》 | ■保育サービスの確保 | ■病児・病後児保育の導入検討 |
| | ■保育人材の確保・研修会等の開催 | ■保育料無償化の継続 |
| | ■各種手当の支給・拡大の検討 | |

(2) 子育てがしやすい生活環境の整備

公共施設のバリアフリー化や多目的トイレ等の設置、子どもが遊びやすい公園・緑地の整備などを進め、子どもを連れた親子が気軽に外出できる環境整備を図ります。

また、住宅供給や防災、防犯・交通安全等の分野と連携して、子育て世帯が安全・安心に暮らしていくことができるよう生活環境の整備を推進します。

- | | | |
|---------|-------------------|-----------------|
| 《主要な取組》 | ■公共施設等のバリアフリー化の促進 | ■多目的トイレ・授乳室等の設置 |
| | ■子どもの遊び場の整備 | ■お出かけマップ等の作成検討 |

(3) 結婚・妊娠・出産の応援

結婚・妊娠・出産がしたいと考える町民の希望を叶えるため、近隣自治体と連携して婚活情報の提供や独身男女の出会いの場づくりを進めるとともに、不妊治療を行う夫婦に対する相談窓口の設置や各種支援制度の周知などの支援に努めます。

子どもたちを対象にした乳幼児とのふれあい体験等を開催し、子育ての大切さを実感できる機会の提供や将来親となるための育成を図ります。学校保健において、性や性感染症、喫煙・薬物乱用による影響等についての正しい知識を習得するための学習機会の充実を図ります。

- | | | |
|---------|-----------------------|-------------|
| 《主要な取組》 | ■「縁結び広域ネットワーク協定」の協力運営 | ■不妊治療対策の充実 |
| | ■次代の親の育成 | ■思春期保健対策の充実 |

(4) 母親と子どもの健康の確保

子育て世代包括支援センター「おひさま」を中心に、育児に関する充実した相談・指導体制を構築し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供を図ります。

保健・福祉・医療・教育の各分野と連携して、訪問指導や健康診査の取組を推進し、妊娠・出産期における母子の健康に関する正しい知識の普及啓発や、母子の健康管理と疾病予防に努めます。

県及び関係機関と連携し、母子が安心して医療にかかることができるような体制の充実を図ります。

- | | | |
|---------|-------------------|-----------------|
| 《主要な取組》 | ■子育て世代包括支援センターの運営 | ■母子保健事業の充実と疾病予防 |
| | ■妊婦健康診査 | ■乳児家庭全戸訪問 |
| | ■乳幼児健診の受診率向上 | |

(5) 地域の子育て力の向上支援

地域におけるさまざまな交流や体験を通じて子どもの自立心や社会性を育むとともに、地域全体で子どもの健やかな成長や親子の外出等を見守り支えるまちづくりを推進します。

交流活動やボランティア活動に対する支援・育成を推進するとともに、さまざまな広報活動を展開して、町民や企業の子育て世帯に対する理解と協力を促進します。

- | | | |
|---------|----------------------|--------------------------------------|
| 《主要な取組》 | ■子育てサークルや親同士の交流会への支援 | ■ファミリー・サポート・センター ²⁹ の運営支援 |
| | ■企業の保育への関与の促進 | |

(6) 要保護児童へのきめ細やかな対応の推進

関係機関の連携を強化するとともに、保護者や町民に対して児童虐待に対する理解を促進し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

ひとり親世帯が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、各種事業・制度の周知や親子の交流の場の提供を図ります。

障害のある子どもが地域の中で、個性や能力を生かしながら生き生きと暮らしていくための支援の充実を図ります。

- | | | |
|---------|------------------|----------------|
| 《主要な取組》 | ■要保護児童対策地域協議会の構築 | ■児童虐待に対する理解の促進 |
| | ■障害児保育の充実 | ■各種制度・手当の周知 |

(7) 子育て支援情報の周知と家庭の子育て力の向上支援

公的な子育て支援サービスや地域の取組などの情報提供を積極的に推進し、子育てがしやすいまちのPRと子育て支援サービスの利用促進を図ります。

親子のつどいの場「子育て支援センター」を開設し、育児中の保護者の交流を促進するとともに、子育てやしつけ等に関する情報提供や、不安や悩みの相談・解消に努めます。

- | | | |
|---------|-------------------|-----------------|
| 《主要な取組》 | ■ホームページ等における情報発信 | ■「子育てガイドブック」の発行 |
| | ■「子育て支援センター」の開設支援 | ■多様な交流・体験機会の充実 |
| | ■ベビー用品等のバザー開催 | ■ブックスタートの推進 |

²⁹ 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、育児の援助を受けたい人で行いたい人との会員同士の相互援助活動をお手伝い（連絡、調整等）する組織のこと。

基本目標2 健やかに暮らせるまちの実現

第3節 高齢者福祉の充実

—基本方針—

「人生100年時代」に向けて、高齢者がより長く、元気に活躍できるよう、生きがいがづくりや社会参加、健康づくりなどを促進します。

また、保健・医療・福祉の連携のもと在宅医療や介護サービスの充実に努め、加齢にともない心身の状態が変化しても地域の中で安心して住み続けられる地域包括ケア体制の構築を推進します。

現況と課題

- 本町では、「城里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、町民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護保険制度の適正な運営や、高齢者の生きがいがづくり、健康づくりの支援等のさまざまな施策を展開しています。
- 町の高齢者の人口は2025年にピークを迎えますが、75歳以上の後期高齢者の人口は2035年まで増加が続くことが予想されます。今後は、増加する高齢者に対応したサービスや体制の拡充を図るとともに、こうした方々が健康で自立した生活が送れるように、また介護保険制度を持続させていくために、介護予防や地域の支えあいの体制づくりを積極的に推進する必要があります。
- さらに、平均寿命が伸長し、元気な高齢者が増えていることから、生涯現役で働きたいというニーズにも対応することが求められています。

施策の方向と主な取組

(1) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送り続けることができるまちを目指して、関係機関、地域と協働で介護状態に応じた介護サービスの充実、高齢者を支える地域づくりを進めます。

要介護認定を受けた高齢者に対する介護保険サービスの適正な運用と拡充を図るとともに、サービスを担う人材の確保に努めます。また、高齢者やその家族に対し、サービスに関する相談や情報提供等の支援を行います。

地域住民や企業等と連携して、地域の高齢者のニーズを把握し、外出や買い物といった個別の課題の対応を推進する生活支援体制の整備に努めます。

《主要な取組》 ■ 介護保険サービスの適正な運用
■ 地域密着型サービスの提供
■ 生活支援体制整備

■ 地域ケア会議の充実
■ 介護人材の確保

(2) 健康づくりと介護予防の推進

地域包括支援センターを中心に、介護が必要となる前の段階から予防施策を展開し、フレイル³⁰の対策と健康寿命³¹の延伸を図ります。また、潜在的な介護予防対象者の把握に努め、介護予防への働きかけができる支援体制づくりも検討します。

専門家による健康や運動をテーマにした介護予防教室、地域におけるスポーツ、レクリエーションなどの参加機会を拡充し、高齢者自らの健康づくりを支援します。

医療分野の関係機関と連携し、高齢者の疾病の発症予防・重症化予防にも取り組みます。

《主要な取組》 ■ 介護予防の啓発事業
■ 生活習慣病予防教室の充実・推進
■ 「いばらきヘルスケアポイント事業」の周知

■ 体力増強のための運動教室の充実・推進
■ 口腔ケア³²教室の充実・推進

³⁰ 加齢に伴う予備能力低下のため要介護状態に至る前段階と位置づけられる、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態のこと。

³¹ 平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた、日常生活に制限のない期間のこと。

³² 全身的な健康状態と密接な関連があるお口の健康を保つために実施する口腔清掃や口腔機能訓練のこと。

(3) 生きがいづくりの推進

高齢者が自らの嗜好や状態にあった活動を行い、生きがいを感じながら暮らせるように、趣味活動や地域活動の育成や支援、生涯学習の活性化などを推進します。

また、「働けるうちはいつまでも働きたい」という高齢者の希望に応えるため、雇用環境の整備に取り組み企業への支援や再就職支援、自らの能力を生かしたコミュニティビジネス³³の立上げ支援なども検討します。

あわせて、こうした活動への参加を促し、高齢者の閉じこもりの予防や定期的な安否の確認を図るため、気軽に立ち寄れる地域の居場所づくりやご近所による声かけなどの活動を促進します。

- 《主要な取組》 ■ふれあいサロン活動、高年者クラブ活動の支援 ■シルバー人材センターの充実
 ■高年齢者雇用対策の検討 ■ボランティアの育成と活動の支援
 ■一人暮らし高齢者宅への声かけの実施

(4) 安心して暮らせる生活環境の確保

高齢者が自ら望む暮らし方を実現できる自立生活が可能な住まいを確保するため、住宅改修の支援や、住まいに関する相談体制の充実を図ります。また、居宅での生活が困難な高齢者も、町を離れることなく安心して生活できるように、施設・居住系サービスの誘致を図ります。

公共施設のバリアフリー化や公共交通機関の利便性の向上を推進し、高齢者が外出しやすい、外出したくなる環境の整備に努めます。

防災、防犯・交通安全対策等の分野と連携して、高齢者が安全・安心に暮らしていくことができるよう生活環境の整備を推進します。

- 《主要な取組》 ■居宅介護住宅改修の支援 ■公共施設等のバリアフリー化
 ■災害時要援護者支援対策

(5) 尊厳ある暮らしの支援

認知症に対する理解の促進を図るとともに、高齢者の異変を早期に発見し、適切な医療・介護サービスにつなげる仕組みづくりを進め、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会の実現を図ります。

町や地域包括支援センター等の関係機関と地域住民が連携し、高齢者への虐待防止や権利擁護に取り組みます。

医療分野との連携を推進し、在宅で療養する高齢者を支援する体制の整備を図ります。

- 《主要な取組》 ■認知症への理解促進と認知症サポーターの養成 ■認知症カフェ³⁴の開催
 ■認知症高齢者等の見守りネットワーク(SOS ネットワーク)の拡充
 ■情報通信技術(ICT)を活用した見守り・安否確認・緊急通報のシステム検討
 ■一人暮らし高齢者宅への声かけの実施(再掲) ■医療と介護の連携推進

³³ 地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組みのこと。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな事業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与することも期待される。

³⁴ 認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、認知症に対する理解や支援を促進する場として設置された、カフェのように気軽に集まることができる場のこと。

基本目標2 健やかに暮らせるまちの実現

第4節 障害者福祉の充実

—基本方針—

ノーマライゼーション³⁵の理念のもと、障害者が地域の一員としてともに生き、生きがいを持って生活を送ることができるよう、福祉サービスや就労支援などのさらなる充実を図るとともに、物理的・心理的な障壁のないバリアフリーのまちづくりを目指します。

現況と課題

- 本町では、「城里町障害者基本計画及び障害者福祉計画」に基づき、障害支援区分に基づく適切なサービスの提供はもちろんのこと、障害者の就労、学習、生きがいづくりなど、多方面から社会参画を促し、自立した生活を営むことができるよう支援を行っています。
- 近年は、障害者の認定数が増加傾向にあり、高齢化の進行と相まって障害の内容も重度化、重複化する様子も見られることから、今後は支援体制の強化を進める必要があります。
- また、障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会という大きな目標の実現に向けて、障害への理解の促進や、生活環境の改善、雇用の支援など一層の取組を進めていく必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 障害に対する理解の促進

すべての人が、それぞれの個性を持った人間として尊重され、地域で共に生きる社会を実現するため、障害に対する理解不足や誤解から生じる差別・偏見を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を促進します。

さまざまな広報媒体や、行事等の交流の場を活用して幅広い啓発・広報活動を継続的に実施するとともに、町民によるボランティア活動の育成・支援を図ります。

自主防災・防犯組織ネットワークへの障害者自身の参加と地域の受入を促進し、災害時の安全の確保を図ります。

- 《主要な取組》 ■障害や障害者に対する理解の促進と差別の防止 ■多様な手段による情報提供の推進
 ■ボランティアの情報発信と活動の推進 ■地域防災・防犯ネットワークの確立

(2) 相談、支援体制の充実

各種障害福祉サービスの充実に努めるとともに、必要に応じて高齢者福祉や子育て支援、生活援護等の分野との連携も進め、障害者の多様な暮らし方を支える基盤整備を図ります。

福祉制度や生活に関する情報を、必要に応じて入手できる情報提供環境の整備に努めるとともに、福祉施設における専門的な相談窓口の確保や身近な相談窓口の充実、家族会等の情報交換の場の設立支援などにも取り組めます。

身近な地域で不自由のない快適な生活が送れるよう、地域生活支援事業を推進します。判断能力が不十分な人については、サービス利用契約の締結等が適切に行われるよう、成年後見制度の利用を促進します。

- 《主要な取組》 ■障害者福祉サービス、地域生活支援の充実 ■他分野連携した多層的な支援体制の構築
 ■各種助成・給付制度の周知及び充実 ■障害者の権利擁護

³⁵ 障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常（ノーマル）の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法のこと。

(3) 安心して暮らせる生活環境の確保

公共施設のバリアフリー化や公共交通機関の利便性の向上を推進するとともに、移動支援事業の周知や利用促進に努め、障害者の自立した生活や社会参加を促進します。

障害者向け公営住宅の確保やグループホーム³⁶等の整備・誘致などを進め、障害者の居住の場の確保に努めます。

- | | | |
|---------|-----------------|-----------------|
| 《主要な取組》 | ■移動支援事業の周知・利用促進 | ■住宅改修に関する相談支援 |
| | ■公営住宅の確保 | ■障害者グループホーム等の誘致 |

(4) 雇用・就労の支援

障害者の就労機会を拡大するため、職業訓練に関する情報提供を積極的に進めるとともに、障害者雇用に関わる各種助成制度等の啓発・広報に努め、障害者に対する企業の理解や雇用を促します。

また、障害者の日中活動の場を確保し、将来的な自立を促進するため、福祉的就労の場に対する支援にも努めます。

- | | | |
|---------|----------------|------------|
| 《主要な取組》 | ■職業訓練に関する情報提供 | ■就労への支援 |
| | ■就労環境の改善と定着の促進 | ■福祉作業所等の充実 |

(5) 障害者のための保健・医療

障害の早期発見、早期治療、早期療育体制の充実を図るとともに、後天性の障害についての予防面での対策を強化します。

また、障害を軽減し、自立を促進するためのリハビリテーション医療（治療訓練）の一層の充実を図ります。

- | | | |
|---------|----------------------|--------------------|
| 《主要な取組》 | ■障害やその原因となる疾病等の予防と治療 | ■医療、リハビリテーション体制の充実 |
|---------|----------------------|--------------------|

七会診療所



³⁶ 知的障害者や精神障害者、認知症高齢者などが専門スタッフの支援のもと集団で暮らす家のこと。

基本目標2 健やかに暮らせるまちの実現

第5節 保健・医療の充実

—基本方針—

町民一人ひとりの健康に関する意識を高めながらそれぞれの年齢や生活環境に応じて自らに取り組む健康づくりを支援するとともに、医療、福祉、教育等関係分野との連携による生涯を通じた疾病予防・保健体制の充実を図ります。

また、救急医療体制の整備や病院のネットワーク化など地域医療体制の充実を推進し、町民が身近な場所で必要な医療サービスを受けることができる環境の整備を図ります。

現況と課題

保健

- 本町では、町民の健康の保持・増進を図るため、「城里町健康づくり計画」に基づき、定期的な健診や検診、予防接種等の実施、自主的な健康づくり活動の支援などを行っています。
- 町内では、特定健康診査の受診率が50%前後で推移している一方、60歳を超えてから生活習慣病で治療を受ける人が県平均を大きく上回る状況が続いていることから、今後は、疾病の早期発見・早期治療や、町民の健康習慣づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

医療

- 本町では、誰もが安心して暮らせる地域医療体制の充実に向けて、日常的な医療を担う国保診療所や民間医療機関と、近隣地域の総合病院との連携を強化しながら、医療体制の充実に努めています。
- 町民アンケートでは、町が実施している施策の中で、将来の重要度が最も高いのが「医療の充実」となっています。特に「通いやすくいつでも頼れる医療機関の確保」や、高度な治療・救急医療等が受けられる病院、入院等が受けられる病院に対するニーズが高くなっており、今後は、既存の医療機関との連携のもと、こうした分野の医療体制の充実を図ることが求められています。

施策の方向と主な取組

(1) 健康づくりの推進

日頃からの健康づくりについて一人ひとりの意識の高揚を図るとともに、健康な体力づくりや食生活をはじめとする生活習慣の改善など、年齢や生活環境に応じた健康づくりを支援します。高齢者や母子の健康づくりにあたっては、福祉、医療、教育等関係分野との連携を図ります。

また、健康寿命の延伸や医療費の適正化等の観点から、健康づくりに関する積極的な情報発信や、健診・検診の受診率の向上と事後指導の強化を図るとともに、相談体制の充実や機能訓練・訪問指導の充実を図り、疾病の発症予防・重症化予防を推進します。

- | | | |
|---------|---------------------------|--------------|
| 《主要な取組》 | ■健康づくり意識啓発のための情報発信 | ■健診・検診の受診率向上 |
| | ■特定健康診査・特定保健指導及び各種がん検診の実施 | |
| | ■生活習慣病予防教室の充実・推進 | ■健康相談体制の充実 |

(2) 精神保健対策の充実

こころの健康づくりの普及啓発を図るとともに、保健所や精神保健福祉センターとの連携のもと、相談・指導体制の強化やデイケア³⁷の充実に努めます。

- | | | |
|---------|-----------------|-----------|
| 《主要な取組》 | ■こころの健康づくりの普及啓発 | ■家族会等への支援 |
| | ■相談、訪問指導の充実 | |

³⁷ 利用者がサービスを提供する施設に通い、生活機能向上のための機能訓練などを日帰りを実施するサービスのこと。このうち、精神保健分野のデイケアは、精神障害者の社会生活機能の回復を目的として個々の患者に応じて作成したプログラムに従ってグループごとに治療を行う。

(3) 感染症対策の推進

感染症の予防に関する正しい情報を発信するとともに、案内や費用補助等の支援策を講じて、予防接種の促進を図ります。

新たな感染症等に関する情報の収集・提供に努めるとともに、感染者の早期発見や迅速に対応する体制づくりを推進します。

感染症のリスクが高い高齢者施設等において、予防の徹底や感染体制の構築を支援します。

- | | | |
|---------|---------------|----------------------|
| 《主要な取組》 | ■ 予防接種の徹底 | ■ 感染症等情報の収集・提供 |
| | ■ 全町的な防疫体制の強化 | ■ 高リスク施設等における防疫体制の強化 |

(4) 救急・総合医療体制の強化

近隣自治体の総合病院と町内医療機関とのネットワークを形成・強化し、初期治療から専門的治療にわたる迅速な医療体制の整備に努めます。また、水戸市消防局北消防署城里出張所や医療機関との連携のもと、休日、夜間、災害時等、迅速かつ適切な処置ができる救急医療体制の整備・強化を図ります。

身近な場所で救急医療や、長期の入院を伴う専門的な治療や緩和ケア³⁸などが受けられる環境を目指して、県及び関係機関と連携し、既存医療機関の拡充や新たな医療施設の誘致に取り組みます。

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 《主要な取組》 | ■ 町内医療機関と近隣自治体の総合病院とのネットワークの整備 |
| | ■ 消防署と医療機関の連携による救急医療体制の強化 |
| | ■ 入院設備が整った病院等の誘致を検討 |

(5) 地域医療に対する支援・充実

地域医療を担う施設として、国保診療所の維持に努めるとともに、民間医療機関と連携しながら、地域に密着した医療体制の充実を図ります。

地域の医療連携の中核を担う病院の体制の強化を図ります。

子育てがしやすいまちを目指して、県及び関係機関と連携し、母子が安心して医療を受けることができるような体制の充実を図ります。

- | | | |
|---------|--------------------|---------------|
| 《主要な取組》 | ■ 診療所と民間医療機関との連携強化 | ■ 医療情報の共有化の推進 |
| | ■ 中核となる病院への助成の充実 | ■ 産婦人科・小児科の充実 |

(6) 在宅療養の推進

地域での初期医療の担い手となる七会診療所をはじめとした、医療機関において訪問診療³⁹を積極的に推進するとともに、医療分野と介護分野の連携を促進し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる体制の構築を図ります。

また、町民の通院の負担を軽減するため、また遠方から訪問を行う医師等の負担軽減と新規参入を促進するため、オンライン診療（遠隔診療）などの新たな取組を支える環境の整備を検討します。

- | | | |
|---------|--------------------------|--------------|
| 《主要な取組》 | ■ 在宅療養に関する普及啓発 | ■ 訪問診療の推進 |
| | ■ 光ファイバー網を活用した遠隔診療等の導入検討 | ■ 医療と介護の連携推進 |

³⁸ がん等の生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対する、疾患に伴う心と体の痛みを和らげる援助のこと。

³⁹ 通院が困難な場合に、計画的・定期的に、患者さんのご自宅などに医師が訪問し行う診療のこと。これに対して、急変の際などに、不定期に、患者さんのご自宅などに医師が訪問し行う診療を「往診」という。

基本目標 2 健やかに暮らせるまちの実現

第6節 社会保障制度の充実

—基本方針—

必要な人に必要な支援が届くよう社会保障制度の周知や適切な運用に努め、町民の安心や生活の安定を支えます。

また、保険税収納率の向上や給付金等の適正運用化を進め、人口減少や少子高齢化が進む中でも制度の安定性や公平性の確保を図ります。

現況と課題

- 本町では、町民に身近な基礎自治体として、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の運営・給付を行っています。生活保護制度については一時的な相談への対応や財源の一部負担を行っているほか、町独自の医療負担助成なども行っています。
- 高齢化や社会経済状況の影響から、これらの社会保障給付が増加する一方、保険税の軽減世帯の増加や収納率の低下といった傾向も見られます。今後は、社会保障制度の周知や普及に継続して取り組むとともに、制度の安定した運営に向けて収納率の向上等に努めていく必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 国民健康保険制度の充実

保険税の適正賦課及び収納体制の充実・強化に努め、「茨城県市町村国保広域化等支援方針」を踏まえた国民健康保険制度の財政運営の健全化を図ります。

また、町民の健康寿命の延伸と、国民健康保険制度の持続性の向上を目指して、「城里町国民健康保険保健事業実施計画」等と連動した保健・医療行政を推進します。

《主要な取組》 ■ 国民健康保険制度の周知 ■ 適正な保険税賦課と収納体制の強化
■ 国民健康保険保健事業実施計画の推進

(2) 後期高齢者医療制度の充実

増え続ける高齢者医療費の抑制と適正化を図るため、後期高齢者医療制度の周知徹底や適切な運用に努めます。

《主要な取組》 ■ 後期高齢者医療制度の周知と適切な運用 ■ 高齢者の健康づくり・自己管理への支援

(3) 介護保険制度の充実

増え続ける介護給付費の抑制と適正化を図るため、介護保険制度の周知や適切な運用に努めます。また、要介護状態にならないように介護予防の推進に努めます。

《主要な取組》 ■ 地域包括支援センターの機能充実 ■ 介護保険制度の周知と適切な運用
■ 介護予防事業の推進

(4) 医療福祉制度の充実

医療福祉受給者の把握と適正な審査・認定のもと、制度の周知と安定的な運営を図ります。また、町単独事業の医療負担助成制度等の周知と充実・強化に努めます。

《主要な取組》 ■ 医療負担の助成制度の周知 ■ 高校生までの医療費助成の継続

(5) 生活困窮者支援の推進

生活困窮者の生活意欲の向上と経済的自立を目指して、関係機関相互の連携により生活保護制度の運用や、自立相談・家計相談、就労支援・子どもの学習支援等の多様なメニューを用意し、それぞれの生活状況にあわせた的確な支援に努めます。

また、高齢者福祉や障害者福祉等の分野と連携した重層的なセーフティネットの構築にも努めます。

《主要な取組》 ■ 関係機関への生活保護制度の周知 ■ 民生委員による訪問・相談体制の強化
■ 相談・支援メニューの拡充 ■ ハローワーク等との連携による就労支援

(6) 国民年金制度の推進

国民年金制度の重要性についての周知徹底と年金相談業務の充実を図り、受給権の確保に努めます。

- 《主要な取組》 ■国民年金制度の周知 ■年金相談業務の充実
■年金受給権確保対策の推進

高齢者介護予防教室



基本目標 3

活力とにぎわいのあるまちの実現

- 第1節 農林業の振興
- 第2節 商工業の振興
- 第3節 観光・レクリエーションの振興
- 第4節 新たな産業の誘致・育成
- 第5節 消費者保護の推進
- 第6節 住みたくなるまち、働きたくなるまちの構築

基本目標3 活力とにぎわいのあるまちの実現

第1節 農林業の振興

—基本方針—

担い手の育成や農林業経営・管理の合理化を支援するとともに、農産物のブランド化や生産体制の強化、販路の拡大などに取り組み、魅力とやりがいのある農林業の振興を図ります。

さらに、地産地消⁴⁰や農林業の体験交流などの取組を通じて、観光・レクリエーション分野との連携や、地域の農林業に対する理解と協力を深めます。

現況と課題

- 本町では、那珂川沿いから町の中心部にかけて耕地が広がっており、町域の約15%を占めています。町では、優良農地の保全や利用集積、認定農業者⁴¹の育成や新規就農者への支援に努めるとともに、無農薬、低農薬農産物の栽培や農産物のブランド化の推進、グリーンツーリズム⁴²による都市と農村の交流拡大などを進め、生産条件に合わせた農業の振興を図っています。
- 近年は、農業従事者の高齢化や後継者不足から販売農家が大きく減少しており、耕作放棄地や鳥獣被害の増加なども大きな問題となっています。このような厳しい状況に対して、今後は対策の強化を図るとともに、昭和10年代に整備された基盤の再整備などをはじめとする農業の効率性や生産性の向上、農家の所得の向上を積極的に推進する必要があります。
- 中山間地域の農業や林業については、農産物や林産物、特用林産物⁴³の生産・販売だけでなく、国土保全、治山・治水、自然環境の保護、レクリエーションといった農地や森林が持つ多面的な機能から、活用や振興を図っていく必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 担い手の育成

補助制度の活用や研修体制の充実などにより意欲を持って農業や林業に取り組む担い手の育成・確保に努めるとともに、技術の習得や企業的経営能力の向上、組織化、法人化を積極的に支援していきます。

また、農業・林業の効率化やノウハウの蓄積・継承による新規就業の促進を図るため、情報通信技術(ICT)を活用した水田の水管理やハウスの温度管理、ドローン⁴⁴やセンシング技術⁴⁵等を導入したスマート農業・スマート林業⁴⁶の推進を検討します。

《主要な取組》 ■認定農業者の育成・支援、新規就農者の受け入れ・指導・支援

■林業後継者対策や、新規就労者の受け入れ・指導・支援

■農業組織化・法人化の支援

■スマート農業・スマート林業の推進検討

⁴⁰ 国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組のこと。

⁴¹ 町が策定する農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする計画(農業経営改善計画)を作成し、認定を受けた農業者のこと。

⁴² 農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

⁴³ 一般に用いられる木材を除き、森林原野を起源とする生産物の総称で、食用のきのこ類、樹実類や山菜類等、漆や木ろう等の伝統工芸品の原材料、竹材、桐材、木炭等が含まれる。

⁴⁴ 小型の無人航空機のこと。

⁴⁵ センサー(感知装置)により自然の情報を読み取る技術。例えば、空撮画像により作物の成育状況を診断したり、水田の水位や二酸化炭素濃度といった情報を得たりすることができる。

⁴⁶ ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業及び林業のこと。

(2) 農地の保全と有効利用

農地の効率的活用のため、農地利用最適化推進委員が中心となり農業経営改善を目指す土地利用型の担い手農家や、農地中間管理機構⁴⁷と連携し、農地利用の集積を図るとともに、優良農地の確保、遊休農地の解消に努めます。

比較的規模の小さな農地については、農地のオーナー制度⁴⁸の導入や、農地付き空家の流通促進、滞在型農園の整備といった庁外の力を活用する取組の立上げ・拡大を検討します。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 《主要な取組》 ■農地の集積、流動化の促進 | ■耕作放棄地対策の推進 |
| ■農地のオーナー制度の推進 | ■農地付き空家の流通促進等の検討 |

(3) 農業生産基盤の整備と保全

ほ場や農道、用排水路等の生産基盤の計画的な維持管理を推進するとともに、地域の農業特性を踏まえながら、農地の大区画化や自動走行農機等への対応などを見据えた土地改良事業の実施・検討を促進し、農業生産基盤の強化を図ります。

また、農業団体との連携のもと、園芸・畜産等の生産性拡大や品質向上、生産コストの縮減など農業生産改革を促進します。

- | | |
|----------------------------|------------|
| 《主要な取組》 ■計画的な農業生産基盤整備の維持管理 | ■土地改良事業の推進 |
|----------------------------|------------|

(4) 地域資源を活かした農業の振興

地域で水路、農道等の維持管理を推進する取組を支援し、農地の機能維持や耕作放棄地の拡大抑制を図ります。また、鳥獣被害対策を計画的に進めるとともに、捕獲した鳥獣の利活用も検討します。

緑豊かな農村地域としての本町の特性を活かし、農作業体験や農家民泊等の滞在型の余暇活動の提供を推進して、都市と農村の交流の拡大を図ります。

- | | |
|--|------------------|
| 《主要な取組》 ■日本型直接支払制度 ⁴⁹ の活用促進 | ■有害鳥獣対策の推進 |
| ■農地のオーナー制度の推進【再掲】 | ■都市と農村の交流イベントの開催 |
| ■郷土料理や伝統農産物等の発掘 | ■交流・宿泊施設の整備検討 |

(5) 高付加価値化の推進

有機米の栽培や、特別栽培農産物認証制度、エコファーマー⁵⁰認定制度の促進など、地球環境に配慮した循環型農業を推進します。また、城里町ブランド創出協議会を中心に、「ななかいの里コシヒカリ」をはじめとした農産物のブランド化を検討・推進し、農産物の高付加価値化や農業経営の安定化を図ります。

農家同士や異業種間の交流を促進し、地域の農産物を有効活用した6次産業化⁵¹の展開を推進します。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 《主要な取組》 ■エコファーマーの支援 | ■農産物のブランド化の推進 |
| ■インターネットを活用した農産物のPR | ■新商品開発や加工工場整備等の促進 |
| ■商工会等と連携した加工品等の販路の拡大 | |

⁴⁷ 農業をやめる方や経営規模を縮小したい方の農地を一括して借り受け、これをまとめた上で、地域の意欲ある農業者等の担い手に貸し出す「信頼できる農地の中間的受け皿」として都道府県ごとに設置された組織のこと。通称「農地バンク」。

⁴⁸ 都市住民に直接耕作に関わってもらいながら農地の保全や耕作の継続を図る制度のこと。一般的に、都市住民等が一定の会費を払って「オーナー」となり、年に数回現地を訪問して農作業を行ったり、収穫された農産物を入手したりすることができる。

⁴⁹ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する制度のこと。多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金がある。

⁵⁰ 「持続性の高い農業生産方式」を導入する計画を作成し、県知事の認定を受けた農業者のこと。

⁵¹ 生産物の価値を上げるため、農林漁業者が、農畜産物・水産物の生産（1次産業）だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組むこと。1次産業、2次産業、3次産業の1、2、3を掛けて6になることから、6次産業化といわれる。

(6) 林業の振興

森林の持つ多面的な機能が十分発揮されるよう、森林の適切な経営や管理に向けた調査や体制の構築を進めるとともに、森林環境譲与税⁵²等を活用した間伐等の実施や、地場産木材の普及活用、林業を支える人材の確保や育成等を進め、森林資源の持続性向上と林業の振興に努めます。

きのこ類等特用林産物の生産振興を図るとともに、間伐材を活用した木工品の商品開発、木質チップ（燻煙木材）、木質バイオマス⁵³としての利活用の検討など、新たな収益事業の開発を促進します。

また、森林空間や豊かな森の恵みを活かした自然体験や観光分野との連携、森林ボランティアによる保全活動や環境学習などを通して、森林の保護と森林保全意識の高揚を図ります。

- 《主要な取組》
- 森林所有者への意向調査、所有者や境界が不明確な森林に関する調査等の実施
 - 森林経営計画策定のさらなる推進
 - 住宅や公共建築物での地域材の利用促進
 - 特用林産物の生産振興
 - 間伐材を活用した商品開発の推進
 - 木質チップや木質バイオマスなど新エネルギー資源としての木材活用の促進
 - 森林ボランティアの育成・支援

(7) 流通・販売体制の強化

多様化する消費者需要を的確にとらえ、共同出荷・販売の体制強化や、直売・宅配・通信販売・契約栽培の促進など、農産物の多様な流通・販売体制の充実を図ります。

「城里ブランド」形成の取組と並行して、庁外関係機関等と連携し直売所やイベントを活用した販売・PR、オンライン販売（インターネット通販）機能の強化などを展開します。

また、福島第一原発事故の影響により発生した風評被害の解消に向けて、近隣自治体や関係機関と連携した情報発信に努めます。

- 《主要な取組》
- 直売施設の活用
 - インターネットを活用した農産物のPR
 - インターネットを活用した契約販売等の推進
 - 城里ブランド認証後の支援、PR

農業体験



⁵² 森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された税制度。国民一人ひとりが収める「森林環境税」の収入額に相当する額を「森林環境譲与税」として市町村及び都道府県に譲与し、それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用することができる。

⁵³ 再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のことを「バイオマス」、そのなかで木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。

基本目標3 活力とにぎわいのあるまちの実現

第2節 商工業の振興

—基本方針—

多様化する消費者ニーズに柔軟に対応できるよう、商工会と連携して、身近な商業地としての魅力の向上や商業経営の近代化、販売経路の拡大を目指します。また、商店街組織の育成・強化に取り組むとともに、既存商店街の活性化を支援します。

また、立地企業との連携・交流を強化し、既存工業の活性化、雇用促進のための工業経営の近代化や工業用地の確保、新規企業誘致の検討など、多面的な工業振興を図ります。

現況と課題

- 本町では、建設業、製造業、卸売業・小売業の各産業の従業者数、売上高が特に多く、商工業は町の雇用や経済を支える基幹的な産業となっています。町では、商工会と連携した経営指導や、融資制度等を活用した基盤強化への支援等により商工業の振興を図っています。
- 近年は、景気の低迷や近隣への大型店の出店に伴って消費の地元離れが進んでいます。また、商店経営者の高齢化や後継者不足により店舗数の減少も続いています。町民アンケートでは、町の暮らしにくい点として、「普段の買い物等がしづらい」ことを選ぶ人が最も多くなっていることから、今後は、商業者等への支援強化と町民にとって買い物がしやすい環境整備の両面から商業振興に取り組むことが重要です。
- 本町の工業は、機械、鉄鋼、建材など比較的小規模な企業が立地しているのが特徴です。一部大企業が生産能力を拡大した影響等により製造品出荷額は増加傾向にありますが、中小企業の厳しい経営環境を鑑みると、今後とも周辺の豊かな自然や居住環境と共存した既存工業の振興に取り組んでいく必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 商業地でのにぎわい創出

町の中心市街地のにぎわいを取り戻すため、見せる・楽しめる商店街づくりやサービス向上による魅力化を促進します。

集客イベントやPR活動等の商店街の活性化の取組を支援するとともに、商店街が町全体のにぎわい創出を狙って実施する企画・イベントに対して、補助金や運営サポート等の支援を検討します。

また、新規出店者の募集や出店支援、空き店舗を活用したチャレンジショップ⁵⁴事業の展開などにより、商店街の活性化を支援していきます。

《主要な取組》 ■個店の魅力づくり支援 ■イベント、PR活動支援
 ■回遊ルート検討支援
 ■空き店舗等を活用したチャレンジショップ事業やコミュニティカフェ⁵⁵等の展開

(2) まちづくりと連動した商業振興

人が集まるエリアの再生を目指して、町内だけでなく、近隣からの集客が期待できる大型商業施設の誘致を図るとともに、病院や福祉施設等の生活利便施設の建替え支援や新規立地の誘導を検討します。

また、まちづくり分野と連携して、公共交通を利用した買い物の利便性の向上や、道路整備による歩行者環境の改善などを進め、商業地における回遊性の向上と店舗等の利用の促進を図ります。

《主要な取組》 ■大型商業施設の誘致 ■基盤整備等と連動した回遊性の向上

⁵⁴ 空き店舗等を活用して、新たにお店を始めたい方に安価な家賃で貸し出しを行うことで、創業や事業拡大のお試し（チャレンジ）ができるようにする店舗（ショップ）のこと。

⁵⁵ 現代版の「井戸端」として機能する、地域の人が誰でも気軽に立ち寄っておしゃべりできる場のこと。カフェのような雰囲気であることがポイントであり、必ずしも飲食の提供を行う必要はない。

(3) 身近な商業機能の確保

施設周辺の住民の日常的な買い物の場ともなっている道の駅等の機能確保と活性化を支援します。
町内店舗の販売機会を拡大するため、また日常の買い物に支障がある高齢者等を支援するため、店舗や関連部署と連携して、購入した商品の配達や移動販売の実施に対する支援や、買い物送迎バスの運行などの施策を検討します。

《主要な取組》 ■道の駅の拡充整備

■移動商店の促進

(4) 店舗・企業の経営環境の改善

多様化する消費者ニーズに柔軟に対応できるよう商工会と連携して、商業経営者への経営指導や経営の近代化・合理化の支援、さらに事業継承に対する支援などに取り組みます。
また、地域の歴史や文化・伝統工芸などと連携した協業や新たな商品の開発、インターネット等を活用した情報発信や販売機会の拡大など、各店舗・企業のチャレンジを促進します。

《主要な取組》 ■経営指導の充実と意識啓発

■金融の斡旋・融資

■光ファイバー網を活用した商店・商品情報の発信・販売

(5) 商店街・商工会の育成強化

地域の歴史等と連携した商品開発、集客を促すイベント、PR活動などに対する支援を通じて、これらの取組を牽引する商店街・商工会の育成と強化を図ります。
また、これからの商店街・商工会を担う新規加盟店舗・企業や、若き経営者による挑戦を積極的に支援し、商店街・商工会の活性化を促進します。

《主要な取組》 ■商店街・商工会の取組への支援

■新規加盟店舗・企業の獲得支援

(6) 地場産業・伝統的工芸品産業の支援と育成

「城里ブランド」の認定を進めるとともに、認定した商品・工芸品の全国に向けたプロモーションや、産直施設や物産展、見本市への出店支援などを進め、地場産業・伝統的工芸品産業の振興を図ります。
また、地場産業・伝統的工芸品産業に関する技術を継承するため、新しい担い手の獲得や育成を支援します。

《主要な取組》 ■城里ブランドの認定

■全国的なPR活動の展開

■ふるさと納税を活用した振興

(7) 既存工業の振興

経営の近代化・合理化、生産技術の高度化を促すとともに、特産品加工などの地域資源活用の取り組みを支援し、既存工業の振興を図ります。
また、立地企業との交流・連携を強化し、ニーズを踏まえた環境整備や、設備資金や事業継承等に対する支援メニューの拡充の検討を進めるとともに、産業の集積化に向けた類似・関連企業の誘致を図ります。

《主要な取組》 ■設備投資の支援検討

■新製品・新技術の開発促進

■税制を活用した優遇策の検討

■地元建築業の振興促進

■立地企業との交流・連携

■産業の集積化促進

基本目標3 活力とにぎわいのあるまちの実現

第3節 観光・レクリエーションの振興

—基本方針—

魅力ある交流空間づくりや既存の観光資源を活用したイベントの開催、自然を活かした体験観光、農林業をはじめとする地域産業との連携など、常北・桂・七会の3つの地域の特性を活かした観光・レクリエーションのネットワークの構築に取り組み、観光消費の拡大や交流人口⁵⁶の獲得、町のPRを図ります。

現況と課題

- 本町は、県都水戸市に隣接し、高速道路等広域交通網が利用しやすいという恵まれた地理的条件からゴルフ場や観光果樹園等が多く立地しています。町でも、総合野外活動センター「ふれあいの里」をはじめとするレクリエーション施設や健康増進施設「ホロルの湯」、「特産品直売センターかつら（道の駅）」、物産センター「山桜」などの整備や、豊かな自然資源や田園風景等を活かしたグリーンツーリズムの推進などに取り組んできました。
- 多様な観光資源を抱える一方、県内における町の認知度は低く、町全体では入込客数もあまり多くありません。また、観光施設の中には老朽化が進んでいるものもあることから、今後は、こうした施設の適切な維持・更新を進めながら、町での観光体験全体を底上げするような魅力づくりやPRの強化などに取り組む必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 観光資源・施設の魅力の向上

水と緑に囲まれた豊かな自然環境や歴史・文化などの地域資源、観光・体験施設などを活かし、常北・桂・七会の3つの地域の特性を踏まえた相互の役割や関連性を考慮しながら、観光拠点エリアの魅力向上を図ります。

SNS等での情報発信にも対応した魅力向上策を検討するとともに、老朽化が進んだ施設の長寿命化や閑散期対策、運営の効率化なども検討します。

御前山県立自然公園、那珂川周辺では、貴重な自然資源の保護管理や遊歩道の整備を推進します。

- | | | |
|---------|---------------------------|---------------------|
| 《主要な取組》 | ■ 観光拠点エリアの環境整備 | ■ 観光施設の営繕・運営体制の検討 |
| | ■ 藤井川ダム周辺の観光・レクリエーション施設整備 | ■ 道の駅かつらの建替えと周辺環境整備 |
| | ■ 「かわまちづくり計画」の推進 | ■ 御前山県立自然公園の保護管理 |

(2) 観光コンテンツの充実

農林業との連携や、町民の協力を得ながら農作業や工芸、郷土料理づくりなどの体験メニューを充実・強化し、都市住民との交流による地域産業の振興に取り組めます。

また、歴史・文化的資源や景勝地の指定や、拠点施設や地域資源をつなぐ新たな観光ルートの開発、自転車利用しやすい環境の整備などを進め、町内の観光ネットワークの構築を図ります。

また、自然環境や歴史・文化を体験・学習するエコツアーのガイド、屋外レクリエーションのインストラクター（指導員）など、体験・滞在・回遊型観光を牽引する人材の育成を支援します。

- | | | |
|---------|-------------------------|-----------------------|
| 《主要な取組》 | ■ グリーンツーリズムの推進 | ■ 森林ボランティアとの連携による森林体験 |
| | ■ 新たなアウトドア・アクティビティの開発促進 | ■ 新たな観光ルートの開発 |
| | ■ サイクルツーリズム(自転車観光)の推進 | ■ 観光ガイド・インストラクターの育成支援 |

⁵⁶ 地域に住んでいる「定住人口」に対して、観光者等の一時的・短期的に地域に滞在する人々を「交流人口」という。

(3) 消費・販売機会の充実

観光客やゴルフ・ツーリング等で町を訪れた来訪者のニーズを捉え、伝統工芸品や特産物の販売、飲食施設等の誘客を促進します。

物産センター等、直売施設の充実と経営の向上を図り、地場産品の販売を促進します。

商業者や農業者、食品加工業者等による新たな特産品の開発や飲食施設の展開を支援します。

- 《主要な取組》
- | | |
|--------------|--------------|
| ■直売施設の維持・充実 | ■新たな特産品の開発支援 |
| ■飲食施設の開設支援検討 | ■電子決済の導入支援 |

(4) 観光PRと集客方法の多様化

観光協会をはじめとする関係団体と連携して、WebサイトやSNS等を積極的に活用した観光資源・観光施設などのPRを進め、県内における認知度やイメージの向上、誘客の拡大を図ります。

町の観光PRと集客の重要な機会となっている「しろさと七夕まつり」や「しろさとふるさとまつり」などの観光イベントについては、地域が主体となった運営が継続されるよう支援を行います。

- 《主要な取組》
- | | |
|--------------------|---------------------|
| ■インターネットの活用による観光PR | ■効率的な情報発信のための体制構築検討 |
| ■近隣自治体と連携した広告宣伝の展開 | ■イベント運営会社・旅行会社との連携 |
| ■観光イベントの開催支援 | |

物産センター山桜



基本目標3 活力とにぎわいのあるまちの実現

第4節 新たな産業の誘致・育成

—基本方針—

環境保全技術や情報化産業など新しい分野の産業をにらみながら、既存の地域資源や産業、全町に敷設された光ファイバー網などを活かし、本町の豊かな自然環境や居住環境に適合した優良企業の誘致を図ります。

また、観光産業や地域の特産品を活かした新たな産業展開や、若者の雇用の場、高齢者の生きがい対策と連携した仕事づくりなど、地域密着型の産業振興に取り組んでいきます。

現況と課題

- 本町では、町に新しい活力や雇用を創出するため、新たな産業の誘致・育成を進めています。平成28年3月には、「城里町創生総合戦略」を策定し、補助金や廃校施設等を活用した企業誘致や起業家支援にも取り組んでいます。
- 平成30年1月には、旧七会中学校を再整備した七会町民センター「アツマーレ」が完成し、J2水戸ホーリーホックの練習拠点・クラブハウスを誘致することができました。また、新たな産業ではありませんが、令和元年、令和2年には既存企業が町内で新工場の建設や既存工場の増築を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響で、テレワークや地方移住、二地域居住などに対する関心も高まっていることから、今後はこうした企業誘致等に継続的に取り組むとともに、起業しやすい環境の整備などにも積極的に取り組む必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 新規企業の立地促進

関係機関や町内企業との情報交換を積極的に進め、進出意向や進出可能性のある企業の情報や支援体制に関するニーズを収集し、これを踏まえて町のPRと企業立地の促進を図ります。

立地企業や用地提供者に対する企業立地奨励金の交付や、固定資産税の減税などの支援の活用と拡充を図るとともに、幹線道路網の整備など企業にとって魅力的な環境づくりを進めます。

統廃合により使われなくなった学校跡地など優れた立地条件を持つ土地・建物を活用して、地域や町全体の活性化につながる企業の誘致を行います。また、国道バイパス沿道等に広域との利便性が高いことを活かした新規企業や既存立地企業拡大の受け皿としての工業等産業用地の確保を検討します。

- | | | |
|---------|---------------------|---------------------------------|
| 《主要な取組》 | ■ 町内企業等との懇話会の立上げ | ■ 独自の助成の実施 |
| | ■ 地域密着型産業の振興 | ■ 高齢者向けサービス産業の誘致 |
| | ■ 活用可能な施設等の情報の集約・発信 | ■ 空き校舎等提供のPR |
| | ■ 新規企業立地のための工業用地の開発 | ■ 特定用途誘導地区 ⁵⁷ 等の指定検討 |

⁵⁷ 土地利用を定める都市計画の1つで、立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について容積率や用途規制の緩和を行う一方、それ以外の建築物については従前通りの規制を適用することにより、誘導施設を有する建築物の建築を誘導することを目的とするもの。

(2) 起業の支援

地域産業の活性化や魅力的な雇用を創出するため、町内で起業を希望する人に町ぐるみで支援する体制を整備します。町内出身者で起業を希望する人に対する支援も検討します。

起業家と民間金融機関やクラウドファンディング⁵⁸事業者との間を取り持ち、資金調達の支援を行うとともに、町独自の助成制度の立上げも検討します。また、地域資源・産業との交流を促進し、新しいビジネスが生まれやすい環境づくりに努めます。

起業家のオフィスや住居として、町内にある空家や空店舗、遊休公共施設等⁵⁹を無償又は低価格で提供するなど、チャレンジしやすい環境づくりを検討します。また、全町に整備された光ファイバー網を活かして、起業家だけでなく、テレワークや企業のサテライトオフィス⁶⁰設置等のニーズにも対応したコワーキングスペース⁶⁰の設置なども検討します。

- | | | |
|---------|----------------------|--------------------|
| 《主要な取組》 | ■ 起業に対する支援制度の周知・活用 | ■ 起業に対する新規支援制度の検討 |
| | ■ クラウドファンディング支援事業の検討 | ■ 地域資源・産業との交流促進 |
| | ■ 空家等の提供制度の検討 | ■ コワーキングスペース等の設置検討 |

(3) 地域雇用の促進

町内企業に対する事業拡大の働きかけや、雇用助成金などを活用して、地域雇用の拡大を促進します。

また、町内企業をPRするため、企業が求める専門人材を育成するため、ハローワーク等の関係団体や学校などと連携して、町内企業紹介やインターンシップ⁶¹の導入、キャリア教育⁶²や職業訓練などの取組を促進します。

- | | | |
|---------|----------------------------|-----------|
| 《主要な取組》 | ■ 独自の雇用促進助成等の実施 | ■ 町内企業のPR |
| | ■ 学校等と連携したインターンシップ、キャリア教育等 | |

七会町民センター「アツマーレ」



⁵⁸ 事業資金を必要とする人と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者（＝crowd：群衆）から少額ずつ資金を集める（＝funding：資金調達）仕組みのこと。

⁵⁹ 企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスであることからこう呼ぶ。

⁶⁰ テレワークなどの柔軟な働き方をする利用者が、自宅や会社以外で、仕事を行う共同型オフィスのこと。

⁶¹ 学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来希望する職業に関連した就業体験を行う取組のこと。

⁶² 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア（職歴）発達を促す教育のこと。

基本目標3 活力とにぎわいのあるまちの実現

第5節 消費者保護の推進

—基本方針—

若者から高齢者まで、便利で豊かな消費生活を安全・安心に営むことができるよう、消費に関する正しい知識の普及や悪質な販売被害の防止のための啓発、相談体制の強化を図ります。

現況と課題

- 本町では、町民がトラブルに巻き込まれないように消費生活に役立つ広報活動や悪質な販売による被害を未然に防止する啓発活動などに取り組んでいます。また、消費者相談窓口の開設や消費者団体の支援などを通じて相談体制の充実を図っています。
- 近年は、消費相談窓口への相談件数が増加しています。これは、窓口の認知が広がる一方、悪質な販売等の手口の増加や巧妙化が進んだことも示していることから、今後も引き続き相談体制の充実を図るとともに、被害を未然に防止する取組を強化する必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 消費者団体等の支援

「かしこく生きる」、「意欲ある社会づくり」を理念に、研修・研究活動などを通して、底力ある消費者団体づくりを支援します。

また、地域福祉分野と連携して、地域の住民組織やボランティア団体などによる注意喚起や異変発見の取組を促進します。

《主要な取組》 ■ 研修・研究活動の支援

■ 地域の活動団体等との連携

(2) 広報活動と啓発

安全な消費生活のための講座・教室・講演会などの実施や、情報の提供を通して、正しい消費知識の普及に努めるとともに、悪質商法による被害を未然に防止するための広報・啓発活動を推進します。

特に、手口が巧妙化する詐欺被害やインターネット利用に係る犯罪被害を防止するため、警察等の関係機関と連携して学校や地域に対する出前講座等を開催します。

《主要な取組》 ■ 正しい消費知識の普及啓発

■ 出前講座の開催

(3) 消費生活相談の強化

消費生活センターを中心に、多様化する消費相談に対応できるよう相談窓口の強化を図ります。

また、消費者トラブルにあってしまった町民がすぐに問合せや相談ができるよう、消費生活センターや相談ダイヤル等の周知に努めます。

《主要な取組》 ■ 消費相談窓口の強化

■ 消費生活センター等の周知

基本目標3 活力とにぎわいのあるまちの実現

第6節 住みたくなるまち、働きたくなるまちの構築

—基本方針—

町外からの移住を促進するため、生活の基盤となる住宅や雇用の場の充実を図るとともに、移住者支援制度の創出、町の魅力についての情報発信など、さまざまな取り組みを行います。

現況と課題

- 本町では、町の人口が減少に転じた平成17年以降、転出数が転入数を上回る社会減が続いており、毎年200人前後の転出超過となっています。
- 平成28年3月には、「城里町創生総合戦略」を策定し、移住・定住の促進等を含む人口減少対策を推進していますが、上記の傾向が続いています。今後は、「進学・就職をきっかけに流出した人口をその後回復する」というかつての人の流れを取り戻すため、安心して住み続けられるまちづくりに継続して取り組むとともに、特にこれから移住・定住を検討する若い世代への働きかけを強化する必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 町の積極的なPRの実施

移住・定住・町内就業に関心を持ってもらえるよう、関係機関や町内企業などと連携して、町の豊かな自然環境や各種の支援制度を町の内外へ周知を図ります。

町のPRを通じて本町に関心を持った人や、都市間交流事業や体験・交流施設の活用などを通じて関係を深めた多様な人びとに対して、移住モニター⁶³の募集や移住体験ツアーの開催などの働きかけを行います。

- | | | |
|---------|-------------------|-----------------|
| 《主要な取組》 | ■町ホームページやSNSの活用 | ■シティ・プロモーションの推進 |
| | ■移住相談窓口のPR | ■移住モニター・移住体験ツアー |
| | ■ツアー参加者等への付加特典の検討 | |

(2) 地域おこし人材の獲得

地域おこし協力隊⁶⁴制度を活用して、都市地域から生活の拠点、住民票を移動し、地域おこし支援等に取り組む人を誘致します。

- 《主要な取組》 ■地域おこし協力隊員の誘致

(3) 子育て・医療・福祉分野の雇用の促進

移住後の生活の基盤となる雇用の拡充と、町民の安全・安心な生活を支える子育て・医療・福祉分野の人材確保を図るため、町内の介護事業所、認定こども園⁶⁵、病院等による求人・雇用の積極的に支援します。

- 《主要な取組》 ■病院、介護事業所、認定こども園等の人材確保事業

(4) 移住・定住・町内就業のための推進方策の拡充

移住相談窓口を中心に、本町の人口の流出動向を把握・分析し、移住・定住・町内就業を促進する支援策の拡充を検討します。

生活の基盤となる住宅や雇用の場の充実を図るとともに、住宅取得等に対する支援制度の拡充や、移住後の相談等のサポート体制の拡充を検討します。

また、農林業振興や起業家支援等の取組を推進し、「地域おこし協力隊制度」等の期間終了後に、派遣された人材が町内で活動を継続できるような支援体制を構築します。

- | | | |
|---------|------------------|-------------------|
| 《主要な取組》 | ■移住相談窓口の機能拡充検討 | ■住宅取得支援制度等の拡充検討 |
| | ■産業振興と連携した雇用促進 | ■町内就業者への負担軽減対策の検討 |
| | ■移住促進のための付加特典の検討 | ■テレワークの推進 |

⁶³ 町での生活等について意見や感想を確認するため、一般から参加者を募集して移住体験をしてもらう人のこと。

⁶⁴ 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組のこと。

⁶⁵ 教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと。地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがあり、保護者が働いている・いないにかかわらず利用が可能。

基本目標 4

人と文化を育む人間性豊かなまちの実現

- 第1節 とともに社会を生き抜く力を身につける教育
- 第2節 安心して学べる教育環境の整備
- 第3節 生涯にわたって学べる環境の整備
- 第4節 郷土の文化の継承と文化財の保護

基本目標4 人と文化を育む人間性豊かなまちの実現

第1節 ともに社会を生き抜く力を身につける教育

—基本方針—

城里町教育大綱（教育の基本理念）に基づき、確かな学力定着や個性を引き出す多様な教育の機会の提供に努め、これからの社会を生き抜く力を身につける教育を目指します。

また、児童生徒のふるさとを愛する心を育み、地域を支えていく人材を育てていきます。

現況と課題

- 本町では、平成28年3月に策定した「城里町教育大綱」を内包した「城里町教育振興基本計画」に基づき、「城里で幸せに生きる力を身につける ここで学び ここで育つ 大好き城里」を基本理念に学校教育を推進しています。また、就学前の子どもに対しては、認定こども園を開設して、幼児教育と保育の一体的な提供を実施しています。
- 少子化が町の大きな課題となっていますが、少人数学級であることを活かし、児童生徒一人ひとりに行き届く学習を実施しています。子ども達に町の魅力を伝え、ふるさとへの愛着を育む「城里学」の取組もスタートしています。今後は、確かな学力と郷土愛を土台として、子ども達が自身の可能性とチャンスを最大化できるような教育を推進していくことが重要です。
- また、障害のある児童生徒や心理的要因で登校できない児童生徒に対する支援や、他者への思いやりといった子どもの精神的な成長に対する支援にも積極的に取り組む必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 城里町の発展を牽引する人を育てる教育の推進

城里町教育大綱（教育の基本理念）に基づき、児童生徒が、郷土愛を育み、ふるさとに誇りを持ち、地域社会の一員としての自覚が持てる教育を推進します。

児童生徒が社会や世界との接点を持つことで自らの可能性を広げること、ふるさとの魅力を再認識することを目指して、さまざまな職業に触れるキャリア教育や、グローバル化⁶⁶に対応した英語学習、現代社会が抱える課題を学ぶ総合学習など多様な教育機会の提供に努めます。

- | | | |
|---------|------------------------|-----------------------|
| 《主要な取組》 | ■「城里学」の推進 | ■キャリア教育の実践 |
| | ■海外留学支援制度検討 | ■ALT(外国人指導助手)による外国語指導 |
| | ■持続可能な開発のための教育(ESD)の推進 | |

(2) 確かな学力と自ら考える力の育成

反復学習により習得した学習習慣や基礎的・基本的な学力を土台に、思考力・判断力・表現力を育む指導の充実を図ります。

コンピュータ等を活用した能動的な学習や、子ども同士による学び合いをはじめとする双方向型の授業を積極的に推進し、児童生徒が主体性を持ち、多様な人々と協働して課題を解決する力を育てます。

小学校から中学校への円滑な教育の継続を目指し、小・中学校が連携して、義務教育期間を通し子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえた学習指導や生徒指導に取り組みます。

- | | | |
|---------|---------------------|---------------------|
| 《主要な取組》 | ■読書活動の推進 | ■情報通信技術(ICT)環境の整備促進 |
| | ■チームティーチング(共同授業)の実施 | ■町独自学習プログラムの研究 |
| | ■小中一貫教育の検討 | |

⁶⁶ 人、物材、情報の国際的移動が活性化して、さまざまな分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象をいう。

(3) 豊かな人間性と社会性の育成

少人数学級の強みを活かした教職員と児童生徒との密なコミュニケーションにより、自己肯定感・自己有用感の醸成を図るとともに、児童生徒一人ひとりの状況の把握に努め、いじめや暴力を未然に防ぐ生徒指導の充実を図ります。また、相談を必要とする児童生徒が適切な相談を受けることができるような体制を整備します。

児童生徒が学級や学校を超えて交流する機会として、他校との交流や地域との交流をはじめとする校外活動を積極的に進め、コミュニケーション能力や豊かな心の育成に努めます。

児童生徒の学年の段階に応じた道徳教育や人権教育の指導に努めます。

《主要な取組》 ■少人数教育の推進 ■スクールカウンセラー⁶⁷等の配置
 ■「ふれあいの船」等の宿泊学習、社会体験等の体験型授業・学校行事の実施

(4) 健康な身体と体力の育成

健やかな心身の発育・発達や健康的な生活習慣の獲得を促す学校保健学習の指導を行います。

体育の授業においては、運動を通じ児童生徒の体力の維持・向上を図るとともに、生涯にわたりスポーツに親しめるようさまざまな運動に触れる機会の提供に努めます。

児童生徒の正しい食習慣の定着や食を大切にする意識の育成を図るとともに、地産地消を取り入れた、安全で美味しい学校給食の提供を推進します。

《主要な取組》 ■体力・運動能力調査の実施 ■部活動の推進
 ■食育の推進 ■地産地消の給食献立の推進

(5) 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒が、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立の能力と態度を育成する指導に努めます。また、校内のバリアフリー化等の教育環境の整備や、特別支援教育への理解の促進などを進め、特別な支援が必要な児童生徒への支援や対応の拡充を図ります。

《主要な取組》 ■特別支援教育に関する各種研修会の実施 ■学校生活支援員の配置
 ■校内のバリアフリー化の推進

(6) 質の高い幼児教育の推進

遊びや生活を通じて学びの基礎となる好奇心や探究心の育成や基本的な生活習慣の育成や規範意識の定着を図る幼児教育の充実に努めます。また、幼児一人ひとりの発達に応じた指導を適切に行うことができるよう教職員の資質の向上を図ります。

多様な子育てニーズに対応するため、認定こども園では延長保育を実施します。

子どもたちが認定こども園等から小学校へと円滑に移行できるよう、各施設の指導者が連携し、幼児・児童に関する情報交換や、幼児期の教育と義務教育の相互理解の構築を推進します。

《主要な取組》 ■町内各認定こども園等への保健師巡回相談 ■延長保育の充実
 ■就学前情報交換会の実施

⁶⁷ 教育機関において、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う心理職の専門家のこと。

基本目標4 人と文化を育む人間性豊かなまちの実現

第2節 安心して学べる教育環境の整備

—基本方針—

質の高い教育を指導する教職員の資質・能力の向上や、児童生徒の学習意欲を高める安全な学習環境の維持・向上に努めます。

学校・地域・家庭の連携の強化や、家庭教育や地域での教育力の向上を図り、地域の学びの拠点となる開かれた学校を中心とした総合的な教育環境の整備を図ります。

現況と課題

- 本町では、児童生徒一人ひとりに応じた学習指導を行うことができるよう、小・中学校の教職員の研修を推進し、教職員の資質向上に取り組んでいます。また、少子化が進む中でも適正な教育環境を確保するため、平成23年度に小学校、平成27年度には中学校の再編を実施しています。
- 少子化については、現在もその傾向が続いていることから、今後も状況に応じた小・中学校の適正規模・適性配置についての検討が必要です。また、生徒児童数をはじめ、通学距離や親の収入、家庭の教育力といった学習環境によって子どもに不利が生じることがないように、家庭や地域と連携して対策を講じることも重要です。
- 令和3年度には、新型コロナウイルス感染症の流行で、学校を休校することが余儀なくされましたが、学習用1人1台端末を活用した教育活動が始まり、このような困難な状況にも対応できるようになりました。今後は、こうした環境を活かして自ら学べる教育の推進にも積極的に取り組む必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 教職員の資質・能力の向上

児童生徒の確かな学力の修得を目指し、指導する教職員の資質・能力を向上させるため、研修や教育研究活動等を支援します。

教職員が意欲を持って勤務できるよう、身体だけでなく精神的疲労に対処するため、県の講習会への参加促進や心理相談等の各種相談窓口の紹介を行います。

《主要な取組》 ■城里町学力向上研修会の実施

■教育研究活動の支援

(2) 学習環境の整備

児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時の避難場所にも利用される学校施設の耐震化や老朽化対策を推進し、施設の安全の確保に努めます。また、今後の少子化に伴い、小・中学校の適正規模や適正配置、施設の老朽化に伴う公立の幼児教育・保育施設の適正配置等を検討します。

学校教材の充実や情報通信技術（ICT）利活用のための基盤の整備、遠隔授業やデジタル教材といったオンライン学習のための環境整備など、児童生徒の学習環境の向上にも努めます。

《主要な取組》 ■学校の耐震化・長寿命化

■小・中学校の適正規模・適正配置

■教育の情報化への対応検討

(3) 家庭・地域の教育力の向上

家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育学級の開催など家庭教育に関する学習の機会の提供に努めます。また、青少年や家庭が抱える問題に対処するため、地域に相談員を配置し相談体制を確保します。

地域における子どもたちの居場所や学びの場づくりを進めるため、子どもが参加できる地域行事や高校生会などの活動の活性化を促進するとともに、子どもたちが交流し安心できる新たな居場所についても検討を進めます。

地域のパトロールや登下校時の見守りなどボランティア活動への地域住民の参加を促し、学校、家庭、地域が連携し児童生徒の健全な育成を図ります。

《主要な取組》 ■家庭教育学級の開催

■子ども会活動等の活動促進

■高校生会の活動促進

■青少年相談員連絡協議会運営

(4) 学校と地域の連携・協働の推進

学校と家庭や地域社会が相互に連携・協力した学校教育の実現を目指して、学校のホームページ等を活用した保護者や地域住民に対する情報発信を積極的に進めるとともに、学校評議員制度⁶⁸や外部評価を取り入れ幅広く意見や助言を求め、地域に開かれた学校づくりや学校運営の工夫や改善を進めます。

子どもたちの放課後の安全な居場所を確保するため、小学6年生までの利用拡大など放課後児童クラブの充実を図るとともに、放課後子ども教室や長期休みの期間中の学習を支援する校外学習などの拡充も検討します。

地域の人材を活用した総合的な学習の時間や職業体験などのキャリア教育を実施します。また、地域の自然や資源を活かした学習・体験講座を実施し、週末等を有効に過ごす機会を提供します。

- | | | |
|---------|-------------------|-----------------|
| 《主要な取組》 | ■開かれた学校づくりの推進 | ■コミュニティスクールの推進 |
| | ■放課後児童クラブ等の充実 | ■放課後や休日における学習支援 |
| | ■地域資源を活かした課外講座の実施 | |

(5) 教育へのアクセス（受けやすさ）の向上

遠距離通学の負担を軽減するため、スクールバスの運行や、町外へ通学する高校生に対する路線バス・鉄道の利用にかかる交通費の補助を行います。

家庭環境の要因により、経済的理由で就学困難となっている家庭の児童生徒に学用品・修学旅行費・学校給食費等の援助を行います。また、意欲と能力がありながら経済的理由により、高校や大学への修学が困難な生徒・学生に対しては、学資の貸与や独自の奨学金制度の検討などの支援を図ります。

- | | | |
|---------|------------|-------------|
| 《主要な取組》 | ■スクールバスの運行 | ■遠距離通学者への支援 |
| | ■就学援助 | ■奨学金貸与事業 |

町立桂中学校



⁶⁸ 地域住民が学校運営に参画するための仕組みで、保護者や地域住民の中から校長の求めに応じて学校の教育目標・計画や地域との連携の進め方などについて意見を述べることのできる「学校評議員」を設置するもの。

基本目標4 人と文化を育む人間性豊かなまちの実現

第3節 生涯にわたって学べる環境の整備

—基本方針—

すべての町民が、いつでも、誰でも、楽しく参加できる生涯学習・生涯スポーツのまちづくりを目指して、施設の効率的な運営やサービスの向上、魅力的なプログラムの開発や人材の育成などの環境の整備を推進します。

現況と課題

- 本町では、平成19年に策定した「城里町生涯学習推進大綱」に沿って、常北・桂・七会の3公民館と地区公民館等で各種講座やサークル活動を展開しながら、町民が主体となる生涯学習を推進しています。生涯スポーツの分野では、町民の体力づくりや健康の維持・増進のために、社会体育施設を活用したスポーツ行事の開催やスポーツグループづくり、スポーツ少年団の活動などを推進しています。
- 現在、生涯学習・生涯スポーツに取り組む町民が高齢化しています。今後は、こうした活動の継続支援や、新たなニーズを掘り起こすプログラムの検討などの取組が必要です。
- 町民アンケートでは、生涯学習・生涯スポーツ等の活動がより多くの参加者を獲得するために特に優先的に取り組む必要があるものとして、「身近な活動場所の確保」や「拠点的な文化・スポーツ施設の使いやすさの向上」を選ぶ人が多くなっています。一方、一部の施設は老朽化が進んでいることから、今後は、開館時間や利用システムなどの改善を進めるとともに、老朽施設の取扱いについても対応を検討する必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 生涯学習の充実

町民が主体となり、生涯にわたって質の高い学びを進めていけるように、社会教育諸団体、町民会議などの活動運営に対する支援を行うとともに、あらゆる世代の多様な学びの場の提供を図ります。

コミュニティセンター城里では、ホールを活用して音楽や舞台芸術などに触れる機会を確保します。各公民館においては、多彩な講座や教室のメニューを提供するとともに、その受講生や自主的に活動を行う団体が、日頃の活動の成果を発表する場となる展示イベントを開催します。

多様な講座や教室を提供する方法の1つとして、自主的に活動を行うさまざまな団体との連携や、町民の中から掘り起こした各分野の優れた人材や生涯学習講座やサークル活動で習得した技能を持つ人材の登録制度の導入などを検討します。

- 《主要な取組》
- 社会教育委員会議等の運営
 - 各社会教育団体への支援
 - コミュニティセンター城里を活用した芸術、芸能鑑賞の機会の提供
 - 各種公民館講座の開催
 - 公民館を活用した展示やステージ発表会の実施
 - 生涯学習人材登録制度

(2) 生涯スポーツの充実

スポーツ協会やスポーツ少年団などの生涯スポーツ活動団体の育成・支援を推進するとともに、スポーツ推進委員や各種スポーツ団体の指導者等の養成・支援に努めます。

町民の健康維持・増進や体力づくりのために、マラソン大会等のスポーツ行事を開催します。また、町内に七会町民センター「アツマーレ」等の施設があることを活かして、町民のスポーツへの関心を高めるとともに、専門的な知見に基づいた高齢者や障害者に対する効果的な体操プログラムの提供などの取組も検討します。

町ホームページや広報紙などを活用し、スポーツに関する幅広い情報提供を行い、町民スポーツの普及に努めます。

- 《主要な取組》
- スポーツ団体の育成・支援
 - スポーツ指導者の育成
 - 青少年のスポーツ活動の充実
 - 体力づくり・健康増進の推進
 - スポーツに関する幅広い情報提供

(3) 生涯学習施設の有効な活用

生涯学習施設や社会体育施設は、町民の生涯学習・生涯スポーツ活動の拠点として、誰もが利用しやすい施設を目指して、部屋の貸出や予約、講座の受付などの運営改善を進めます。

利用者の安全性や利便性を確保するため、各施設の保守点検を行い適切な維持管理を図ります。また、利用が少ない施設や老朽化した施設などについては、窓口サービスや使用料の見直し、今後の改修や維持・管理の方法などについて検討します。

公民館では、各地域のニーズや実態を把握し、公民館機能の有効利用を図り、地域に密着した公民館運営を推進します。また、地域活動の拠点としての充実を図ります。

図書館では、町民の文化、教養、生活の向上に寄与する生涯学習施設として、資料の充実と提供に努めます。また、限られた資源を有効に活用するとともに、読書のさまざまな魅力や価値を伝えるため、桂図書館とコミュニティセンター城里の図書室との相互利用や、学校図書室との連携なども検討します。

《主要な取組》 ■公民館の運営管理

■施設の維持管理及び運営管理

■イベント情報や施設の空き状況等の情報発信

(4) 多様な学びの場の確保

少子高齢化や人生100年時代への対応した多様な学びの場の確保を推進します。

今後発生が予想される「働きながら学びたい」「遠くの施設まで通えない」等の多様なニーズに応えるため、オンラインでの講座の開催や高齢者等を対象にしたスマートフォン講座の開催、こうした活動を行う団体への支援などを検討します。

地域においては、3世代交流事業や子ども会活動への支援を行います。

《主要な取組》 ■スマートフォン講座等の開催

■3世代交流事業の支援

城里町マラソン大会



基本目標4 人と文化を育む人間性豊かなまちの実現

第4節 郷土の文化の継承と文化財の保護

—基本方針—

地域への誇りや愛着の源となる郷土芸能や地域文化を長く後世に受け継いでいくため、保存活動への支援や町民への周知を図ります。

地域の歴史・文化を掘り起こし、有形・無形文化財への登録等により積極的な保護・保全や町内外へのPRを図ります。

現況と課題

- 本町には、国指定重要文化財及び県指定文化財をはじめとして、多くの文化財、史跡等があります。また、お囃子などの郷土芸能が各地区で保存・継承されているほか、栗野春慶塗や桂雛などの郷土工芸品の技術も受け継がれています。
- 永い歴史の中で培われてきた特色のある伝統文化・芸能や、町の歴史を伝える文化財等を後世に引き継ぐために、高齢化が懸念される保存活動に対する支援や行政の積極的な関わりが求められています。また、自分の住んでいる地区以外の郷土芸能などを知らない町民も多いことから、町内外に向けて城里町の文化財や郷土文化の周知を図っていく必要があります。
- 平成28年7月には、旧北方小学校を改装した茨城県埋蔵文化財センター「いせきびあ茨城」が開館しました。町では、頓（徳）化原古墳の発掘調査を平成30年度・令和元年度に行っており、今後は、古墳とこれに隣接する「いせきびあ茨城」が一体となり県内の歴史・文化の普及・啓発を図る拠点として、整備を進めることが求められています。

施策の方向と主な取組

(1) 地域文化の伝承

古内大杉ばやしや八木節源太おどりなどに代表される各地区の郷土芸能の継承と保存活動を支援します。

町内外の各種イベントなどでこうした郷土芸能を発表する場を設け、活動の継続や周知の後押しを図るとともに、自分が住んでいる地区以外の活動に触れ・交流する機会として、複数の団体が一堂に会して発表する場を設けることも検討します。また、担い手の高齢化や会員の減少に対応するため、映像等による記録の作成や、これらを活用した学校教育での保存・継承活動の展開、町内外への映像の配信なども検討します。

黒澤止幾など町の歴史上の偉人や地域に残る伝統工芸などについて、資料等を活用し積極的に周知を図り、観光と連携し地域振興に積極的に活用していきます。

- 《主要な取組》
- 無形民俗文化保存会への支援
 - 映像等の記録の作成による地域文化の継承と周知
 - 伝統工芸・伝統技術の継承と情報発信

(2) 文化財の保護とPR

町内にある文化資源の調査・収集を進め、貴重な文化財の保護・保存に努めます。また、町の重要な文化財を町文化財として指定し、長く後世に引き継いでいきます。

埋蔵文化財分布地図や文化財ガイド、案内看板などの各種媒体を活用し、地域の歴史を町内外に向けて周知するとともに、歴史の掘り起こしや周知を通じた地域の活性化を図ります。

特に、調査が完了した頓（徳）化原古墳については、案内看板の設置や史跡公園としての整備を検討します。

- 《主要な取組》
- 文化財保護審議会の運営
 - 文化財の保護・活用
 - 埋蔵文化財分布地図・文化財ガイド等の資料の発行
 - 歴史民俗資料館の保存・活用の検討
 - 指定文化財の案内看板の管理
 - 頓(徳)化原古墳を活用した公園整備の検討

基本目標5

環境にやさしく、豊かな自然と共生するまちの実現

- 第1節 自然環境の保全
- 第2節 循環型社会の形成
- 第3節 低炭素社会の形成

基本目標5 環境にやさしく、豊かな自然と共生するまちの実現

第1節 自然環境の保全

—基本方針—

町の最大の魅力の1つとなっている豊かな自然を次世代に引き継ぐために、自然保護活動や環境教育、自然の価値や魅力を伝える活動を推進します。

現況と課題

- 本町は、広大な森林や山間を流れる河川、那珂川沿いの田園など、豊かで美しい自然環境・景観を擁しており、町民アンケートでは、町の暮らしやすい点として、「自然環境に恵まれている」ことをあげる人がとても多くなっています。
- 本町ではこれまで、家庭、学校、地域、職場、野外活動などあらゆる場、機会を通して、環境保全意識の高揚や環境保全活動を推進してきましたが、今後もこうした取組を継続し、ふるさとの貴重な財産である豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことが重要です。
- また、近年は山林面積が減少傾向にあります。豊かな自然環境は、森林の保水機能等により地域の安全を支えている一方で、保全・整備を怠ると土砂災害や河川の氾濫などを招く危険性も秘めていることから、激甚化する風水害に対するリスク管理の面からも自然環境の積極的な保全や維持管理に努める必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 自然環境の保全

町民やボランティアの連携・協力を得ながら、山林、河川、田園などのかけがえのない自然環境・自然資源の積極的な保全を図り、生態系の維持や水源の涵養^{かんよう}など自然の多様な機能の維持に努めます。

特に、自然公園地域や保安林等に指定された豊かな自然を抱える場所では、関係機関と連携を図りながら、貴重な環境の保全や維持管理に努めます。

《主要な取組》 ■環境ボランティアや自然環境保全活動団体などの育成・支援

(2) 町民の環境保全意識の醸成

家庭、学校、地域、職場、野外活動の場などのあらゆる場、機会を通して町民の自然環境保全意識の高揚を図り、町民、企業、町が一体となった環境保全活動を推進していきます。

《主要な取組》 ■自然学習・環境学習の推進
■環境美化活動の推進
■環境保全に関する指導者の育成

(3) 豊かな自然に触れる機会の拡大

里山活動や自然体験活動を実施している団体等と連携して、自然環境の保全を進めるとともに、豊かな自然を満喫できるアクティビティの開発や本町の魅力資源である豊かな自然を全国に発信する取組を推進します。

林野庁より取得した山林などについては、自然の生態系との調和を十分考慮しながら利活用や自然と親しむ環境の整備を検討します。

《主要な取組》 ■自然体験アクティビティ・自然体験スポットの開発
■山林の保全・活用に関する町民検討組織づくり
■インターネット等を活用した自然環境情報の発信

基本目標5 環境にやさしく、豊かな自然と共生するまちの実現

第2節 循環型社会の形成

—基本方針—

地球環境にやさしい社会の実現に向けて、町ぐるみでごみの減量化・再資源化活動に取り組みます。また、町民や企業の環境意識の一層の高揚を図り、廃棄物の適正処理や不法投棄、公害の未然防止などの環境対策を推進し、快適で衛生的なまちづくりを目指します。

現況と課題

- 本町では、「一般廃棄物処理基本計画」等に基づき、ごみの減量化や再資源化、適正な処分などの環境保全活動に取り組んでおり、町民の理解と参加・協力のもと着実に成果を上げています。
- 令和3年3月には、老朽化していた「城里町環境センター」（ごみ焼却等）の建替えと「城里町衛生センター」（し尿処理等）の更新が完了したことから、新しい安定した処理体制のもとで、町民や企業との連携を強め、さらなるごみの減量化や分別回収等を推進していくことが期待されています。
- 町内では、不法投棄が多数発生しています。町民アンケートでは、市街地や集落を取り巻く環境を守り続けるために特に優先的に取り組む必要があるものとして、「不法投棄対策や美化活動」を選ぶ人が最も多く、道路等へのごみのポイ捨てとあわせて対策を強化する必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) ごみの減量化・再資源化の促進

ごみの最終処分量の削減を目指して、町民や企業に対する環境意識の一層の啓発に努め、町ぐるみでごみの減量化、再資源化を促進します。

特に、ごみ減量化・再資源化を一層進める取り組みとして、推進員の設置や分別回収品目の拡大などの実施も検討します。

《主要な取組》 ■環境教育の推進 ■分別収集・リサイクル促進に向けた啓発
■プラスチック製容器包装等の分別回収

(2) ごみ・し尿の適正処理の充実

新たに整備した「城里町環境センター」を中心に、施設の適正な維持管理や収集・運搬の効率化、回収拠点の魅力化などのごみ処理体制の充実を図ります。

し尿処理についても、既存施設の適正な維持管理のもと、運営の効率化と処理体制の維持を図ります。こうした平時の対応とあわせて、災害時の処理体制についても検討を進めます。

《主要な取組》 ■ごみ・し尿処理施設の適正な維持・管理と効率的な運営
■災害時の処理体制・仮置き場等の検討

(3) 不法投棄等の監視体制の充実

町民や企業に対して、不法投棄等の防止に向けた一層の啓発を図ります。

ボランティア U.D.（不法投棄）監視員や警察等関係機関と連携して監視体制の強化を図るとともに、警告看板や防止柵の設置、夜間通行止めの実施等の不法投棄対策の検討も進めます。

《主要な取組》 ■不法投棄等の防止に関する啓発 ■不法投棄等監視体制の強化
■新たな不法投棄対策の検討

(4) 環境美化クリーン作戦の推進

地域コミュニティによる自主的な活動を支援し、環境美化意識の高揚と環境美化クリーン作戦活動を継続的に推進します。

また、政令で定める廃棄物以外の野焼きの防止に向けた意識啓発を図ります。

《主要な取組》 ■環境パトロールの実施 ■野焼きの防止に向けた啓発
■環境美化クリーン作戦活動の推進(空き缶、空き瓶、ポスター看板等の回収、清掃、撤去)

基本目標5 環境にやさしく、豊かな自然と共生するまちの実現

第3節 低炭素社会の形成

—基本方針—

世界的な気候変動や海洋汚染等の課題に対応するため、行政が率先して省エネルギーや新エネルギーの活用に取り組むとともに、町民や企業に対して持続可能な新しいライフスタイルへの転換を促進します。

また、町民、企業と協力して河川の浄化対策や公害対策を推進します。

現況と課題

- 気候変動や大気汚染等への対応は、本町の生活環境に関わるだけでなく、影響範囲が多岐にわたるため地球に住むすべての人・組織が連携して取り組むべき課題となっています。
- 町では、平成31年2月に「城里町地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス⁶⁹の排出削減等に率先して取り組んでいます。「2050年までに脱炭素社会⁷⁰の実現を目指す」という国の新しい目標の達成に向けて、国や県、町民と協力しながら取組の強化を図ることが必要です。
- 町的生活環境については、法律に基づき大気汚染、騒音、振動、悪臭などの発生源に対する規制・指導を行っています。各分野とも概ね環境基準を達成していますが、悪臭や水質汚濁に関する苦情があることから、今後も規制・誘導や企業等への啓発に継続して取り組む必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 地球温暖化対策の推進

「城里町環境基本計画」や「城里町地球温暖化対策実行計画」に基づき、「ゼロカーボンシティ」（2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロ）の実現に向けた取組を行政が率先して推進します。

職員一人ひとりに環境に配慮した行動の実践を促すとともに、公共施設や公用車などへ省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を推進します。

- 《主要な取組》 ■地球温暖化対策実行計画の達成状況の進捗管理 ■施設の省エネ診断の実施
 ■クールビズ⁷¹・ウォームビズ⁷²等の実践 ■LED照明灯の導入

(2) 低炭素まちづくりの推進

町民や企業に対して、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択などの地球温暖化対策に資する「賢い選択」の普及啓発を図ります。

特に、太陽光発電システムや省エネ住宅、電気自動車等の導入に対する国の補助金や税制優遇等の支援措置を積極的に周知するとともに、町独自の補助制度の導入についても検討を進めます。

また、発電施設の立地にあたっては、周辺の住環境・自然環境の安全性や快適性、景観等を侵害することがないように、「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」の適切な運用を図るとともに、ガイドラインの届出や環境影響評価の対象の拡大等の対策についても国や県と連携して検討を進めます。

- 《主要な取組》 ■「クールチョイス⁷³」キャンペーンの推進
 ■新エネルギーに関する補助制度や融資制度の創設・周知
 ■太陽光発電設備の立地規制等の検討

⁶⁹ 海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質（温室効果）を持ったガス（気体）のこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどが人間活動によって増加している。

⁷⁰ 温室効果ガスの排出を国全体としてゼロにする（ゼロカーボン／カーボンニュートラルという）こと。国全体としてゼロとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた、実質ゼロ（実質排出量ゼロ）を意味する。

⁷¹ 夏期の地球温暖化対策の1つで、夏の暑い日でも軽装などによって適正な室温で快適に過ごすライフスタイルのこと。

⁷² 冬期の地球温暖化対策の1つで、暖房時の室温を20℃（目安）で快適に過ごすライフスタイルのこと。

⁷³ 二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組のこと。

(3) 公害防止対策の充実

「大気汚染防止法」、「騒音、振動規制法」、「悪臭防止法」、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害を未然に防止するため、発生源に対する規制・指導に努めるとともに、有害化学物質等の適切な情報の収集・提供を推進します。

また、公共用水域の水質の汚濁状況を適切に把握し、関係機関と連携して町民や企業の浄化意識の啓発や水質汚濁防止に向けた取組を推進します。

《主要な取組》 ■ 公害防止に向けた企業への啓発
■ 河川の水質汚濁防止に関する啓発

■ 公害監視体制の強化

那珂川の織りなす美しい景観



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（この頁は白紙です）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

基本目標6

思いやりのある自治のまちの実現

- 第1節 住民主体のまちづくりの推進
- 第2節 多様な交流の推進
- 第3節 人権尊重と男女共同参画の推進
- 第4節 行財政運営の合理化・効率化
- 第5節 広域行政の推進

基本目標6 思いやりのある自治のまちの実現

第1節 住民主体のまちづくりの推進

—基本方針—

行政と町民の協働によるより良いまちづくりの実現を目指して、積極的な行政情報の公開をはじめとする広報・広聴活動のさらなる充実や、住民参加の機会の拡充を図ります。

また、「自分たちのまちは自分たちで創る」という住民自治の基本理念に基づき、自治の基盤となる地域コミュニティの活性化や、地域づくりの担い手となるリーダーやボランティア団体等の育成に努めます。

現況と課題

- 多様化する町民のニーズや複雑化する地域の課題に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、町民の行政参加、行政と町民の情報のやり取り等、町民が主体的に参画できるまちづくりが不可欠となっています。
- 町民アンケートでは、町民の意見や要望を町政に反映するために特に優先的に取り組む必要があるものとして、「町政に関する情報の積極的な公開」や「アンケートなど広く町民の意見を聞く機会の拡大」を選ぶ人が多くなっています。町では、広報しろさとをはじめとする情報発信やまちづくり懇談会等の取組を進めていますが、今後も町ホームページやSNS等を活用しながらこうした取組を拡大・継続していくことが求められています。
- 人口減少や高齢化等の影響で、地域づくりの主要な担い手の1つである自治会の加入率が減少し、解散するケースも見られます。今後は、行政区や自治会に対する支援を強化するとともに、ボランティア、NPOといった多様な形態の社会活動に対する支援や相互協力を進める仕組みを整えていく必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 広報・広聴活動の充実

町政や暮らしに必要な情報を積極的に発信するとともに、町民の情報収集手段の多様化に応じた広報体制の強化を進め、より多くの町民に行政情報を分かりやすく伝えるよう努めます。

また、情報の発信とあわせ、アンケートや行政との対話の場などの多様な機会を通じて、町民の声を町政運営に反映するよう努めます。

- 《主要な取組》 ■ 広報紙・町ホームページのさらなる充実 ■ ソーシャルメディア⁷⁴の活用検討
 ■ まちづくり懇談会等の機会の拡充と利用の促進 ■ パブリックコメント(意見募集)制度の運用

(2) 住民参加の推進

「協働」のまちづくりを目指して、政策や計画の検討、実行、検証、見直しの各段階で町民または関連する地域の住民の参加を要請・促進するとともに、町民と企業、行政がそれぞれ役割を担いながら連携して実施するまちづくり事業などを推進します。

- 《主要な取組》 ■ 計画策定段階等での町民公募委員の登用拡大 ■ 住民参加型社会実験の検討
 ■ 自治基本条例⁷⁵などによる住民参加の仕組みづくり

⁷⁴ SNSや動画配信サービスなど、インターネット上で情報発信や情報交換を可能にする多様なメディアの総称をいう。

⁷⁵ 自治体の自治(まちづくり)の方針と基本的なルールを町独自の条例として定めるもの。平成13年4月に北海道ニセコ町で施行されたものが最初と言われており、現在は、まちづくりの理念や住民の権利、住民参加の手続きなどさまざまな内容の条例が全国で制定されている。

(3) コミュニティ活動の活性化

「自分たちのまちは自分たちが創る」という自治意識の高揚に努めるとともに、自治の基盤となる自治会・集落の組織力の維持・強化を促進します。

希薄になりつつある地域コミュニティの大切さを再認識し、地域内の世代の異なる住民や、住民と町外転居者等とのつながりを育む機会として、お祭り等の集落行事やその他の地域コミュニティ活動を支援します。

- 《主要な取組》 ■地域コミュニティの育成・支援 ■自治会の加入促進
- 地域での交流を通じた自治意識の高揚
 - 地域コミュニティ施設となる公民館・集会所の維持と有効活用
 - 城里町民まつりやしるさとふるさとまつり、スポーツイベント等の開催

(4) NPO・ボランティア活動団体等との連携

行政では手の届きづらい町の課題解決やより良い地域づくり・まちづくりを推進するため、NPOやボランティアなど、さまざまな形の住民活動を育成・支援し、積極的な協力体制を確立します。

また、仕事や育児等が忙しく自治会活動や集落行事になかなか参加できないような若い世代が地域の問題を話し合う場、さまざまな分野の活動団体が交流する場を設けて、まちづくりの新しい担い手の確保や、まちづくりに対する意欲を持った町民のネットワーク化、リーダーの育成などを推進します。

- 《主要な取組》 ■住民活動団体に対する活動場所や活動資金、情報発信等の支援
- ボランティアの育成やボランティアリーダーの育成
 - 交流の拠点としてのコミュニティカフェ事業の推進

まちづくり懇談会



基本目標6 思いやりのある自治のまちの実現

第2節 多様な交流の推進

—基本方針—

地域間・国際間の「人」・「物」・「情報」の交流活動を促進し、町の活性化や、いざという時に連携ができる町の応援団の獲得を目指します。

現況と課題

- 交通機関の発達やインターネット等の情報通信技術の発展・普及などを背景に、「人」・「物」・「情報」の交流がボーダレスで展開される時代を迎えています。多様な交流を推進することは、郷土の特性を見つめ直し再認識することにもなり、地域の文化、教育、産業などの振興につなげていく効果が期待されます。
- 本町では、長らく江戸川区と都市交流事業を続けているほか、令和2年9月には常磐大学・常磐短期大学と連携協定を締結するなど、交流の拡大や強化に努めていますが、今後もこうした取組を積極的に推進し、交流を通じたまちづくりの展開やその担い手となるリーダーの育成を図ることが重要です。

施策の方向と主な取組

(1) 国際交流の推進

国境を越えた多様な交流活動を展開する開かれたまちづくりを目指して、関係機関との連携、民間レベルでの交流など、多様な国際交流事業の推進に努め、国際化時代に対応できる人づくりに取り組みます。在留外国人などに対する支援にも取り組みます。

《主要な取組》 ■行政窓口での外国語対応力の向上 ■外国人児童・生徒等の受け入れ
■茨城県国際交流協会と連携した日常生活における生活情報等の提供
■優しい日本語教室の実施検討

(2) 都市間交流の推進

東京都区部をはじめとする県内外の自治体との交流を進め、町の魅力のPRや体験・滞在・回遊型観光のまちづくりを推進します。

また、既に交流のある自治体との間で友好交流都市協定を締結し、災害時の協力体制の構築などのさまざまな分野における連携の強化を図ります。

《主要な取組》 ■江戸川区民まつりへの参加 ■体験型交流事業の実施
■町の魅力PR活動の展開 ■友好交流都市協定の締結

(3) 産官学の連携の推進

大学・専修学校等の高等教育機関や研究機関、新たなビジネスの創出や保有する技術や人材を活かした社会貢献を目指す企業等との連携を推進し、町内産業の強化・創出やコミュニティ醸成などの町の課題解決を図ります。

また、町と県立水戸桜ノ牧高等学校常北校及び大学が連携し、協働で地域課題に取り組むプロジェクトを実施し、解決を図るとともに地域の活性化を促進します。

こうした取組の積極的な推進を通じて、大学・専修学校等の高等教育機関や研究機関の町内への立地や、教職員・研究者・学生等の居住の促進を図ります。

《主要な取組》 ■産官学のパートナーシップ協定の締結 ■連携のための窓口の設置検討
■町民・常北校・大学・町の協働による地域課題解決のためのプロジェクト
■高等教育機関・研究機関の誘致推進と関係者の町内定住促進

(4) 体験・交流施設の活用

国際交流や都市間交流、産官学の連携を推進するにあたり、創造的な活動の舞台にふさわしい空間として、町内の体験・交流施設の活用を推進します。

また、交流・連携をより良いものとするため、参加者の声を反映した体験プログラムの開発や、既存の体験・交流機能の再生や有効活用も検討します。

《主要な取組》 ■体験型事業の実施 ■体験・交流施設の再生・有効活用の検討

基本目標6 思いやりのある自治のまちの実現

第3節 人権尊重と男女共同参画の推進

—基本方針—

障害の有無、国籍、性別、年齢などあらゆる分野で不公平や不平等がなくなり、誰もがお互いの人権を尊重しあう「心のバリアフリー⁷⁶」が実現されたまちを目指します。

また、男女が多様な生き方を認め合い、あらゆる分野の活動に平等に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を目指します。

現況と課題

- 我が国では、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、誰もが個人として等しく尊重され、年齢や出自、性別等に関わりなく能力を発揮することのできる社会環境をつくることは、行政の重要な役割の1つです。
- 本町では、同和問題をはじめとする障害者、女性、外国人などに対する差別や、いじめや児童虐待、高齢者の疎外などの人権問題の解消に取り組んでいますが、現実にはさまざまな偏見が依然として残っているため、こうした状況を看過することなく、ふれあい・交流、参加・体験を重視した多様な啓発活動や教育活動を推進していく必要があります。
- 特に男女の人権については、「城里町男女共同参画基本計画」を策定し、家庭や職場、地域などのあらゆる場所で男女がともに対等な個人として社会参画できる環境の整備を進めていますが、コロナ禍において女性の雇用の減少やDV⁷⁷被害の増加が明らかになるなど男女共同参画の遅れが顕在化していることから、これまでの取組を強化する必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 人権教育・啓発活動の展開と人権意識の高揚

人権の尊重という普遍的な理念を家庭、地域、学校、職場などあらゆる生活の場に根づかせ、町民誰もが差別されることなく尊厳を持って暮らすことのできる社会環境を創出していくため、国の策定した「人権教育・啓発に関する基本方針」に基づき、学校教育や社会教育における人権教育・啓発に積極的に取り組むとともに、人権教育を効果的に進めるための人材育成を図ります。

《主要な取組》 ■あらゆる機会・場を通じた人権意識の高揚 ■人権に関する講演会・研修会の実施
■学校教育や社会教育における人権教育・啓発の推進

(2) 人権侵害への対応と人権擁護の推進

関係機関や人権擁護委員等と連携して、相談・支援体制の強化や、偏見や差別による人権侵害が発生した場合の被害者の救済に積極的に取り組み、人権擁護を推進します。

《主要な取組》 ■関係機関との連携強化 ■特設相談所の開設

(3) 男女平等意識の醸成

性別による固定的役割分担⁷⁸やこれを包含した社会的慣習の見直しに向けて、あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動を推進するとともに、町民の男女平等意識の実態調査、男女共同参画に関する情報の収集・提供に努めます。

また、女性が被害に遭うことの多いDV、セクシャルハラスメント等の防止や被害者救済のため、関係機関と連携して啓発や相談窓口の設置に努めます。

《主要な取組》 ■広報紙やホームページ、イベント等における情報発信 ■男女平等意識に関する調査の実施
■講座や講演会の開催

⁷⁶ さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことで、段差等の解消だけでなく、社会に参加する上で障壁（バリア）となっている差別や偏見、無理解等の解消を図ること。

⁷⁷ Domestic（家庭内）Violence（暴力）の略。日本では、家庭内に限らず、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力のことをいう。

⁷⁸ 家庭、職場、地域などにおいて、男性、女性という性別を理由として、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」といった役割を分けること。

(4) 女性の社会参画の促進

女性が活躍しやすい環境づくりを積極的に支援し、地域や職場で中心的な役割を担う女性の拡大を促進します。

出産や子育てを理由に離職する女性のキャリア形成や再就職の支援を検討します。

行政分野では、女性の社会参画のモデルとなるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を積極的に推進します。

- | | | |
|---------|----------------------|---------------------|
| 《主要な取組》 | ■女性団体等の育成 | ■女性のキャリア形成支援・就労支援 |
| | ■オンライン講座(遠隔授業)等の受講支援 | ■各種審議会・委員会への女性登用の促進 |

(5) ワーク・ライフ・バランスの促進

就業内容や家庭における役割に関する意識変革を促すとともに、「家事・育児・介護」と「仕事」のバランスが取りやすい環境づくりを促進します。

男性の育児休暇の取得や、フレックスタイム制⁷⁹、テレワーク等の多様な就業形態の普及を図ります。

また、子育て支援分野等と連携して、必要なサービスが利用しやすい環境づくりを推進します。

- | | | |
|---------|-------------|------------------|
| 《主要な取組》 | ■家庭や企業への啓発 | ■多様な就業形態に関する情報提供 |
| | ■表彰制度等の導入検討 | ■サービス・支援制度等の情報提供 |

⁷⁹ 一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度のこと。日々の都合にあわせて時間の配分ができるため、プライベートと仕事とのバランスがとりやすくなる。

基本目標6 思いやりのある自治のまちの実現

第4節 行財政運営の合理化・効率化

—基本方針—

「行政改革大綱」の理念に基づき、限られた人材や財源を有効に活用する行政経営への転換を進め、効率的、効果的な行政サービスの提供を図ります。

また、創意と工夫による財源の確保や無駄な経費の削減に努めながら、「未来のための事業」に対する投資も進めます。

現況と課題

- 本町では、町が誕生した当初から、合併に伴う行政機構の見直しや事務事業の合理化、地域格差の是正を推進し、行政の効率化による自立的、安定的な財政運営の確保に取り組んでいます。
- 平成29年3月には「城里町行政改革大綱」を策定し、町民サービス、まちづくり、財政、行政経営の4つの視点から一層の行政改革に取り組んでいます。人口減少・少子高齢化をはじめ本町を取り巻く環境は今後ますます厳しさを増すことが予想されることから、今後もこうした取組を組織的・体系的に継続していく必要があります。
- 近年の町の財政は、自主財源の要となる町税収入が減少する一方、扶助費⁸⁰などの義務的経費⁸¹をはじめとする歳出が増加する傾向にあります。財政健全化法による指標は概ね改善傾向にあるものの、今後も引き続き財源の安定的な確保や歳出の削減合理化に努め、効率的で健全な財政運営に取り組む必要があります。

施策の方向と主な取組

(1) 行政改革の推進

社会経済情勢の変化や地方分権の進展、町民ニーズの多様化に対応するため、継続的な業務内容の評価・改善、さらに業務の効率化と透明性の確保を図る行政改革を推進します。

行政評価制度を活用して、事業、施策の効率性や必要性、緊急性などを見極め、事務事業の廃止や見直し、拡大などを検討します。また、事務改善などについての職員からの提案制度を実施し、職員の意識改革を図るとともに、事務・事業の改善を進めます。

- 《主要な取組》
- 行政評価に基づく事務事業の廃止や見直しの実践
 - 情報通信技術(ICT)等を活用した行政手続きの効率化
 - 職員提案等による事務事業の改善

(2) 組織体制の強化と職員の活性化

効率的で質の高い行政サービスを提供するため、職員の意欲や能力を重視した適材適所の人材配置に努めるとともに、組織機構の見直しや組織横断的なチームの設置など社会状況の変化にあわせた柔軟な対応を推進します。

職員研修や民間との協働の取組などを通じて職員の資質や能力向上と活性化を図るとともに、メンタルヘルス対策や職場の環境改善などを進め、職員一人ひとりが意欲や能力を最大限に発揮できる環境づくりに努めます。

- 《主要な取組》
- 社会状況の変化に合わせた組織改正の検討
 - 職員研修の充実
 - 職員のメンタルヘルス対策
 - 適正にあった職員配置
 - 地方創生を担う人材・職員の育成

⁸⁰ 社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づき実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

⁸¹ 地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

(3) 公平で利用しやすい町民サービスの推進

町民サービスの利便性の向上と地域格差のない公平なサービスの提供を目指して、全町に整備された光ファイバー網を活用した行政情報サービスの拡充を進めるとともに、本庁と支所のネットワークによる窓口サービスのさらなる効率化を図ります。

また、各庁舎では、日常的な申請手続きや行政相談等に対応する総合相談窓口の設置など、窓口サービスの向上策を検討します。

《主要な取組》 ■インターネットを活用した行政情報サービスの提供 ■住民票等のコンビニ交付サービスの推進
■窓口サービスの向上策の検討

(4) 効率的な財政運営

中期的展望に立った財政収支計画を策定し、歳出全般の効率化と財源の重点配分、計画的な基金繰入を行い、健全な財政運営の実現を目指します。

効率的・効果的な事業執行を目指して、事務事業評価に基づいた財源配分や事務事業の取捨選択などを検討し、計画と予算の連携強化を図ります。

《主要な取組》 ■歳出計画の策定・公表 ■財政計画の策定・公表
■財政状況・財務情報の公表 ■事務事業評価と予算の連携

(5) 財源の確保と公正な賦課徴収の推進

町税の適正課税、町税収入等の収納率向上などを進めるとともに、ふるさと納税の活性化や公共施設・公的不動産等を活用した収益獲得の検討などを進め、自主財源の確保を図ります。

納税者の利便性向上による収納率の向上と、徴税事務の効率化を目指して、電子申告・納税システム(e-Tax)の周知や、新たな情報システムへの対応を検討します。

行政と町民の役割分担等に配慮しつつ、受益者負担の原則と公平な負担を確保するため、社会経済情勢に応じた各使用料、手数料、負担金の適正化を図ります。

《主要な取組》 ■ふるさと納税の活性化 ■稼ぐ公共施設の検討
■クラウドファンディング等の多様な資金調達手法の検討と推進
■国・県の補助金等の活用 ■交付税措置の活用
■電子申告・納税システムの周知 ■受益者負担の適正化

(6) 補助金等の整理合理化

業務の目的や効率的な進め方等を慎重に見極めた上で、指定管理者制度や管理委託の導入、PFI⁸²事業の導入などを検討します。

経費に見合った適切な補助額の算定のもと、補助対象経費、補助率等の見直しを図り、行政効果を勘案した補助金の整理・合理化に努めます。

《主要な取組》 ■事業実施体制の検討 ■サンセット方式⁸³の推進

(7) 既存公共施設の活用・適正化

公共施設の有効活用を促進するとともに、「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の維持管理や長寿命化を推進します。

更新時期の近づく施設については、利用状況等を適切に把握しながら、長期的な視点から施設の整理・統合の可能性についても検討します。

《主要な取組》 ■城里町公共施設等総合管理計画の見直しと資産管理・資産活用の体制強化
■城里町公共施設等総合管理計画と企業誘致等との連携強化

⁸² 民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法の1つ。正式名称を、Private-Finance-Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)といい、頭文字をとってPFIと呼ばれている。

⁸³ 取組が長期化、固定化して当初の目的や効果が曖昧となることを防ぐため、あらかじめ事業の終期を明示しておくこと。

基本目標6 思いやりのある自治のまちの実現

第5節 広域行政の推進

—基本方針—

近隣自治体との連携・協調を図り、町域を超えた共通の行政需要への対応や防災面での連携体制の強化を図ります。

また、地域の更なる発展や活力ある都市圏の形成に向けて、経済活性化などのより幅広い分野での連携を推進します。

現況と課題

- 交通網の発達、情報化の進展などを背景に町民の生活圏や経済圏は行政区域を越え、広域化が進んでいます。また、町民の価値観や生活スタイルも多様化しており、行政需要も複雑、多様化しています。このような状況に町単独で対応するのは困難であることから、地理的、社会的、経済的な結びつきの強い関連自治体と県央地域首長懇談会を構成し、広域的な行政の推進に努めています。
- 平成28年7月には、県央地域首長懇談会を構成する5市3町1村の「定住自立圏⁸⁴」形成に関する協定を締結し、これに基づき医療や福祉、公共交通等の分野で多くの連携事業を展開しています。現在は、広域での経済成長等も視野に入れた「連携中枢都市圏⁸⁵」に関する検討も始まっており、今後もこれまで形成してきた広域行政の枠組みや新しい制度を十分活かしながら、国・県及び近隣自治体と施策の連携を強化し、広域的な課題への対応や効果的・効率的な行政サービスの提供を進める必要があります。
- また、東日本大震災等の大規模災害を通じて、地域間協力や連携の重要性があらためて認識されたことから、防災面での災害時の相互援助協定をはじめとした他市町村とのさらなる連携体制の構築が必要です。

施策の方向と主な取組

(1) 広域的な連携の推進

行政区域を越える広域的な課題に効率的に対応するため、関係自治体と連携して課題の解決や施策の効率的な展開を図りながら、連携中枢都市圏構想に基づくより幅広い分野の連携についても検討を進めます。

また、防災面での災害時相互援助協定などの連携体制を構築するため、他市町村との新たな連携を検討します。

- 《主要な取組》 ■近隣市町村連携事業の実施 ■他市町村との災害時相互応援協定の締結
 ■連携中枢都市圏形成の推進
 ■1市3町(笠間市・城里町・益子町・茂木町)による協議会の枠組みを活用した婚活支援体制の強化

(2) 行政体制の強化

地方分権の進展などの流れに対応して、行政体制の強化に向けた新たな広域的対応のあり方について検討を進めます。

- 《主要な取組》 ■近隣市町村長懇話会の実施等

(3) 共同化等の検討

町の人口の減少や町民のニーズの多様化にともなって、町単独では効率が極めて悪い事業や、サービスの提供が困難な事業が発生した場合には、事業統合や共同化、管理の一体化などの広域化を検討します。

ライフラインの安定確保や非常時の対応力の強化を図るため、上・下水道等に関する周辺市町村との広域的な連携についても検討を進めます。

- 《主要な取組》 ■上・下水道の広域化・共同化の検討

⁸⁴ 人口減少・少子高齢社会における地方自治体の広域連携の枠組みの1つで、人口5万人程度以上の中心市と、社会的、経済的に密接な関係を有する近隣市町村とで形成する都市圏のこと。これらが連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能を確保し、定住の受け皿を形成することが狙い。

⁸⁵ 人口減少・少子高齢社会における地方自治体の広域連携の枠組みの1つで、相当の規模と中核性を備える指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏のこと。これらが連携・協力することにより、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することが狙い。

..... (この頁は白紙です)

資料編

- 1 策定の経緯
- 2 城里町総合計画策定条例
- 3 城里町総合計画審議会
- 4 城里町総合計画策定委員会
- 5 諮問書・答申書
- 6 城里町国土利用計画
- 7 SDGs との関係

1 策定の経緯

本計画は、以下に示す「城里町総合計画審議会」「城里町総合計画策定委員会」を中心に、町民アンケート等による町民の意向の反映や、庁内に設置したワーキングチームでの検討や各課へのヒアリング・意見照会なども実施して策定を進めました。

なお、計画の策定時期に新型コロナウイルス感染症の発生により、当初予定していた町民ワークショップの開催を中止することになりました。また、会議の開催等にあたっては、感染予防のため書面開催などの対応を行っています。

年月日	内容
令和2年 8月28日(金)	第1回 城里町総合計画策定委員会 ・計画の策定方針について ・策定作業の進め方について ・町民等の意見の収集について
9月23日(水) ～10月7日(水)	町民アンケート調査(城里町創生総合戦略と共通で実施) ・町内に居住する満18歳以上の町民2,000人を対象に、郵送配布・郵送回収により以下をたずねるアンケート調査を実施 1) 城里町の暮らしやすさの評価 2) 町政に対する評価 3) これからのまちづくりにおいて重視する取組 4) 町の人口減少対策に関する内容 ※4のみ40歳未満の方限定の質問として実施
令和3年 5月26日(水)	第1回 城里町総合計画審議会 ・計画の策定方針について ・基本構想の見直しの有無(目標人口)について ・後期基本計画の見直しの方向性(各施策の方向)について ・(仮)重点プロジェクトについて
6月28日(月)	第2回 城里町総合計画審議会 ・個別の施策・事業の内容について ・重点プロジェクトの内容について
7月12日(月)	第2回 城里町総合計画策定委員会 ・第2次城里町総合計画 後期基本計画の策定経過について ・パブリックコメントの実施について
7月13日(火) ～8月6日(金)	パブリックコメント ・第2次城里町総合計画 後期基本計画(案)に関する意見募集 ・城里町人口ビジョン【改訂版】(案)に関する意見募集 ・第2期城里町創生総合戦略(案)に関する意見募集
8月(書面開催)	第3回 城里町総合計画審議会 ・パブリックコメントの結果・対応について ・第2次城里町総合計画 後期基本計画(答申案)のとりまとめ
9月27日(月)	第3回 城里町総合計画策定委員会 ・第2次城里町総合計画 後期基本計画(答申案)について

2 城里町総合計画策定条例

平成 25 年 12 月 25 日

条例第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、城里町の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における城里町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 町政の最高理念であり、町の将来像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 町政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 町政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 町長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、城里町総合計画審議会条例(平成 17 年城里町条例第 116 号)第 1 条に規定する城里町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 5 条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第 7 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 城里町総合計画審議会

1. 城里町総合計画審議会条例

平成17年2月1日
条例第116号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、城里町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、城里町計画の策定その他その実施に関し、必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 一般町民
- (4) 町の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により委嘱し、又は任命された委員は、当該地位又は職を退いたときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

2. 城里町総合計画審議会条例施行規則

平成 17 年 2 月 1 日

規則第 62 号

改正 平成 26 年 11 月 26 日規則第 10 号

平成 27 年 3 月 30 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、城里町総合計画審議会条例（平成 17 年城里町条例第 116 号。以下「条例」という。）第 3 条の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の資格)

第 2 条 委員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 3 条第 2 項第 1 号委員とは、議会議長、各常任委員長
- (2) 条例第 3 条第 2 項第 2 号の委員とは、農業委員会長、商工会長、農業協同組合代表、土地改良区代表、教育委員会教育長、社会教育委員議長、森林組合代表
- (3) 条例第 3 条第 2 項第 3 号の委員とは、区長会長、民生委員・児童委員協議会会長、女性会会長、PTA 連絡協議会長及び一般公募による委員若干名

附 則

この規則は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 4 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(城里町総合計画審議会条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この規則による改正後の城里町総合計画審議会条例施行規則第 2 条の規定は適用せず、改正前の城里町総合計画審議会条例施行規則第 2 条の規定は、なおその効力を有する。

3. 城里町総合計画審議会委員名簿

	選出	氏名	所属	備考
1	条例第3条第2項第1号 町議会議員	関 誠 一 郎	城里町議会議長	
2		菌 部 一	城里町議会総務民生常任委員会委員長	
3		三 村 孝 信	城里町議会教育産業常任委員会委員長	
4	条例第3条第2項第2号 学識経験者	石 川 丈 幸	城里町農業委員会会長	
5		廣 木 和 久	城里町商工会会長	
6		岡 崎 一 美	水戸農業協同組合常任理事	
7		阿久津 貴守	常陸農業協同組合理事	
8		江 幡 龍 夫	常北土地改良区理事長	
9		小 幡 利 克	那珂川統合土地改良区理事	
10		高 岡 秀 夫	城里町教育委員会教育長	
11		飯 村 治	城北森林組合代表監事	
12		盛 田 守	笠間広域森林組合代表理事組合長	
13		砂 金 祐 年	常磐大学総合政策学部総合政策学科教授	
14		須 藤 祐 一	(株)常陽銀行石塚支店長	
15		田 所 俊 幸	(株)筑波銀行常北支店長	
16	条例第3条第2項第3号 一般町民	櫻 井 昭 次	城里町区長会会長	副会長
17		和 田 雅 治	城里町民生委員・児童委員協議会会長	
18		飯 村 ひろ子	常北女性会（代表）	
19		小 滝 京 子	七会女性会会長	
20		仲 田 尊 子	城里町PTA連絡協議会会長	
21		所 祐 一	一般公募	
22		鯉 渕 魁 斗	一般公募	
23	中 野 千鶴子	一般公募		
24	条例第3条第2項第4号 町の職員	仲 田 不二雄	城里町職員（副町長）	会長

敬称略

条例は城里町総合計画審議会条例をいう

4 城里町総合計画策定委員会

1. 城里町総合計画及び国土利用計画策定委員会設置要綱

平成 21 年 10 月 1 日

訓令第 7 号

改正 平成 25 年 12 月 5 日訓令第 15 号

平成 28 年 3 月 30 日訓令第 15 号

(設置)

第 1 条 この訓令は、城里町総合計画及び国土利用計画（以下「総合計画」という。）の策定について必要な事項を調整又は協議するため、城里町総合計画及び国土利用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画策定についての方針に関すること。
- (2) 総合計画の基本構想、基本計画及び実施計画に関すること。
- (3) 総合計画に係る調査及び総合調整に関すること。
- (4) 国土利用計画に関すること。
- (5) その他総合計画に関する事項

(組織等)

第 3 条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 委員長には副町長、副委員長にはまちづくり戦略課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は策定委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第 4 条 策定委員会の補助機関としてワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームの会則については、別に定める。

(会議)

第 5 条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

(庶務)

第 6 条 策定委員会の庶務は、まちづくり戦略課において行う。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年訓令第 15 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年訓令第 15 号）抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現に改正前の訓令の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条関係）

副町長
会計管理者
教育長
総務課長
町民課長
財務課長
税務課長
健康保険課長
長寿応援課長
福祉子ども課長
農業政策課長
都市建設課長
下水道課長
会計課長
水道課長
教育委員会事務局長
農業委員会事務局長
議会事務局長

2. 城里町総合計画策定委員会名簿（策定時点）

	氏名	所属	備考
1	仲田 不二雄	副町長	委員長
2	久保田 和美	会計課長 兼 会計管理者	
3	高岡 秀夫	教育長	
4	山口 成治	総務課長	
5	加藤 孝行	町民課長	
6	雨宮 忠芳	財務課長	
7	佐藤 宰	税務課長	
8	飯村 正則	健康保険課長	
9	稲川 弘美	長寿応援課長	
10	山崎 栄一	福祉子ども課長	
11	増井 栄一	農業政策課長	
12	大津 好男	都市建設課長	
13	所 克実	下水道課長	
14	阿久津 恵三	水道課長	
15	園部 繁	教育委員会事務局長	
16	高瀬 浩文	農業委員会事務局長	
17	阿久津 雅志	議会事務局長	
18	小林 克成	まちづくり戦略課長	副委員長

敬称略

5 諮問書・答申書

1. 第2次城里町総合計画 後期基本計画 諮問書

城里まち戦第 625 号
令和3年5月17日

城里町総合計画審議会
会長 仲田 不二雄 様

城里町長 上遠野 修

諮問について

城里町総合計画策定条例第3条に基づき、下記について諮問します。

記

諮問事項

諮問第1号 第2次城里町総合計画 後期基本計画案について

2. 第2次城里町総合計画 後期基本計画 答申書

令和3年9月21日

城里町長 上遠野 修 様

城里町総合計画審議会会長 仲田 不二雄

第2次城里町総合計画後期基本計画について（答申）

令和3年5月17日付け城里まち戦第625号で諮問のありました第2次城里町総合計画後期基本計画（案）について、当審議会では慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

なお、本審議会では各委員から出された意見を十分に配慮され、まちの将来像である『人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち』の実現に向け、後期基本計画（特に重点プロジェクト）を着実に推進されるよう求めます。

記

1. 第2次城里町総合計画後期基本計画（案）

* 別添1 第2次城里町総合計画後期基本計画（案）に対する意見

* 別添2 城里町総合計画審議会審議経過・委員名簿

6 城里町国土利用計画

国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%)

利用区分	平成25年	令和2年	令和7年	構成比		
				平成25年	令和2年	令和7年
農用地	2,610	2,584	2,557	16.2%	16.0%	15.8%
農地	2,560	2,536	2,510	15.9%	15.7%	15.6%
採草放牧地	50	48	47	0.3%	0.3%	0.3%
森林	9,895	9,949	9,991	61.3%	61.7%	61.9%
国有林	3,953	4,064	4,151	24.5%	25.2%	25.7%
民有林	5,942	5,885	5,840	36.8%	36.5%	36.2%
原野	163	161	161	1.0%	1.0%	1.0%
水面・河川・水路	302	300	300	1.9%	1.9%	1.9%
水面	44	44	44	0.3%	0.3%	0.3%
河川	177	177	177	1.1%	1.1%	1.1%
水路	81	79	79	0.5%	0.5%	0.5%
道路	644	667	683	4.0%	4.1%	4.2%
一般道路	327	350	366	2.0%	2.2%	2.3%
農道	241	241	241	1.5%	1.5%	1.5%
林道	76	76	76	0.5%	0.5%	0.5%
宅地	710	726	736	4.4%	4.5%	4.6%
住宅地	557	563	567	3.5%	3.5%	3.5%
工業用地	37	40	42	0.2%	0.2%	0.3%
その他の宅地	116	126	137	0.7%	0.8%	0.8%
その他	1,813	2,050	2,009	11.2%	12.7%	12.4%
合計	16,137	16,137	16,137	—	—	—
市街地	—	—	—	—	—	—

【定義等】




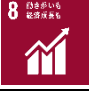
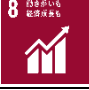
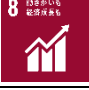


















利用区分	定義等
農地	・農林水産省作物統計面積調査から推計
採草放牧地	・『世界農林業センサス林業調査報告書』の「採草放牧に利用されている面積」
森林	・茨城農林水産統計年報から推計
原野	・『世界農林業センサス林業調査報告書』の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」または国有林に係る部分を除いた面積
水面	・天然湖沼：該当なし ・人造湖：ダム年鑑 ・ため池：町調べ
河川	・河川面積：町調べ ・二級河川、準用河川は該当なし
水路	・過去10年間の水路面積の推移から推計
一般道路	・茨城県道路現況調査、町調べ等
農道	・過去10年間の農道面積の推移から推計
林道	・『世界農林業センサス林業調査報告書』林業編
宅地	・固定資産の価格等の概要調査
住宅地	・固定資産の価格等の概要調査 ・公営住宅用地面積は前回調査と同様
工業用地	・過去10年間の工場敷地面積から推計
その他	・日本自動車研究所やゴルフ場、墓地公園など上記以外

7 SDGs との関係

SDGs とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、国連が人間、地球及び繁栄のための行動計画として策定したものです。

SDGs は、経済・社会・環境の統合的な取組を推進し、持続可能な住みやすい環境を目指すもので、その理念は町の行政運営と重なる部分が多く、また施策を推進する上で相乗効果も期待できることから、第2次城里町総合計画の33の基本施策とSDGsの掲げる17の目標との対応関係を整理して、双方の内容の実現に向けて一体的な取組を進めます。

基本目標	基本施策	対応する主要な SDGs の目標※
基本目標 1 安全・安心な生活 基盤のあるまちの 実現 《都市基盤・防災・ 防犯》	1 計画的土地利用の推進	  
	2 道路・交通体系の整備	  
	3 上・下水道・河川の整備	  
	4 公園・緑地の整備と緑化の推進	 
	5 情報通信網の整備・充実	
	6 景観の形成	 
	7 住宅地・住宅の整備	 
	8 消防・救急体制の強化と防災の推進	 
	9 防犯・交通安全対策の推進	 
基本目標 2 健やかに暮らせる まちの実現 《健康・福祉》	1 地域福祉の充実	  
	2 子育て支援の充実	     
	3 高齢者福祉の充実	   
	4 障害者福祉の充実	   
	5 保健・医療の充実	  
	6 社会保障制度の充実	  

基本目標	基本施策	対応する主要な SDGs の目標※
基本目標3 活力とにぎわいの あるまちの実現 《産業》	1 農林業の振興	   
	2 商工業の振興	 
	3 観光・レクリエーションの振興	 
	4 新たな産業の誘致・育成	 
	5 消費者保護の推進	
	6 住みたくなるまち、働きたくなるまちの構築	 
基本目標4 人と文化を育む 人間性豊かなまち の実現 《教育・文化》	1 とともに社会を生き抜く力を身につける教育	  
	2 安心して学べる教育環境の整備	   
	3 生涯にわたって学べる環境の整備	 
	4 郷土の文化の継承と文化財の保護	
基本目標5 環境にやさしく、 豊かな自然と共生 するまちの実現 《環境》	1 自然環境の保全	  
	2 循環型社会の形成	  
	3 低炭素社会の形成	    
基本目標6 思いやりのある 自治のまちの実現 《自治・コミュニティ・ 行財政》	1 住民主体のまちづくりの推進	 (全体に関係あり)
	2 多様な交流の推進	 
	3 人権尊重と男女共同参画の推進	   
	4 行財政運営の合理化・効率化	  (全体に関係あり)
	5 広域行政の推進	   

※上では直接的な関係のある目標のみを掲載。施策の展開にあたっては他の目標との連携も想定する。

第2次城里町総合計画 後期基本計画

発行 令和3年10月
発行者 城里町
〒311-4391
茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428番地の25
Tel : 029-288-3111(代)
Fax : 029-288-3113
Email : machi@town.shirosato.lg.jp
HP : <https://www.town.shirosato.lg.jp/>